事　業　概　要

令和２年版

東京都西多摩建設事務所



街路整備事業
「福生3・3・30号」
福生市福生地内
平成30年6月現在



交通安全施設事業（歩道設置）
「一般都道　福生青梅線（第249号）」
羽村市羽西一丁目地内から同市小作台五丁目地内
令和元年6月完成



道路整備事業
「一般都道165号伊奈福生線（永田橋通り）」
（あきる野市草花地内）
令和2年6月



急傾斜地事業
「河辺町一丁目地区」
（青梅市河辺町一丁目地内）
令和2年6月



砂防海岸整備事業
「西川砂防工事」
（奥多摩町棚沢地内）
令和2年6月



中小河川整備事業
「霞川整備工事」
（青梅市木野下一丁目地内）
令和2年6月



路面補修事業及び交通安全施設事業（自転車走行空間）
「主要地方道立川青梅線（第29号）奥多摩街道」
福生市熊川地内
令和元年5月完成



道路災害防除事業（日原燕岩洞門）
「一般都道日原鍾乳洞線（第204号）日原街道」
西多摩郡奥多摩町日原地内
平成30年9月完成（平成30年10月1日交通開放）



道路災害防除事業（一205-59上斜面）
「一般都道水根本宿線（第205号）」
西多摩郡檜原村樋里地内
平成30年7月完成



橋梁維持事業（愛宕大橋塗装）
「一般都道奥多摩あきる野線（第184号）多摩川南岸道路」
西多摩郡奥多摩町氷川地内
平成31年2月完成



道路災害防除事業（一206-96上斜面）
「一般都道川野上川乗線（第206号）奥多摩周遊道路」
西多摩郡奥多摩町原地内
令和2年3月完成



路面補修事業
「一般都道川野上川乗線（第206号）奥多摩周遊道路」
西多摩郡檜原村数馬地内
令和元年10月完成

ま　え　が　き

当事務所は、青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、奥多摩町及び檜原村の４市３町１村にまたがる区域を管轄し、その総面積は572．70k㎡で23区の面積に匹敵する。

管内の面積のうち約70％は山岳地で占められ、その中でも東京の最高峰雲取山（標高2，017m）を中心とした峰々が連なる自然の景勝地は、秩父多摩甲斐国立公園区域に指定され、保護されている。

山岳地の西部地域に対して東部地域は、都心のベッドタウンとして市街化が進行し、人口増加と交通量の増大により、都市の様相が大きく変化してきている。特に、管内東部を南北に縦断する圏央道が、平成１７年３月にあきる野ＩＣまで、平成２４年３月には高尾ＩＣまでが開通したことで、都内で計画されていたすべての区間が開通し、交通利便性が大きく向上した。

また、平成２３年３月１１日の東日本大震災、平成２６年２月８日及び１４日の雪害や令和元年１０月１２日の台風１９号被害の経験を踏まえ、管内における防災対策の一層の推進が強く求められている。

これらの要望に応えるため、山間部におけるバイパス道路整備や斜面崩落防止、急傾斜崩壊防止、砂防事業、河川の護岸整備など、災害に強く、安全・安心・快適な施設整備に努めている。併せて、環境にも配慮した道路・橋梁等都市基盤施設の整備を重点的・効果的に進めている。

「『未来の東京』戦略ビジョン（令和元年１２月）」に掲げる将来の東京の姿を目指し、豊かな自然を生かした活力と魅力あふれる西多摩の発展のため、引き続き管内市町村と密接に連携し、住民の理解と協力を得ながら事業を着実に進めていく。

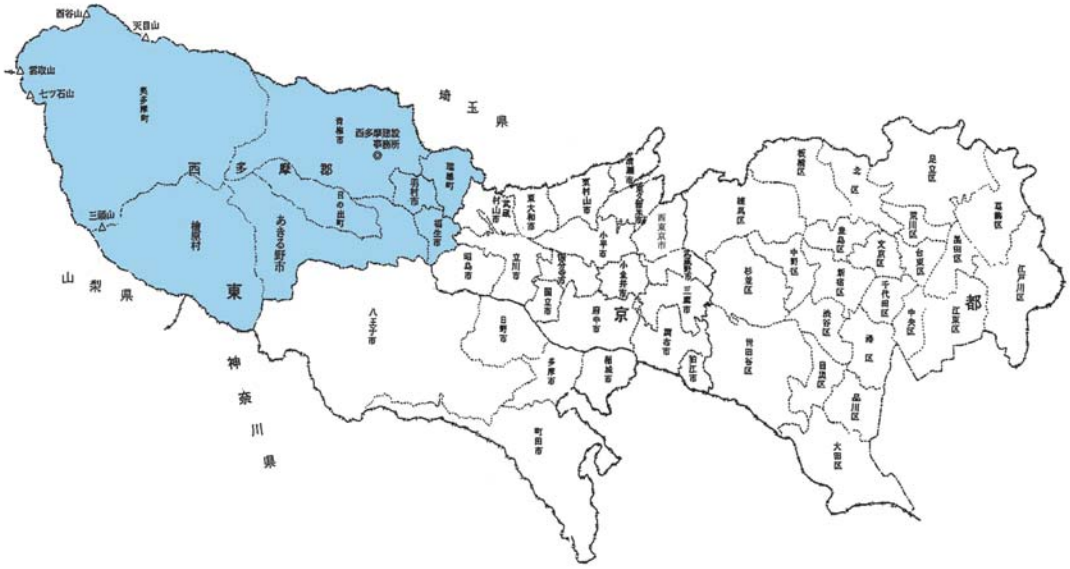
目　　次

第１ 所管区域の概況 …… 1
　１ 所管区域の概況図 …… 1
　２ 面積と人口 …… 1
第２ 事務所の機構 …… 2
　１ 沿　　革 …… 2
　２ 組織及び分掌事務 …… 3
　３ 職員配置表 …… 7
　４ 所 在 地 …… 8
第３ 事業の概要 …… 10
　１ 課 題 …… 10
　２ 主な事業内容 …… 10
　３ 予算と決算 …… 11
第４ 道　　路 …… 13
　１ 道路の現況 …… 13
　(1)管内道路の概要 …… 13
　(2)通称道路名 …… 16
　２ 道路の管理 …… 16
　(1)道路管理 …… 16
　(2)道路の維持補修 …… 21
　(3)奥多摩周遊道路の維持管理 …… 34
　３ 道路の整備 …… 38
　(1)概　　要 …… 38
　(2)道路・街路・交通安全施設事業 …… 38
　　(2)－１ 主な道路事業 …… 40
　　(2)－２ 主な街路事業 …… 49
　　(2)－３ 主な交通安全施設事業 …… 53
　　(2)－４ 主な鉄道立体交差事業 …… 59
　(3)用　　地 …… 64
　(4)橋梁整備事業等 …… 68
第５ 河　　川 …… 74
　１ 河川の現況 …… 74
　２ 河川管理 …… 75
　３ 河川事業 …… 79
　４ 水　　防 …… 85
　５ 土砂災害警戒区域等の指定 …… 85
第６ 市町村補助事業 …… 91
　１ 市町村土木補助事業 …… 91
第７ 第三次みちづくり・まちづくりパートナー事業 …… 92
＜別表＞ …… 93
　(1)管内道路の現況　　(4)横断歩道橋調書　　(7)地下歩道調書
　(2)通称道路名一覧表　　(5)人道橋調書　　(8)都市計画河川一覧
　(3)管理橋梁調書　　(6)トンネル調書

第１　所管区域の概況

１ 所管区域の概況図

当所管内は、東京都の西端に位置し、東は昭島市、武蔵村山市、南は八王子市及び神奈川県、西は山梨県、北は埼玉県にそれぞれ接している。



２ 面積と人口

表１　　（令和２年４月１日現在 東京都総務局 推計）

区分／地域	管内	内訳					
		青梅市	福生市	羽村市	あきる野市	瑞穂町	奥多摩町
面積　（k ㎡）	572.70	103.31	10.16	9.90	73.47	16.85	225.53
人口　（人）	380,941	133,134	57,204	54,446	79,963	32,262	4,863
人口密度（1k ㎡当たり）	665	1,289	5,630	5,500	1,088	1,915	22

区分／地域	内訳		東京都全体	２３区	東京都との比率	２３区との比率
	日の出町	檜原村				
面積　（k ㎡）	28.07	105.41	2,194.07	627.57	26.1%	91.3%
人口　（人）	17,092	1,977	13,982,622	9,682,088	2.7%	3.9%
人口密度（1k ㎡当たり）	609	19	6,373	15,428	10.4%	4.3%

第２　事務所の機構

１ 沿 革

大正 10 年	東京府青梅土木出張所として発足する
昭和 17 年 7 月	東京府西多摩地方事務所の中に土木課として編入される
昭和 18 年 7 月	東京都制が施行され、東京府と東京市を廃し、東京府の区域に東京都を設置
昭和 38 年 10 月	地方事務所設置条例の全面改正により西多摩事務所土木課と改称
昭和 42 年	奥多摩有料道路建設に対応するため土木課を土木第一課・土木第二課に分割増強
昭和 44 年 4 月	組織改正に基づき、東京都建設局の出先機関として西多摩建設事務所が設置され、5課（庶務・管理・用地・工事第一・工事第二）、9工区の組織で発足する
昭和 45 年 4 月	道路維持管理体制強化を図るため補修課を増設
昭和 48 年 4 月	奥多摩有料道路の開通に伴い奥多摩出張所を設置
昭和 49 年 4 月	組織改正により用地課を用地第一課・用地第二課へ分割増強
昭和 49 年 7 月	執行体制充実のため、西多摩建設事務所に次長を設置
昭和 60 年 2 月	青梅合同庁舎から独立し現在地へ庁舎を新築移転
昭和 60 年 4 月	次長制を廃止し、副所長制を設置
平成 2 年 4 月	奥多摩有料道路を無料化し、道路名称を奥多摩周遊道路に変更する
平成 11 年	組織改正により用地第一課と用地第二課を統合し、用地課を設置
平成 16 年	管理工区の再編を行い、所長、副所長（庶務課長兼務）、6課、1出張所5工区の現在の体制となる

2 組織及び分掌事務

当所は、令和2年4月1日現在、所長、副所長（庶務課長兼務）、6課、1 出張所、1専門課長、32担当、5工区、職員総数191名（うち会計年度任用職員42名）であり、分掌事務は、次のとおりである。



- 用地課
  - 監察担当
    1. 道路及び河川の機能保持に係る監察（奥多摩出張所の所管に属するものを除く）
    2. 道路、河川等の工事及び占用工事の監察並びに調整（奥多摩出張所の所管に属するものを除く）
    3. 車両制限令に基づく取締り、公有水面等の監察
    4. 道路及び河川の不法占用等の取締り（奥多摩出張所の所管に属するものを除く）
    5. 沿道区域及び河川保全区域内の措置命令又は許可に係る工事の監察（奥多摩出張所の所管に属するものを除く）
    6. 道路、河川等、砂防指定地・急傾斜地崩壊等危険区域の管理に係る監察
    7. 道路及び河川の管理瑕疵による紛争処理
    8. 異常気象時における対応
  - 調整担当
    1. 事業用地取得（地上物件及び地下埋設物の移転を含む）に伴う所内各課との連絡調整
    2. 事業用地の取得に係る土地、借地権等の評価額の調整及び損失補償の額の調整
    3. 土地収用の手続きの連絡調整
    4. 公共事業の施行に伴う移転資金の貸付及び公営住宅の斡旋
    5. 代替地及び先行取得用地に関すること
  - 用地担当（６）
    1. 事業用地の取得、地上物件、地下埋設物の移転その他の損失補償
    2. 前記1に係る土地、借地権等の評価及び損失補償額の算定
    3. 土地収用の手続き、生活再建対策
- 用地専門課長
  1. 用地取得事務に係る専門的事項の助言・助力
  2. 特に所長の命を受けた事項
- 工事第一課
  - 工務担当
    1. 道路及び交通安全施設（一種事業）等工事の工程管理及び各課との連絡調整
    2. 前記の工事に係る施設物の引継ぎ及び地下埋設物及び占用物件の移設等
    3. 市町村土木補助工事（道路関係）
    4. 都市計画法第66条の規定に基づく周知事務
    5. 都市計画等の相談
  - 設計総括担当
    1. 道路及び街路の工事に係る調査及び設計（設計担当に属するものを除く）
  - 設計担当
    1. 道路の工事に係る調査及び設計
  - 安全施設担当
    1. 交通安全施設（一種事業）の調査及び設計
  - 工事担当
    1. 道路及び交通安全施設（一種事業）の工事
    2. 前記工事の設計変更及び精算の照査
  - 測量担当
    1. 道路及び交通安全施設（一種事業）の工事に係る測量（用地測量を含む）
    2. 建築に係る境界線の測量


工事第二課
工務担当
1 橋りょう、河川、砂防、地すべり防止及び急傾斜地崩壊防止の工事に伴う工程管理及び各課との連絡調整
2 橋りょう、河川及びこれらの付属物の引継ぎ
3 地下埋設物及び占用物件の移設等
4 河川等の占・使用及び河川産出物の採取の技術的調査並びに指導
5 水防事務、防災行政無線の管理
6 都市計画法第66条の規定に基づく周知事務及び都市計画等の相談
7 市町村土木補助工事（河川）
8 工事用資材及び機械器具の管理
橋りょう設計担当
1 橋りょうの工事に係る調査及び設計
河川設計担当
1 河川、砂防、地すべり防止及び急傾斜地崩壊防止の工事に係る調査及び設計
2 土砂災害警戒区域等の指定に関する事務
河川設計担当
1 土砂災害防止法に基づく基礎調査及び土砂災害警戒区域等の指定に関する事務
工事総括担当
1 河川、砂防、地すべり防止及び急傾斜地崩壊防止工事、施行及び監督（工事担当に属するものを除く）
2 橋りょうの築造工事、施行及び監督（橋りょう工事担当・工事担当に属するものを除く）
3 河川の防災、しゅんせつ等の維持及び河川の災害復旧工事（河川維持担当・補修担当に属するものを除く）
4 前記の各工事の設計変更及び清算の照査
5 河川維持工事等に伴う地下埋設物及び占用物件の移設（河川維持担当・補修担当に属するものを除く）
6 担当区域の事業用地及び建物の監視（工事担当に属するものを除く）
橋りょう工事担当
1 橋りょうの築造工事、施行及び監督
2 前記の各工事の設計変更及び清算の照査
工事担当（2）
1 河川、砂防、地すべり防止及び急傾斜地崩壊防止工事、施行及び監督
2 橋りょう工事の施行及び監督
3 前記の各工事の設計変更及び清算の照査
4 担当区域の事業用地及び建物の監視
河川維持担当
1 河川の防災、しゅんせつ等の維持工事及び災害復旧工事
2 前記の各工事の設計変更及び清算の照査
3 河川維持工事等に伴う地下埋設及び占用物件の移設
補修担当
1 急傾斜地崩壊防止施設、砂防施設の補修工事
2 前記の各工事の設計変更及び清算の照査
測量担当
1 橋りょう、河川、砂防、地すべり防止及び急傾斜地崩壊防止工事に係る測量（潰地測量を含む）
2 建築に係る境界線の測量
補修課
工務担当
1 道路、橋梁等の維持補修に係る工事の進行管理及び連絡調整
2 道路、橋りょう等の現況調査
3 道路法等に基づく諸行為に係る工事の技術的調査、指導
4 道路の維持管理瑕疵による紛争の技術的調査
5 地下埋設物及び占用物件の移設及び橋りょう荷重制限
補修設計担当
1 道路、橋りょう及びこれらの付属物の維持補修に係る計画、調査、測量及び設計
2 道路、橋りょうの災害復旧工事に係る計画、調査、測量及び設計

- 奥多摩出張所
  - 施設設計担当
    1. 道路の施設設備に係る現況調査、並びに計画、調査、測量及び設計
    2. 道路の災害防除及び災害復旧に係る現況調査及び台帳の整備保管並びに工事に係る計画、調査、測量及び設計
    3. 交通安全施設（一種事業を除く）の計画、調査、測量及び設計
  - 工事担当
    1. 道路、橋りょう及びこれらの付属物の維持補修に伴う工事
    2. 街路樹、緑地帯等の調査、設計及び工事
    3. 交通安全施設（一種事業を除く）の工事
    4. 道路災害復旧工事
    5. 前記の各工事の設計変更及び清算の照査
  - 施設維持担当
    1. 道路附属物設備に係る現況調査、計画、設計及び工事
    2. 道路設備の保守管理に係る計画、調査、設計
    3. 前記の各工事の設計変更及び清算の照査
  - 道路管理担当
    1. 公文書事務、公印の管守
    2. 所管内道路の占・使用許可申請書等の受理及び周遊道路区域における同申請の技術的指導
    3. 所管内の道路法等に基づく占用等に係る各種工事の監察
    4. 所管内の道路交通情報、周遊道路管理用無線の管理
    5. 周遊道路区域内の地下埋設物、占用物件の移設及び橋りょうの荷重制限
    6. 周遊道路区域内の道路、橋りょう及びこれらの付属物の維持補修に係る計画、調査、測量及び設計並びに工事の施工及び監督（道路保全担当に属するものを除く）
    7. 周遊道路区域内の交通安全施設（一種事業を除く）に係る計画、調査、測量及び設計並びに工事の施工及び監督
    8. 所管内（周遊道路を除く）の道路、橋りょう及びこれらの付属物の維持補修並びに交通安全施設（一種事業を除く）に係る工事の施工及び監督
    9. 前記の各工事の設計変更及び清算
    10. 所管内事業用地及び建物の監視
  - 道路保全担当
    1. 所管内の道路及び橋りょうの機能保持に係る監察
    2. 周遊道路区域内の道路、橋りょう及びこれらの付属物の維持補修に係る計画、調査、測量及び設計並びに工事の施工及び監督
    3. 周遊道路区域内の道路の災害防除及び災害復旧工事に係る計画、調査、測量及び設計並びに工事の施工及び監督
    4. 所管内（周遊道路を除く）の道路、橋りょう及びこれらの付属物の維持補修、新設、改修等工事の施工及び監督
    5. 地すべり防止及び急傾斜地崩壊防止工事の施工及び監督
    6. 前記の各工事の設計変更及び清算
- （工区）
  - 奥多摩工区（奥多摩町管内）
  - 青梅工区（青梅市管内）
  - 福生工区（福生市、羽村市、あきる野市〔旧秋川市〕、瑞穂町管内）
  - あきる野工区（あきる野市〔旧五日市町〕、日の出町管内）
  - 檜原工区（檜原村管内）

  1. 工区内の測量及び調査並びに工事の施工監督
  2. 前記工事の設計変更及び清算
  3. 道路・河川の構造及び機能の保全
  4. 道路・河川の占・使用許可申請書等の受理
  5. 工区内の事業用地及び建物の監視

３　職員配置表

（令和２年４月１日現在）

表２

課＼区分	担当名	管理職		一般職			合計	会計年度任用職員（専門職）	会計年度任用職員（アシスタント職）
		事務	技術	事務	技術	技能労務			
庶務課	庶務担当	1	1	5			7		1
	経理担当			5			5	1	1
	検査担当				1		1		
	計	1	1	１０	1		１３	1	2
管理課	道路管理担当	1		6			7		1
	道路台帳担当				2		2	4	
	河川管理担当			3			3	2	
	監察担当			3			3	5	
	計	1		１２	2		１５	１１	1
用地課	調整担当	1		4	1		6		1
	専門課長	1					1		
	用地担当			１２			１２		
	計	2		１６	1		１９		1
工事第一課	工務担当		1		3		4	1	3
	設計総括担当				3		3		
	設計担当				3		3		
	安全施設担当				2		2		
	工事担当				3		3		
	測量担当				3		3		
	計		1		１７		１８	1	3
工事第二課	工務担当		1		2		3	1	2
	橋りょう設計担当				3		3		
	河川設計担当				6		6	1	
	工事総括担当				2		2		
	橋りょう工事担当				2		2		
	工事担当				3		3		
	河川維持担当				3		3		
	補修担当				2		2		
	測量担当				2		2		
	計		1		２５		２６	2	2
補修課	工務担当		1		2		3	1	2
	補修設計担当				6		6		
	施設設計担当				6		6		
	工事担当				7		7		
	施設維持担当				1		1		1
	計		1		２２		２３	1	3
奥多摩出張所	道路管理担当		1		4	1	6	3	1
	道路保全担当				4		4	1	
	計		1		8	1	１０	4	1
（工区）	奥多摩工区				3	2	5	1	1
	青梅工区				5	2	7	1	1
	福生工区				5		5	1	1
	あきる野工区				3	2	5	1	1
	檜原工区				3		3	1	
	計				１９	6	２５	5	4
	合計	4	5	３８	９５	7	１４９	２５	１７

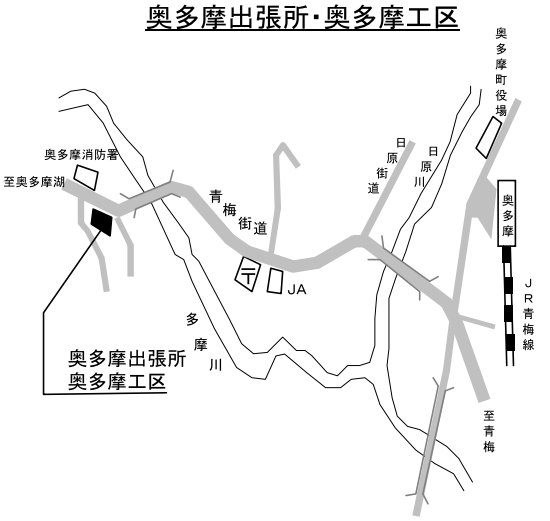
4　所　在　地

事務所名		所　在　地	電　話
西多摩建設事務所		青梅市東青梅3丁目20番1号	0428－22－7210 (ダイヤルイン代表/庶務課) FAX 0428－22－8433
奥多摩出張所		西多摩郡奥多摩町氷川951番4号	0428－83－3634～3636 FAX 0428－83－3639
（工区）	奥多摩工区	〃	0428－83－3637･3638 FAX 0428－83－3639
	青梅工区	青梅市河辺町6丁目4番1号 (東京都青梅合同庁舎1階)	0428－22－5195･5197 FAX 0428－22－5196
	福生工区	福生市北田園2丁目7番2号	042－551－6420･6434 042－530－4014 FAX 042－551－0969
	あきる野工区	あきる野市舘谷266番8号	042－595－0974･1137 FAX 042－595－1134
	檜原工区	西多摩郡檜原村403番	042－598－1139･1257 FAX 042－598－1138

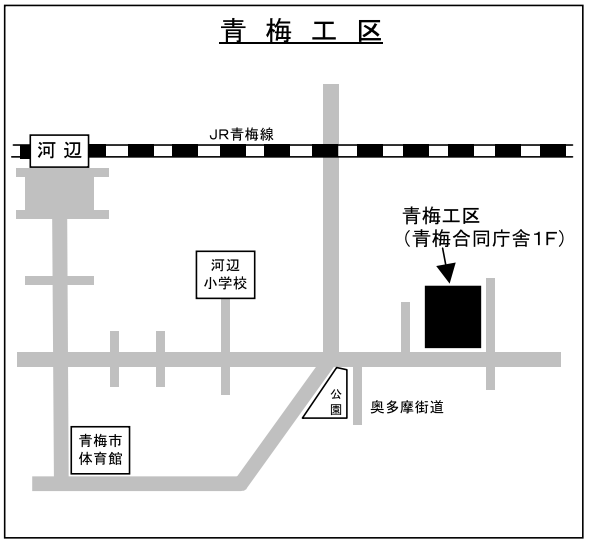
西多摩建設事務所・奥多摩出張所・各工区 所在地略図



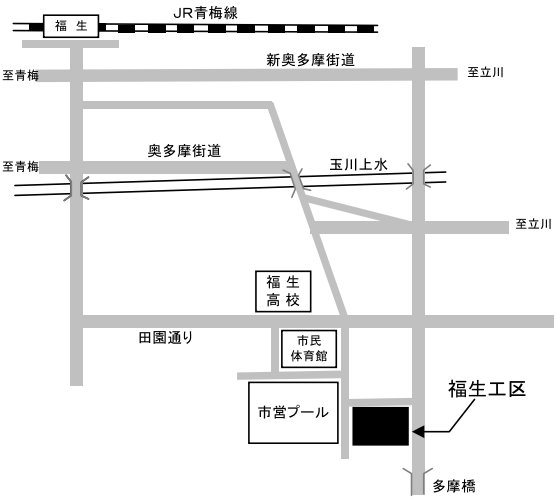
奥多摩出張所・奥多摩工区



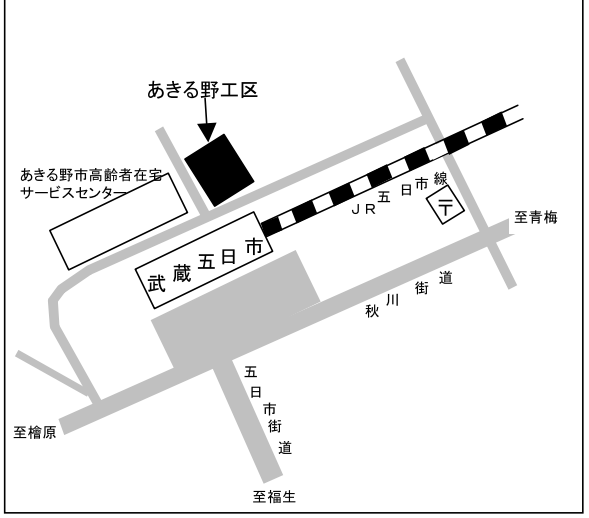
青　梅　工　区



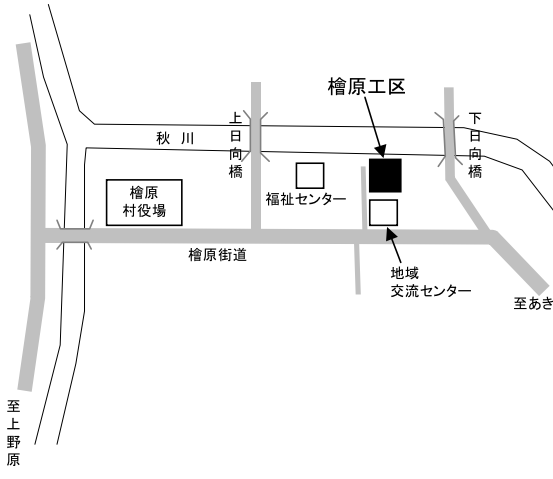
福　生　工　区



あきる野工区



檜　原　工　区



第３　事業の概要

１ 課 題

当所は、8市町村（青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、奥多摩町、檜原村）を所管し、その面積は23区に匹敵する。この広大な管理区域においては、道路、橋梁の建設・維持管理及び河川の改修・維持管理に加え、砂防事業、地すべり防止事業、急傾斜地崩壊防止事業等を所管しており、地域の特殊性から次のような行政課題を抱えている。

(1)市街化が進む東部の平坦地域においては、今後の秩序ある都市としての発展及び安全で円滑な道路ネットワークの形成を目的として、都市計画に基づく基盤整備が急がれている。中でも、道路交通量の増大に伴う交通の円滑化、安全対策の上から、地域幹線道路や橋梁などの改良整備の促進及び維持管理の充実が望まれている。

(2)急峻で厳しい地勢条件となる西側の山間部においては、地域住民の生活の安全と発展のため、道路、橋梁などの整備の促進や改良の要請が強い。特に、山岳道路における崩土・落石に対する災害の防除、総合的な土砂災害対策及び集落の孤立化防止・交通混雑の緩和のためのバイパス道路の整備は重要課題である。

(3)管内の河川は、特に山間部においては、急流であり、降雨時には雨水が急激に流下し、下流域において河岸の洗掘、崩壊などの災害を生じ易く、また、都市化の進展と流域内の開発に伴う保水性の低下により未改修部分における氾濫の危険性が高まっている。そのため、河川の改修整備などの防災対策の促進が望まれている。

２　主な事業内容

以上のような行政課題に対応するため、当所では、主に次のような事業を推進している。

市街地においては、渋滞の緩和や安全性の向上のため青梅3・4・4号、福生3・4・4号などで街路事業を進めるとともに、道路と鉄道の立体交差化（志茂、箱根ヶ崎）、無電柱化（青梅街道、新奥多摩街道等）、歩道設置等の安全施設事業（吉野街道、秋川街道等）などに取組んでいる。

さらに、道路整備事業の進捗に合わせて新たな橋梁の整備を進めるとともに、防災及び予防保全の観点から多摩川、秋川などに架かる橋梁の耐震補強・長寿命化、さらにはトンネルの長寿命化対策等を推進している。

一方、山間地域では、防災や交通混雑の緩和のため、国道411号（青梅街道）のバイパスとして多摩川南岸道路の整備を、檜原街道・五日市街道のバイパスとして秋川南岸道路の整備を、さらに、日の出町大久野地区と青梅市梅郷・和田町地区とを

連絡する梅ヶ谷トンネル(仮称)の整備を進めている。

また、山岳道路では、日常点検や定期的な点検を基に、崩壊の危険度の高い斜面について、計画的に道路災害防除工事を実施し、奥多摩周遊道路を含む道路の安全性向上を図っている。

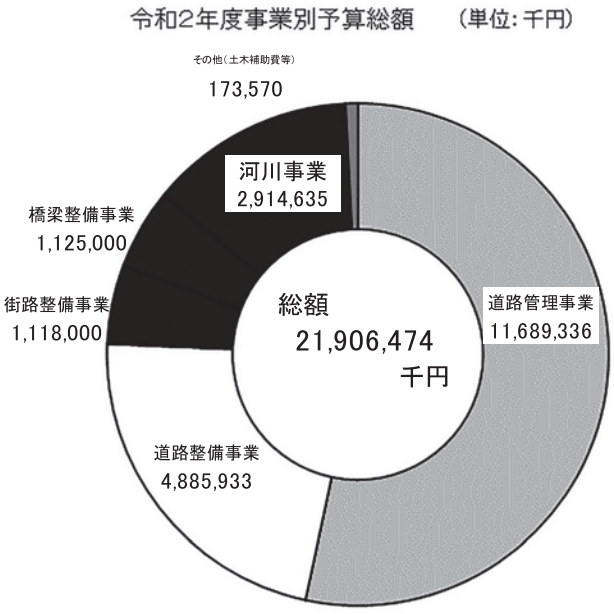
さらに、トンネルの予防保全の観点から山岳トンネルの補修を進め、併せてトンネル内附属物についても必要な更新を図っている。

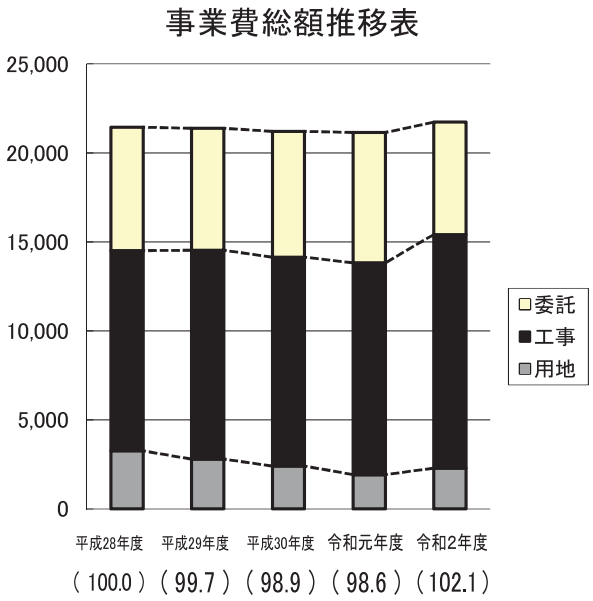
霞川、平井川においては、護岸整備による河道改修を実施するとともに、霞川では、調節池の設置により治水安全度の向上に努めている。

管内の3分の2が山地であり、土石流、崖地崩壊による災害の危険が高いため、ハード対策として砂防、法面崩壊防止施設の整備を実施するとともに、ソフト対策として土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域指定等を進め、災害の防止に努めている。

3　予算と決算

事業費年度別執行予定額及び執行実績額は表3－1のとおりである。





事業費年度別執行調書

表３－１　　（単位：千円）

科目	令和２年度執行予定額				令和元年度執行額			
	用地補償費	工事費	その他	計	用地補償費	工事費	その他	計
道路管理事業	568,885	8,143,556	2,976,895	11,689,336	64,377	5,680,914	2,347,963	8,093,254
道路管理費	0	0	45,000	45,000	0	0	41,549	41,549
道路維持費	0	494,674	1,127,447	1,622,121	0	490,149	1,181,458	1,671,607
橋梁維持費	0	232,100	16,000	248,100	0	126,168	9,466	135,634
道路補修費	0	2,440,682	240,148	2,680,830	0	2,054,507	108,581	2,163,088
橋梁整備費	0	1,318,900	130,100	1,449,000	0	365,690	145,656	511,346
交通安全施設費	564,300	827,300	907,000	2,298,600	62,832	581,200	400,205	1,044,237
道路災害防除費	4,585	2,487,900	511,200	3,003,685	1,545	1,945,200	461,048	2,407,793
道路災害復旧費	0	342,000	0	342,000	0	118,000	0	118,000
道路整備費	906,000	2,134,240	1,845,693	4,885,933	288,675	1,073,413	2,029,852	3,391,940
街路整備費	656,000	270,000	192,000	1,118,000	193,830	150,866	65,554	410,250
橋梁整備費	0	709,000	416,000	1,125,000	0	141,266	68,772	210,038
河川事業	158,500	1,870,800	885,335	2,914,635	29,353	1,232,071	545,296	1,806,720
河川維持費	0	115,000	89,900	204,900	0	159,635	103,017	262,652
水防費	0	0	2,375	2,375	0	0	2,655	2,655
河川防災費	0	120,800	119,000	239,800	0	370,946	88,885	459,831
河川環境整備費	0	20,000	10,000	30,000	0	0	2,076	2,076
中小河川整備費	70,500	141,000	82,030	293,530	27,856	173,628	36,161	237,645
砂防海岸整備費	88,000	1,414,000	582,030	2,084,030	1,497	478,362	312,502	792,361
河川災害復旧費	0	60,000	0	60,000	0	49,500	0	49,500
計	2,289,385	13,127,596	6,315,923	21,732,904	576,235	8,278,530	5,057,437	13,912,202
用地会計	0	0	0	0	0	0	0	0
管理費	0	0	0	0	0	0	0	0
土木管理費	0	0	0	0	0	827	34,798	35,625
土木補助費	0	0	173,570	173,570	0	0	201,262	201,262
合計	2,289,385	13,127,596	6,489,493	21,906,474	576,235	8,279,357	5,293,497	14,149,089

その他－委託(測量・設計等)

第４　道　　路

１　道路の現況

（１）管内道路の概要

当所が管理する道路は、一般国道（指定区間外）2路線、主要地方道13路線、一般都道30路線の計45路線である。

総延長は、389．232kmで、その各種内訳は表４－１～４－５のとおりである。

管内の特徴的なことは、河川（特に渓谷）を渡る橋梁と山間部におけるトンネルが多く含まれていることであり、その総数は橋梁304橋、トンネル40箇所にものぼる。

なお、その他に市町村が管理する道路が約2，395kmある。

表４－１　延長面積等一覧表　　平成31年4月1日現在

区　分	路線数	総延長(m)	内　　訳		
		総面積(㎡)	舗装道	砂利道	法敷・その他
国　　道	2	50，051	50，051	0	0
（指定区間外）		697，782	501，937	880	194，965
主要地方道	13	144，305	144，305	0	0
		2，212，195	1，784，267	368	427，560
一般都道	30	194，876	161，369	33，507	0
		2，557，298	1，591，056	115，804	850，438
合　　計	45	389，232	355，725	33，507	0
		5，467，275	3，877，260	117，052	1，472，963

表４－２　道路率の比較表　　平成31年4月1日現在

区分／地域	管内面積 (k㎡)	全公道		都管理道	
		道路面積 (k㎡)	道路率 %	道路面積 (k㎡)	道路率 %
都全域	2，193．96	188．85	8．6	41．69	1．9
区部	627．57	103．60	16．5	21．52	3．4
西多摩	572．70	15．72	2．7	5．47	1．0

表４－３　舗装別一覧表　　平成31年4月1日現在

区　分	コンクリート舗装	高級瀝青舗装	平板舗装	砂 利 道	計
国　道（指定区間外）	1, 782 m	48, 269 m	0 m	0 m	50, 051 m
	3. 6 %	96. 4 %	0 %	0 %	100. 0 %
主要地方道	4, 164 m	140, 141 m	0 m	0 m	144, 305 m
	2. 9 %	97. 1 %	0 %	0 %	100. 0 %
一 般 都 道	8, 762 m	152, 076 m	531 m	33, 507 m	194, 876 m
	4. 5 %	78. 0 %	0. 3 %	17. 2 %	100. 0 %
計	14, 708 m	340, 486 m	531 m	33, 507 m	389, 232 m
	3. 8 %	87. 5 %	0. 1 %	8. 6 %	100. 0 %

表４－４　車道幅員別一覧表　　平成31年4月1日現在

区　分		１９．５ｍ以上	１３．０ｍ以上	５．５ｍ以上	５．５ｍ未満	（未改良含む）内自動車交通不能
国　道（指定区間外）	延長m	30	674	45, 373	3, 974	0
	面積㎡	820	21, 757	627, 593	47, 612	0
主要地方道	延長m	194	4, 720	126, 966	12, 425	0
	面積㎡	8, 229	111, 658	1, 970, 610	121, 698	0
一 般 都 道	延長m	222	7, 752	104, 121	82, 781	39, 794
	面積㎡	6, 870	198, 582	1, 881, 761	470, 085	105, 282
計	延長m	446	13, 146	276, 460	99, 180	39, 794
	面積㎡	15, 919	331, 997	4, 479, 964	639, 395	105, 282

表4－5　奥多摩出張所・工区別管理規模調書

令和2年4月1日現在

区　　分		奥多摩工区	青梅工区	福生工区	あきる野工区	檜原工区	奥多摩出張所	計
		奥多摩湖水沿道を除く	青梅市	福生市、あきる野市（旧秋川市）、羽村市、瑞穂町	あきる野市（旧五日市町）、日の出町	檜原村	奥多摩湖水沿道	
道　　路	延長　m	52,807	114,661	85,716	55,893	39,576	40,579	389,232
	面積　㎡	558,380	1,457,002	1,354,962	710,188	515,105	871,638	5,467,275
橋　　梁	数量　橋	43	113	30	60	43	15	304
	延長　m	2,412	2,741	2,589	1,988	1,197	949	11,876
	面積　㎡	23,540	28,711	38,551	23,839	10,979	8,878	134,498
トンネル	箇所　数	14	8	1	5	2	10	40
	延長　m	6,540	1,778	0	2,209	1,163	1,766	13,456
地　下　道	箇所　数	－	3	9	1	－	－	13
	延長　m	－	86	153	28	－	－	267
道路照明 ＊トンネル照明含む	数量　基	2,141	3,527	3,489	2,015	972	1,377	13,521
歩道植樹桝	数量　本	－	1,558	1,806	97	－	－	3,461
歩道植樹帯	＊数量　本	－	3,129	4,622	2,310	－	－	10,061
＊街路樹本数	面積　㎡	42	18,760	34,004	11,984	－	－	64,790
緑地帯等	数量　本	16	609	793	131	29	－	1,578
	箇所　数	16	134	127	89	8	－	374
	面積　㎡	2,645	18,200	20,680	7,635	6,094	－	55,254

※道路の数値は、平成31年4月1日時点のものである。

（２）通称道路名

東京都は、昭和59年5月1日都告示により主要な道路に「通称道路名」を付して、地域住民や一般利用者等の生活上、道路交通上の道しるべとして、効果的な利用を図ってきた。

しかし、前回の通称名設定から30年経過しており、この間の道路の新設、延伸整備等による都内の道路状況の変化に応じた見直しが必要となった。このため、通称名のない道路に新たに親しみやすい名前をつけ、既に通称名のつけられている道路も実態に合わせて起・終点を延長するなどの改定を行い、都民をはじめとする利用者や観光客の交通の利便を図るとともに、災害時の避難や緊急輸送に役立てることを目的として、平成26年4月1日都告示により、新たに通称道路名を追加設定した。

管内の「通称道路名」は、別表（2）のとおり23路線が設定されている。

２　道路の管理

（１）道路管理

道路管理の目的は、道路を常時良好な状態に維持し、安全で能率的な交通の確保という本来機能と、上下水道、電話、電気、ガス等都市施設の設置場所としての二次的な機能をあわせ持っている。当所ではこれらの機能を安全かつ円滑に発揮するため、道路の占用許可・道路台帳の整備・道路交通の保全及び占用使用等の適正化のための監察のほか、道路予定地の管理などを行っている。

近年の道路をとりまく急速な環境の変化は、管内でも例外ではなく、大規模宅地開発や区画整理事業など従来とは質的にも量的にも異なってきており、今後様々なニーズに対応した高度な管理体制が求められている。

ア　道路の区域決定等の事務

道路法上の告示行為として道路区域の決定及び変更、供用開始及び廃止の事務並びに、竣功道路の引継ぎと監督処分の外に行政代執行等の法律的行政行為も行っている。

イ　道路台帳

道路管理者は、道路法第28条に基づき道路台帳を調製・保管するとともに道路台帳の閲覧を求められたときは、これを拒むことができないものである。

(ア)道路台帳は、道路法施行規則第4条の2により調書及び図面をもって組成されることとなっているが、このうち図面は、道路台帳平面図、地下埋設物台帳平面図及び道路敷地構成図で構成されている。道路台帳平面図及び地下埋設物台帳平面図は管内路線の100%を調製しているが、道路の敷地の範囲と道路の区域の境界線を記入した道路敷地構成図については、令和元年度末の調製率が 65.3%となっていることから鋭意調製作業を進めている。

また、平成22年度より、「みちきゃどくん(道路台帳業務支援システム)」を導入していることから、同システムの本格稼動に向けて、当所保管の道路台帳についても統一された仕様によりCAD 化を進めている。当所の CAD 化率は平成28年度末で概ね100%である。

(イ)道路境界の立会い、道路区域証明及び道路幅員証明等の事務が最近増加傾向にある。また、東京都事務手数料条例の改正に伴い、平成9年10月から道路台帳の有料による複写サービスを実施している。

前年度実績は、表4－6のとおりである。

表4－6 令和元年度道路台帳整備及び区域調査等の実績

項目＼数量	件数(件)	延長(m)
道路台帳の整備(敷地構成図の調製)	3	4,040
地下埋設物台帳平面図の補正	1	—
道路区域及び境界確定等	62	—
道路台帳及び境界確定の閲覧・複写	1,708	—
道路幅員証明	14	—

ウ　境界確認・確定事務

平成20年5月より、当所管内の道路・河川に係わる建設局所管公有地及び都管理の国土交通省(旧建設省)所管国有地に係わる境界確認・確定事務、並びに土地境界図等の閲覧・証明の窓口業務を行っている。

エ　道路占用

道路の二次的な機能としての道路占用、使用許認可申請についても、増加する傾向にあり、道路本来の機能との調整を図りつつ、適切な事務処理を行っている。

このほかに、民地への自動車乗入れのための歩道切下工事及び法敷と民地とを接続するための自費工事の承認、沿道区域内に対する措置命令などを行っている。

内訳は、表４－７のとおりである。

表４－７ 令和元年度道路占用等許可件数及び収入額一覧表

区分	公益事業占用					一般占用	協議占用 交通管理者等	自費工事	沿道掘削	計
	上水道	下水道	ガス	電気	通信					
許可件数	176	86	21	328	214	352	84	83	7	1,351
占用料	0	0	(12) 7,589	(40) 25,429	(80) 66,739	(159) 8,386	0	0	0	(291) 108,143
監督事務費	(73) 9,075	(16) 2,928	(0) 0	(25) 799	(12) 441	0	0	0	0	(126) 13,243

※一般占用の許可件数には、更新分を含む
※(　)書は件数であり、占用料は調定件数、監督事務費は対象許可件数である。
なお、占用料・監督事務費の実数は金額であり、単位は千円

オ　道路監察

道路河川パトロールカー（２台）により、常時管内を監察（奥多摩出張所管内の道路については、同出張所が実施）し、道路構造の保全と安全かつ円滑な道路交通を確保するよう努めている。平成20年度からは専任の監察業務職員の配置により、監察指導の強化・充実を図っている。前年度の実績は、表４－８のとおりである。

特に道路上工事については、必要に応じ夜間監察も実施している。監察種別は次のとおりである。

（ア）平常時パトロール

道路を路線ごとにパトロールし、管内全域にわたって、おおむね4日に1回の割合で監察するよう計画的に実施している。

主要な監察事項は、以下のとおりであるが、該当するものを発見した場合はその都度、口頭注意や文書による警告を行って是正するよう指導し、あるいは関係機関に対して通報し、応急措置を行う等、事故の未然防止に努めている。

主要監察事項

A　道路不法占用及び道路に関する禁止行為の監察

B　道路上工事の監察

C　道路の損傷又その誘因となる事象の監察

D　沿道区域における工事等の監察

Ｅ　車両制限令による違反行為の監察

Ｆ　その他道路管理に関する法令違反行為及び特命事項の監察

（イ）特別パトロール

春と秋の全国交通安全運動、道路ふれあい月間及び年末時等には特別監察を行い、さらに警察署、各公益企業者等との合同監察も随時実施している。

（ウ）異常時のパトロール

当所管内は山岳道路が多く、台風や集中豪雨など異常時には道路交通の安全を確保するため、特にパトロールを強化している。

（エ）道路上各種占用工事の調整

年4回（年間調整3月、その他6月・9月・12月）道路管理者、管内警察署、企業者及び市町村等で構成する東京都道路上工事調整協議会を開催し、各機関の計画している道路上工事について工期の短縮、掘り返しの防止、競合工事に対する工程順序等の調整を行っている。

なお前年度における年間道路上工事調整数は表４－9のとおりである。

表４－８　令和元年度道路監察実績表

道路監察実績													
項目	路線監察延回数	①　路線監察											
		道路の不良箇所発見数	内容		禁止行為違反発見数	違反内容		処理内容		車両制限令違反発見数	沿道区域の監察	処理内容	
			道路	道路付属物		不法占用物件等	路面汚染等	行政指導	行政処分			行政指導	行政処分
件数	1,075	318	39	279	2,026	2,026	0	1,991	0	0	45	18	0

②　道路上工事の監察										
監察内容	監察箇所延総数	指摘箇所数	指摘件数	指摘内容					処理内容	
				掘さくに関すること	復旧に関すること	路面覆工に関すること	保安施設に関すること	その他	行政指導	行政処分
件数	2	2	2	0	0	0	2	0	2	0

表４－９　令和元年度年間道路上工事調整表

区　分	件　数	延　長（m）	備　考
管理者工事	234	75,984	
企業者工事	129	31,626	
計	363	107,610	

カ　公有財産管理

（ア）事業予定地の管理については「建設局所管公有財産管理要綱」に基づいて処理している。

平成18年度から、新たな公会計制度の導入に伴い、財産情報システムが稼働した。これにより、用地課で買収され、引き継がれた全ての土地を道路資産として把握することができるようになった。

また、管理柵の設置、除草等については、関係課、工区等の協力を得てより適正に行うよう努めている。

(イ)都道敷内民有地(以下「敷民」という。)については、当該土地所有者から道路として使用することの承諾を得たものであり、寄付の申し入れにより適時、登記手続きを行っている。

しかしながら、未だ多くの敷民が存在しており、都道区域内の敷地状況を的確に把握するために、道路敷地調査測量を実施している。

キ　地域内道路化した都道の市町村への移管

新規に広域幹線道路やバイパスの整備などの道路整備を行った結果、今までの都道は必然的に幹線道路の機能を失い、地元の地域サービスの交通を分担するようになってきている。

これらいわゆる地域内道路化した都道(以下「旧道」という。)は、地域住民のニーズに合ったきめ細かい管理が求められている。そのため、当所ではこれまでにも関係市町村と個別協議を重ね移管促進を図ってきた。

これら旧道の関係市町村への移管について、平成8年3月に策定された「東京都行政改革大綱」により正式に対象になったことをうけ、当所では今後も関係市町村への説明会の開催、道路敷地構成図の調製など引きつづき必要な条件整備を行い、円滑な移管促進を図っていくこととしている。

(2) 道路の維持補修

道路法では、道路、橋梁等の施設は適正に管理を行い、その機能を常時良好な状態に保持し、一般交通に支障とならないよう努めなくてはならないと定められている。

(道路法第42条)

道路は、道路本体とトンネル、橋、擁壁など道路と一体になっている施設や工作物、および道路の付属物(防護柵、街灯、街路樹、道路標識等)からなっており、これらを定期点検・維持補修することで安全で快適な交通を確保するよう努めている。

特に、管内には、急峻な山岳部の道路が多く、路面や施設の管理だけでなく道路に接する斜面についても管理している。

道路や斜面の不具合は重大な事故の発生につながる危険性があるため、日常的な巡回監視が非常に重要である。このため奥多摩、青梅、あきる野工区には直営巡回点検班を配置し、福生工区管内は道路巡回点検委託により、道路や斜面の不具合個所の早期発見や緊急措置を行うなど未然の事故防止に努めている。

ア　道路橋梁維持

（ア）＜道路維持＞　安全快適な交通を確保するために行なう経常的な修繕である。

管内を6つの区域にわけ、直営巡回点検班と道路巡回点検委託による道路の巡回点検と、単価契約や総価契約等の請負工事及び作業の委託等による維持補修を行っている。また、落石処理や冬期における除雪、路面の凍結防止、トンネル内のつらら落とし等、管内特有な作業も行い、異常に対し常に即応できる態勢をとり安全な道路の維持に努めている。

（イ）＜橋梁維持補修＞　所の管理する道路にある橋梁304橋、横断歩道橋24橋、人道橋36橋の補修、塗装、橋梁照明の保守等を行っている。

橋梁304橋の内、架設後25年以上たったものは258橋ある。これら橋梁の中には交通量の増大や車輌の大型化の影響によって劣化が進み、また現行の基準に適合しなくなったものも含まれている。

急速に進む橋梁の高齢化と、これに伴う膨大な更新費用の発生に適切に対応していくために、平成21年3月に「橋梁の管理に関する中長期計画」が策定され、管内橋梁を長寿命化対策橋梁、一般管理対象橋梁、小橋梁の3つに区分し、戦略的な予防保全型管理を推進している。

今年度は、氷川大橋、桧村橋、中福生陸橋、睦橋、昭和橋、境橋の長寿命化工事、上成木橋、本町歩道橋の橋脚補強工事ほか橋面舗装及び塗装等維持補修工事を行う。

イ　道路補修

（ア）＜路面補修＞　管内の道路は、圏央道の開通による企業立地などで交通量の増大と通行車輌の大型化、重量化が進んでいる。特に管内には砕石類の生産工場や発生土受入れ指定地が数多く存在していることから、重車両の通行が多く路面の痛みが目立っている。

また、交通騒音や振動、歩道部の改善など沿道環境の向上の要請も多く、その改善策への対応が急がれている。

こうした背景から、路面補修では従来の車道を中心とした現状回復的な補修から、路面補修にあわせた歩道部の段差や勾配の改善、既設側溝上部の改修などにより、安全で快適な歩行空間の確保に積極的に取り組んでいる。また、交通騒音の激しい場所への低騒音舗装や降雨による水はね、水しぶきを抑制するための排水性舗装の採用など沿道環境の改善にも努めている。

今年度は国道、主要地方道を中心に延長12．7km、面積約97㎡の路面補修工

事を予定している。

また、車道の舗装打換え等にあわせ、現道内の歩道拡幅や段差解消などの歩道改善を行っており、今年度は管内3箇所で工事を行う予定である。

（イ）＜道路施設整備＞ 管内には、地形的な制約から設置された道路施設、トンネル40箇所、掘割道路7箇所、地下歩行者道13箇所、擁壁922箇所、組立歩道9箇所、桟道28箇所、道路排水対策上設置された調整池1箇所、排水場1箇所、および道路情報を伝える道路情報板40箇所、トンネル警報板12箇所、トンネル内AMラジオ再放送19箇所、道路監視設備（ITS）56箇所など道路の保全上必要な施設が設置されている。これらの施設には、経年劣化による補修や計画的な更新が必要となっているものもある。

戦略的な維持管理として、トンネルの予防保全型管理を推進している。今年度は大麦代トンネルなどの補強・補修工事を行う。

ウ　道路災害防除

山岳道路斜面の崩壊や落石等による通行への影響を未然に防ぐため、道路災害防除事業を実施している。

山岳道路の斜面管理については、昭和57年10月の国道411号奥多摩町川野地区における土砂崩落事故を契機として、斜面調査方法の手法を確立し、昭和59年に道路通行規制区間の斜面台帳整備、昭和60年には、道路通行規制区間外の斜面台帳を整備した。

以降5年毎に、山岳道路斜面定期点検調査（全路線、全斜面を対象）を行い、斜面の状態を把握し、台帳の更新を行っている。

また、毎年行う特別点検（Ⅰ、Ⅱランク対象）や、職員による日常パトロール、通常巡回等、常に山岳道路の安全管理に努めている。

なお、基準等については、平成6年6月に策定された「東京都山岳道路斜面防災保全策要領」が、平成8年2月の北海道豊浜トンネル岩盤崩壊事故や平成24年12月の中央道笹子トンネル崩落事故などを受け順次改定され、近年では平成31年3月に改定している。

現在、その斜面台帳に基づいて各斜面の対策工法を検討し、災害防除事業を実施して斜面管理を含めた山岳道路の管理を行っている。

施設の種類は、モルタル吹付、ブロック積、落石防止網、落石防止柵、法枠、アンカー工、擁壁工などで、それぞれの斜面にあった工法を選んで施工しており、今年度は43箇所（奥多摩周遊道路を除く）の災害防除事業を予定している。なお、施工され

る施設は道路区域外での工事も多く、平成11年度より、永久構造物を設置する区域については、用地の買収を行っている。

今後も優先順位を踏まえ、計画的に災害防除工事を実施し、道路の保全に努める。

エ　災害復旧

台風や集中豪雨等で一定基準を満たした異常気象が発生し、公共土木施設が一定規模以上（都道府県は120万円／個所以上）被災した場合は、国に対して公共土木施設の被害報告を提出し、復旧に要する必要経費を算定の上で国に負担の請求を行なう。国は被害の程度を確認し、被災の原因、復旧工事の概要など請求された内容が適正なものであるかの査定（災害査定）を実施する。

査定には所管省庁の査定官、立会官が現地に赴いて査定を行ない、国費として支給される内容が適正かどうかの確認を行なう。査定結果に基づき負担額が決定されると、災害復旧事業として復旧工事を行うことになる。

なお、採択基準に満たない場合には都単独の災害復旧として事業を実施することになる。

昨年10月の台風19号で被災した主53号24斜面（青梅市成木六丁目地内）他2箇所で発生した斜面崩落箇所を災害復旧事業（国庫補助対象）として実施した。

オ　交通安全施設整備（二種事業ほか）

交通環境の改善を図ることによる交通事故の防止と、交通需要に応じた道路附属物の設置により快適な交通の流れを確保するため、今年度は、区画線10，000m、車道改良1，435m、防護柵975m等を予定している。

架空線地中化事業は、平成15年度から主29号青梅市河辺町六丁目から同市東青梅四丁目間1，060mと、都181号青梅市新町四丁目から羽村市小作台一丁目間1，150mの2路線で事業に着手し、都181号は平成23年度に完了、主29号も平成24年度に完了した。平成24年度から主５号青梅市東青梅から同市野上町間1,300m、主29号福生市牛浜から同市本町間1,050mの2路線で事業に着手している。新規路線として、国道411号あきる野市秋川一丁目から同市秋川五丁目間670m、主29号福生市福生から羽村市川崎一丁目間1，620m、主29号福生市熊川750mの3路線4箇所で事業に着手する。

また、平成26年度より、主29号福生市熊川から青梅市河辺町六丁目間7，878mで、自転車走行空間整備事業を実施している。

カ　山岳道路の管理

管理道路の約50％は、山間部に位置しており、常に落石や斜面崩壊の危険をは

らんでいると言っても過言ではない。

昭和51年7月国道411号奥多摩町室沢地内での崩壊、昭和57年10月奥多摩町川野地内の崩壊、平成3年8月奥多摩周遊道路の崩壊等大規模な土砂崩壊、平成23年3月都204号奥多摩町日原地内（燕岩）の落石（現在も一部通行止め中）、平成23年9月国道411号青梅市友田町地内で崩壊、平成24年4月都204号奥多摩町日原地内で崩落、平成25年7月檜原村樋里地内で大規模な土砂崩壊が発生した。

最近では、平成29年10月に台風21号の影響により青梅市柚木地内において道下斜面が崩落（現在も片側通行規制中）、翌週の台風22号では国道411号旧満地トンネル坑口部で崩落、令和元年10月に台風19号の影響により都204号奥多摩町日原地内で道下斜面の崩壊などが発生した。いずれも人的被害がなく緊急施行で対応した。

また、集中豪雨時には、各所に崩土や土砂の流出が起こり交通の遮断に至った例も多い。いずれも通行者の人命にかかわる問題であり、山岳道路は「山岳道路の日常管理要領」により管理に万全を期している。

キ　雪害対応

所では、降雪時における道路交通の安全を確保するため、毎年降雪シーズン前に地元の建設会社に除雪協力を依頼し、あらかじめ稼働可能な資機材や労力を把握するとともに、各協力会社の作業範囲を定め、迅速、適切な除雪活動を行う態勢を整えている。

平成26年2月の大雪では、西多摩地域の平野部で60cm、山間部の多いところで1mを超える記録的な積雪となり、倒木、雪崩など多数の被害が発生したほか、国道411号を含む12路線の都道が通行止めとなった。

このうち、積雪量の多かった奥多摩町や檜原村などの山間部では、大雪により集落が孤立し、町村の要請を受けた自衛隊や機動隊などと連携して昼夜を問わず除雪作業が行われた。

また、バス路線などを抱える市街地では、警察と連携して都道の通行止めを行い、複数の協力会社を投入して集中的に除雪を行うなど、早期の交通開放に貢献した。

令和元年度は、昨年同様に降雪が少なく大雪注意報による雪害態勢は4回であった。このうち1月と3月の雪害対応では一部の路線で管内除雪協力業者により緊急施行で除雪作業を行った。

表4－10　山岳道路斜面数量表　　令和2年4月1日現在

路線名	山岳道路区間			斜面数		
	対象区間	地点標(kp)	延長(km)	道上	道下	合計
国139号	奥多摩町川野七久保～川野庄のさす	0.0～ 2.2	2.2	22	20	42
国411号	あきる野市牛沼飛鳥山～菅生中 青梅市友田町一丁目～御岳本町 奥多摩町川井丹縄～境水根沢 奥多摩町原大麦代～留浦堀端	6.4～11.6 11.8～28.6 29.0～44.6 45.1～53.4	45.9	202	150	352
主 28号	青梅市根ヶ布一丁目～黒沢二丁目	2.6～ 4.0	1.4	6		6
主 29号	あきる野市草花	12.1～12.4	0.3	2		2
主 31号	日の出町大久野玉の内～あきる野市三内坂口 青梅市長渕五丁目～日の出町大久野玉の内	3.8～ 8.5 1.4～ 3.8	7.1	46	20	66
主 32号	あきる野市高尾月木沢～五日市東入野	11.2～13.9	2.7	5	0	5
主 33号	あきる野市戸倉山口～戸倉中山 檜原村下元郷～南郷上川乗	14.5～17.9 0.7～14.5	17.2	172	133	305
主 45号	奥多摩町丹三郎坂下～奥多摩町海沢浜竹 奥多摩町海沢浜竹～青梅市柚木町三丁目	1.4～ 2.9 2.9～ 6.7	5.3	28	19	47
主 53号	青梅市青梅森下～成木七丁目	0.1～10.8	10.7	64	5	69
主 61号	あきる野市引田～高尾	0.0～2.0	2.0	6	1	7
都176号	あきる野市雨間南郷～八王子市戸吹町	4.1～ 4.5	0.4	5	2	7
都184号	奥多摩町氷川長畑～海沢上坂 青梅市御岳山 日の出町大久野三ッ沢～大久野新井	0.8～ 2.9 0.0～ 0.4 13.2～19.6	8.9	37	13	50
都193号	青梅市成木四丁目～沢井一丁目	2.6～10.5	7.9	55	12	67
都194号	青梅市成木二丁目～小曽木三丁目	0.3～ 1.3	1.0	12	0	12
都201号	あきる野市乙津落合～養沢上養沢 青梅市御岳山～御岳山二丁目	0.4～ 7.4 0.0～16.1	23.1	96	30	126
都202号	奥多摩町川井竹の花～大丹波南平 青梅市成木七丁目	5.1～ 6.5 -0.2～ 1.0	2.6	21	16	37
都204号	奥多摩町氷川栃久保～日原小川	0.6～10.8	10.2	97	78	175
都205号	檜原村本宿～藤原中組	11.2～21.7	10.5	98	80	178
都206号	檜原村数馬数馬上 檜原村数馬数馬上～人里南郷	18.9～19.7 19.8～28.2	9.2	114	79	193
都238号	青梅市和田町一丁目～梅郷一丁目	0.0～ 1.4	1.4	12	5	17
都251号	日の出町大久野	0.0～ 3.1	3.1	15	1	16
周遊道路	奥多摩町川野穴畑～檜原村数馬	0.1～18.9	18.8	196	150	346
合計			191.6	1311	814	2125

表4－11

山岳斜面安定度評価集計表

令和2年4月1日現在

路線名	落石ランク			崩壊ランク			地すべりランク			岩盤崩壊ランク			土石流ランク			擁壁ランク			総合ランク			
	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	総計
国道139号	5	6	9	2	12	26	0	1	2	0	1	0	3	0	3	1	12	21	9	11	22	42
国道411号	29	79	40	22	90	154	0	1	0	1	3	1	9	14	2	7	128	168	58	142	152	352
主要地方道28号	1	1	1	1	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	3	6
主要地方道29号	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	0	0	2
主要地方道31号	0	8	4	1	23	37	0	1	0	0	0	0	0	2	2	0	18	23	1	27	38	66
主要地方道32号	0	3	1	0	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	1	0	4	1	5
主要地方道33号	15	42	42	21	73	178	0	1	4	1	5	2	7	18	5	1	56	141	42	95	168	305
主要地方道45号	5	11	4	6	21	12	0	0	0	0	0	0	2	3	3	1	15	13	13	21	13	47
主要地方道53号	3	9	22	3	21	30	2	2	1	0	0	0	1	7	8	1	6	36	9	24	36	69
主要地方道61号	0	0	0	2	2	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	3	7
一般都道176号	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	1	1	0	2	4	1	7
一般都道184号	4	13	4	4	22	17	0	0	0	0	2	1	2	4	1	1	12	17	9	25	16	50
一般都道193号	1	17	10	4	22	28	0	2	0	0	1	0	1	9	2	1	15	32	7	34	26	67
一般都道194号	0	4	0	1	8	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	4	6	1	8	3	12
一般都道201号	13	56	16	14	92	11	1	1	0	0	4	1	1	8	1	0	34	23	26	92	8	126
一般都道202号	5	4	6	3	12	11	0	1	0	0	0	0	1	2	2	2	12	17	11	15	11	37
一般都道204号	36	44	8	39	101	25	0	0	0	18	15	0	7	6	0	5	73	59	65	92	18	175
一般都道205号	22	44	23	16	98	55	3	13	0	0	1	1	5	3	1	3	51	64	38	97	43	178
一般都道206号	8	44	25	11	83	70	0	0	2	0	1	1	5	11	4	1	57	87	24	93	76	193
一般都道238号	0	1	1	0	4	8	1	2	1	0	0	0	0	2	3	0	2	8	1	6	10	17
一般都道251号	3	2	2	4	2	3	0	0	0	0	0	0	2	3	3	0	4	3	6	5	5	16
奥多摩周遊道路	23	87	30	17	214	88	3	24	16	0	0	1	1	12	3	13	123	68	49	231	66	346
総　計	173	475	248	173	907	761	10	52	26	20	33	8	47	106	46	40	627	787	376	1,030	719	2,125

注：1＝「対策が必要と判断される」
2＝「防災カルテを作成し対応する」
3＝「特に新たな対応を必要としない」

(ア)日常点検及び異常気象時点検

土砂崩壊のメカニズムが明らかでない現状では、前兆となる斜面の変状や小規模な崩壊をいち早く発見することが大切である。

また、路上の落石を発見し早急に事故回避の処置をとることも重要である。

山岳道路の点検調査は「山岳道路の日常管理要領」にもとづき、下表のように行っている。

表4－12 山岳道路の点検調査　　(山岳道路の日常管理要領による)

点検調査の名称	点検者	回数	時期	対象斜面	点検方法
日常点検 通常巡回	管理工区 直営巡回点検班	1回／3日 標準	随時 (月間作業計画作成時に定める)	(注意度ランク) 1・2・3	路上(車内)からの目視
定期巡回	同上	2回／年 標準	11月から3月までの間 (年間作業計画作成時に定める)	1・2	路上からの目視
特別巡回	同上 及び 高度な専門的判断を要する場合委託	その都度	定期巡回で発見された異常時	異常箇所	路上から把握できない箇所について必要において決定
異常気象時 巡回 (通行規制解除の点検も同じ)	定期巡回に準ずる	その都度	異常気象時に災害の発生及び発生の恐れがある時	全斜面	路上(車内)からの目視

(イ)異常気象時における道路通行規制

豪雨、積雪、地震等の異常気象時に山岳道路の通行が危険であると認められる場合は、「道路通行規制要領」に基づき通行規制を行い事故の回避を図っている。

① 豪雨時の通行規制

大雨の際、道路及び周辺の状況から、土砂崩れ等の災害が発生する恐れが著しい箇所を含む相当区間を規制区間として以下のように定めている。

表４－１３ 豪雨時の道路通行規制基準

区　　分	通 行 注 意	通 行 規 制
		全面通行止
連続降雨量	80mm	140mm (80mm)

(　)は奥多摩周遊道路

注:規制基準値に達しない場合でも、落石・土砂崩れ等が予想されるときは、一部片側規制または、全面通行止等の措置をする。

表４－１４ 豪雨時の道路通行規制区間

路線名 (通称道路名)	道路延長(km)	規制区間
一般国道　１３９号	2.3	奥多摩町川野(三頭橋西)～都県境東
一般国道　４１１号 (青梅街道)	5.1	奥多摩町小丹波(古里附橋西) ～奥多摩町氷川(新氷川トンネル西)
	12.6	奥多摩町境(檜村橋東) ～奥多摩町留浦(鴨沢橋東)
主要地方道　３３号 (檜原街道)	17.4	あきる野市戸倉(すぎの子地下道東) ～都県境(栗坂トンネル南)
一般都道２０１号	7.2	あきる野市十里木(落合橋南) ～あきる野市上養沢(柿平橋東)
一般都道２０４号 (日原街道)	10.0	奥多摩町氷川(根元神社北) ～奥多摩町日原(日原終点)
一般都道２０５号	9.6	檜原村本宿(檜原小学校前) ～檜原村藤原(除毛橋西)
一般都道２０６号 (檜原街道)	8.5	檜原村上川乗(南秋川橋北) ～檜原村数馬(九頭龍橋西)
一般都道２０６号 (奥多摩周遊道路)	19.7	奥多摩町川野(三頭橋東) ～檜原村数馬(九頭龍橋西)
合　　計	92.4	

通行規制区間図　道路注:太線部分



② 豪雪時の通行規制

大雪の際、道路及び周辺の斜面の状況から、積雪時に雪崩等が発生する恐れが著しい箇所を含む相当区間を規制区間として、一定の条件に達した場合は、通行止めの措置を行う。

豪雪時の道路通行規制基準

指標となる箇所の積雪量が概ね30㎝に達したとき。

表4－15 豪雪時の道路通行規制区間

路線名（通称道路名）	道路延長（km）	規制区間	指標となる箇所
国道411号（青梅街道）	12.6	奥多摩町境（檜村橋東）～奥多摩町留浦（鴨沢橋東）	桃が沢トンネル 麦山橋 女の湯トンネル 竹の花トンネル付近
国道139号	2.3	奥多摩町川野（三頭橋西）～都県境東	桃が沢トンネル 麦山橋 女の湯トンネル 竹の花トンネル付近
都道204号（日原街道）	10.0	奥多摩町氷川（根元神社北）～奥多摩町日原（日原終点）	8上斜面

（ウ）道路情報の提供

管内42箇所に道路情報板を設置し、刻々と変化する気象や道路状況を正確に把握して、種々の規制や注意等の最新情報を道路利用者に提供している。

これらの最新情報を早く的確に提供することにより、道路利用者は山岳道路等を安全に走行することができるようになった。

昭和61年から設置された道路情報板は、当初は固定項目のみの情報提供であったが、近年の技術開発により絵柄も自由に表示できるようになり、視認性の良い道路情報板に改良されている。



交通安全施設事業（道路情報提供装置）
「主要地方道第33号上野原あきる野線」
（檜原村南郷地内）

（エ）その他

産業労働局からの受託事業として、歩行者用の観光案内標識設置事業を実施している。この事業は、外国人旅行者や障害者、高齢者が安心して東京の観光を楽しめるようにするため、ピクトグラム（絵文字）や外国語で表記した観光案内標識を設置することにより観光振興に寄与することを目的としている。西多摩地域について、景観に配慮したサイン整備として多摩産材を活用した案内標識を設置している。



バリアーフリーに配慮した歩行者系道路標識（地図標識）
平成21年3月完成

表4－16 事業費科目別執行実績・予定額調書　　（単位：千円）

科目			平成30年度 執行実績額	令和元年度 執行実績額	令和2年度 執行予定額	備考
道路維持費	道路維持	工事請負費	356,899	451,668	441,550	
		委託料	546,261	636,669	562,799	
		小計	903,160	1,088,337	1,004,349	
	街路樹維持（公園緑地部）	工事請負費	13,338	10,841	15,250	
		委託料	202,922	212,084	233,709	
		小計	216,260	222,925	248,959	
		計	1,119,420	1,311,262	1,253,308	
橋梁維持費		工事請負費	254,563	126,696	228,000	
		委託料	8,324	10,072	15,000	
		計	262,887	136,768	243,000	
道路災害防除費		工事請負費（公共）	0	0	240,000	
		工事請負費（単独）	1,158,773	1,160,860	1,824,900	
		用地・補償費	484	1,545	2,970	
		委託料・他	362,857	381,936	415,000	
		計	1,522,114	1,544,341	2,482,870	
道路補修費	路面補修	工事請負費（公共）	0	10,000	12,000	
		工事請負費（単独）	1,093,491	1,342,664	1,650,582	
		委託料	22,421	22,439	35,280	
		小計	1,115,912	1,375,103	1,697,862	
	道路施設整備	工事請負費	417,309	651,941	661,400	
		委託料	79,207	75,061	186,400	
		小計	496,516	727,001	847,800	
	緑地整備（公園緑地部）	工事請負費	0	0	0	
		委託料	18,090	0	7,000	
		小計	18,090	0	7,000	
	流域貯留施設	工事請負費				
		小計	0	0	0	
	排水工整備	工事請負費				
		小計	0	0	0	
		計	1,630,518	2,102,104	2,552,662	
交通安全施設費	架空線地中化	工事請負費（公共）	0	0	22,800	
		工事請負費（単独）	0	81,858	152,800	
		委託・その他（公共）	0	0	126,900	
		委託・その他（単独）	372,625	10,340	304,700	
		小計	372,625	92,198	607,200	
	二種事業	工事請負費（公共）	0	0	0	
		工事請負費（単独）	207,251	278,006	149,200	
		委託料	9,812	21,900	75,000	
		小計	217,063	299,906	224,200	
		計	589,688	392,104	831,400	
橋梁整備費		工事請負費（公共）	70,000	0	0	
		工事請負費（単独）	496,564	586,707	1,008,900	
		委託料	52,965	97,914	104,600	
		計	619,529	684,621	1,113,500	
道路災害復旧費		工事請負費（公共）	0	0	0	
		工事請負費（単独）	0	118,000	342,000	
		委託料	0	0	0	
		計	0	118,000	342,000	
合計			5,744,156	6,289,200	8,818,740	

表４－１７

昭和60年度実績額を100とした場合の年度別執行実績額の百分比　　（単位：千円）

昭和６０年度	平成２年度	平成３年度	平成４年度	平成５年度
1, 804, 518	3, 993, 692	4, 553, 255	5, 357, 545	4, 649, 794
100	221. 3	252. 3	296. 9	257. 7

平成６年度	平成７年度	平成８年度	平成９年度	平成10年度
4, 446, 199	4, 179, 716	4, 465, 399	4, 465, 399	4, 346, 653
246. 4	231. 6	263. 8	247. 5	240. 9

平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
4, 403, 845	3, 401, 478	3, 222, 254	3, 236, 879	3, 587, 517
244. 0	188. 5	178. 6	179. 4	198. 8

平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
3, 335, 568	2, 620, 897	2, 816, 756	3, 575, 395	3, 704, 806
184. 8	145. 2	156. 1	198. 1	205. 3

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
4, 840, 492	4, 986, 955	4, 579, 044	4, 888, 255	4, 807, 630
268. 2	276. 4	253. 8	270. 9	266. 4

平成26年度	平成27年度	平成２８年度	平成29年度	平成30年度
6, 621, 727	7, 545, 083	7,014,121	5, 708, 537	5, 744, 156
366. 9	418. 1	388. 7	316. 3	318. 3

令和元年度	令和2年度	令和３年度	令和4年度	令和5年度
6,289,200				
348.5				

（３）奥多摩周遊道路の維持管理

奥多摩周遊道路は、奥多摩町と檜原村を南北に結ぶ一般都道川野上川乗線（第206号）の一部区間である。その前身である奥多摩有料道路は、昭和48年4月26日に東京都で初めての有料道路として供用開始した。

かつてこの地域には、両町村を連絡する自動車の通行可能な道路がなかったため、奥多摩有料道路の開通により相互交流が図られ、産業や地域の開発・発展に大きく寄与してきた。その後、建設費の償還がほぼ終ったこと、沿道に都民の森、山のふるさと村が開園したことなどから、利用者の負担を軽減するため平成2年4月1日より無料化し、道路名称を「奥多摩周遊道路」に変更した（平成26年2月に通称道路名として正式決定）。

奥多摩周遊道路（以下「周遊道路」という。）は、多摩川、秋川両水系が深く刻みこんだ山岳地帯を通り、延長19．7km、標高は535mから1，146m（都道最高地点）で、全線にわたり急勾配で大きく蛇行している山岳道路となっている。

このため、気温、降雨、積雪状況等は、位置や標高により大きく異なり、厳しい自然環境に対応した維持管理業務は多岐にわたっている。春先の融雪期や初夏の降雨期における法面や落石対策、夏から秋かけての台風シーズンにおける排水路等の維持管理、さらには冬期における除雪対応や路面凍結によるスリップ防止対策等、職員一人ひとりが日頃から危機管理意識を高く持ち、1年を通して安全・安心・快適な道路の維持管理に努めている。

平成26年2月8日及び14日の豪雪では、周遊道路は49日間（2月8日～3月28日）の通行止め規制を行ったほか、国道411号や国道139号においても19日間の通行止め規制を行うなど、都民生活に大きな影響を与えることとなった。奥多摩出張所の管内は都内でも降雪が非常に多い地域特性から、奥多摩出張所では直営の除雪車を2台所有しており、除雪体制を強化している。



豪雪時の除雪作業
「奥多摩周遊道路」
平成26年3月撮影



直営除雪車による除雪作業
「奥多摩周遊道路」
平成27年4月撮影

また、特徴としては、延長19．7km、標準幅員8．1mにもかかわらず、急峻な法面を多く抱えていることから道路敷面積は約74万㎡にも達している。そのため、道路災害防除事業として法面崩壊、落石等の対策を危険度の高い箇所から優先的に実施している。事業実施に際しては、現場打ち法枠、グラウンドアンカー及び落石防止柵等により法面防護するとともに、環境面にも配慮して種子吹付け等による法面緑化を行っている。

さらに、周遊道路内には11橋の橋梁があり、架設から50年近くが経過し、冬期の融雪剤散布や厳しい自然環境にさらされ損傷が進んできている。このため、平成21年3月に策定された「橋梁の管理に関する中長期計画」に基づき、計画的な維持補修を行うことにより、橋梁の予防保全型管理を推進していく。

そのほか、急カーブ、急勾配という道路線形の特徴から交通事故が多く発生し、2輪車の転倒事故が多発している。このため、交通安全施設事業として、警告板設置やすべり止め舗装、ガードケーブルの高規格化（ケーブルの4条化）等を行っている。

また、近年の自転車競技の人気の高まりを受け、平成25年9月に東京国体（スポーツ祭東京2013）の自転車ロードレースや毎年2回のヒルクライムレース（奥多摩ステージ、檜原ステージ）が開催されている。

今後も多様化する利用者に対し、より一層親しまれる「奥多摩周遊道路」となるよう、適切な維持管理を行い、安全性の確保や利便性の向上に努めて行く。



ヒルクライムレース（奥多摩ステージ）
「風張峠ゴール地点」
平成27年7月26日



交通安全施設事業（すべり止め舗装）
「奥多摩周遊道路　3．6km付近」
令和元年10月完成

表4－18　奥多摩周遊道路（旧奥多摩有料道路）供用状況（年度別）

	供用日数	閉鎖日数	閉鎖日数内訳			
			土砂崩壊	降雪・凍結	その他	
昭和48年度	(注1) 278	62	13	48	1	大雨
49	219	146	83	63	0	
50	341	25	5	16	4	工事
51	(注2) 336	29	0	28	1	大雨
52	329	36	8	28	0	
53	(注3) 321	44	18	26	0	
54	343	23	4	19	0	
55	348	17	0	17	0	
56	329	36	12	24	0	
57	(注4) 213	152	122	30	0	
58	291	75	5	62	8	台風4・工事4
59	(注5) 293	72	22	32	18	落石
60	305	60	0	47	13	落石
61	329	36	10	24	2	大雨
62	343	23	0	23	0	
63	320	45	26	19	0	
平成元年度	343	22	5	16	1	大雨
2	(注6) 361	4	0	1	3	大雨
3	(注7) 137	229	229	0	0	
4	318	(注8) 47	41	6	0	
5	361	4	0	3	1	大雨
6	365	0	0	0	0	
7	363	3	0	0	3	台風2・工事1
8	364	1	0	0	1	台風
9	345	20	0	19	1	台風
10	360	5	0	2	3	台風
11	364	2	0	1	1	大雨
12	355	10	0	9	1	大雨
13	354	11	0	7	4	台風
14	341	24	0	22	2	台風
15	108	(注9) 258	255	3	0	
16	350	15	0	12	3	台風等
17	351	14	0	12	2	台風等
18	360	5	0	2	3	台風等
19	339	27	0	23	4	大雨
20	349	16	0	15	1	大雨
21	330	35	0	34	1	大雨
22	340	25	0	24	1	大雨
23	325	41	0	33	8	台風等
24	335	30	0	26	4	大雨等
25	289	76	0	73	3	大雨等
26	330	35	0	31	4	大雨等
27	332	34	0	30	4	大雨等
28	342	23	0	21	2	大雨
29	340	25	0	21	4	大雨
30	354	11	0	7	4	台風
令和元年度	339	27	0	19	8	台風等
計	15,182	1,960	858	978	124	

（注1）S48.4.26供用開始　（注2）無料開放11日を含む　（注3）無料開放2日及び10時閉鎖の1日を含む
（注4）（注5）無料開放1日を含む　（注6）H2.4.1より無料化　（注7）三頭橋～山のふるさと村間の供用日数は334日
（注8）三頭橋～山のふるさと村間の夜間通行止めを含む　（注9）49上斜面崩落

表４－１９ 奥多摩周遊道路事業費調書　　（単位：千円）

科目		令和元年度 執行実績額	令和2年度 執行予定額	備考
道路維持費	工事請負費	27,639	37,874	
	委託料	116,888	91,314	
	計	144,527	129,188	
橋梁維持費	工事請負費	1,150	4,100	
	委託料	0	1,000	
	計	1,150	5,100	
道路災害防除費	工事請負費	418,354	423,000	
	委託料	76,027	96,200	
	計	494,381	519,200	
道路補修費 （路面補修）	工事請負費	92,504	116,700	
	委託料	2,750	5,000	
	計	95,254	121,700	
道路補修費 （道路施設整備）	工事請負費	0	0	
	委託料	0	0	
	計	0	0	
交通安全施設費	工事請負費	36,261	29,400	
	委託料	0	0	
	計	36,261	29,400	
橋梁整備費	工事請負費	0	310,000	
	委託料	19,357	25,500	
	計	19,357	335,500	
道路災害復旧費	工事請負費	0	0	
	委託料	0	0	
	計	0	0	
合計		790,930	1,140,088	

３　道路の整備

（1）概　要

市街化が進む東部地域においては、幹線道路整備として都市計画道路の整備を進めるとともに、地域幹線道路全般についても、拡幅及び線形改良・交差点改良等の整備を進めている。

また、山岳部道路においては、幅員狭小部、急曲線部の解消に向け各路線の整備を進め、大型車（バスを含む）の通行する道路を最重点として整備を行っている。

本年度、事業を施行中のものは、道路整備事業として17箇所、街路整備事業として5箇所、交通安全施設事業（歩道設置事業、交差点改良事業等）、無電柱化事業として22箇所、橋梁整備事業として２箇所がある。

（2）道路・街路・交通安全施設事業

〈道路・街路整備事業〉

当所管内は、東部の市街地と西部の山岳部から成る変化の多い地域を擁している。

このため、道路・街路の整備にあたっては、次のような配慮・検討を行い、事業を進めている。

（ア）市街地の都市計画区域においては、道路・街路の事業を都市計画に基づき施行しており、同一地区で施行される区画整理事業、下水道事業などとの積極的な計画調整に配慮する。

（イ）市街地においては沿道環境保全対策が、また、山岳部においては自然環境の保全と調和の対策が強く求められていることから、それぞれについて、計画から施工にいたるまでの十分な検討と配慮を行う。

（ウ）山岳部においては、山腹からの崩土や落石に対する防護方法など、工事中及び完成後において障害が生じないよう、将来管理面までの検討と、安全対策に対する十分な配慮を行う。

〈交通安全施設事業（歩道設置事業、交差点改良事業等）〉

この事業は、歩行者の安全を確保するとともに、車両の円滑で安全な走行を確保するため、歩道、自転車歩行者道等の設置及び交差点改良、視距改良、バスベイの設置、踏切改良等を行うものである。

特に交差点改良については、平成6年度に「交差点すいすいプラン100」事業（体系的交差点改良計画）を策定、平成17年度に第2次計画を策定、さらに平成27年度には第3次計画を策定し、交差点における慢性的な交通渋滞の早期解消に向けて重点的に整備を進めている。

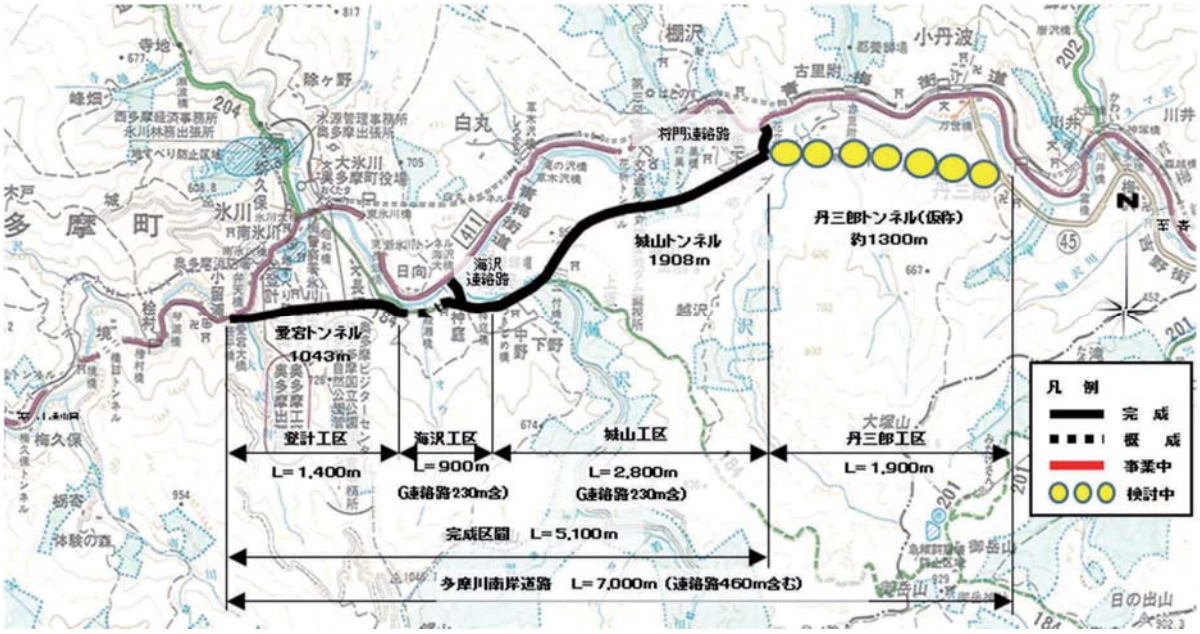
管内の歩道の整備状況は、主要路線でその大半が設置されているものの、幅員1．0m程度の狭小な区間も相当ある。このため、近年の交通量の増加に伴う、歩行者や自転車通行の安全を確保するため整備を進めている。今後、新たに計画する歩道については、幅員2．5m以上の確保に努める。

（2）－1　主な道路事業

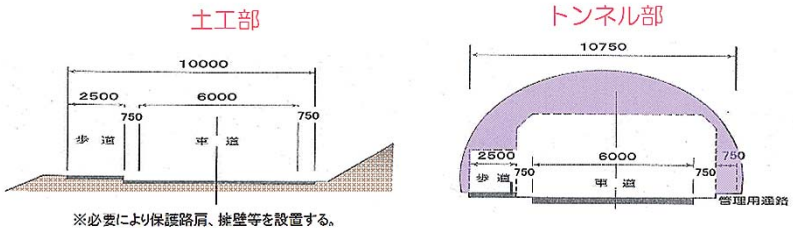
（ア）多摩川南岸道路（主45号奥多摩青梅線・都184号奥多摩あきる野線）

本路線は、防災・交通混雑の緩和及び生活基盤を整備するため、多摩川南岸の奥多摩町丹三郎地区から氷川の西、小留浦地区の約7kmの区間を国道411号（青梅街道）のバイパスとして整備する事業である。

多摩川南岸道路全体図



標準断面図（城山工区）



用地取得は、海沢工区を平成3年度に、登計工区を平成5年度に着手した。

工事は、平成5年度に海沢工区、6年度に登計工区の一部を着手し、登計工区の愛宕トンネル（1，043m）、愛宕大橋（104m）は、平成13年5月に交通開放した。

平成15年4月には海沢連絡路が完成し、城山工区が完成するまでの間、愛宕大橋・愛宕トンネルと一体となり、防災・交通混雑緩和に寄与していた。

城山工区は、城山トンネル（1，908m）が平成22年度に着手し、平成25年3月に貫通した。その後、トンネル設備工事や建築工事、街築工事等を行い、平成27年5月に交通開放した。

残る丹三郎工区については、平成29年度に事業説明会を実施し、平成30年度には寸庭地区の連絡路の説明会を行い、線形が決定している。今年度は、トンネル及び橋梁予備設計や地質調査、用地測量等を行う予定である。

なお、本路線については、『都民ファーストでつくる「新しい東京」～2020年に向けた実行プラン～（平成28年12月）』において、土砂崩れ等による道路の寸断や集落の孤立を防ぐため、整備を推進する路線として位置づけられている。



（将門大橋と城山トンネル坑口）



（将門連絡路）

（イ）秋川南岸道路（主33号　上野原あきる野線）

本路線は、西多摩地域南部の檜原村本宿からあきる野市牛沼間を東西に結ぶ約14．5kmの幹線道路であり、檜原街道及び五日市街道の代替ルートとして地域の防災性の向上、観光シーズン時の交通渋滞の緩和や地域経済の活性化を図ること等を目的とした道路である。

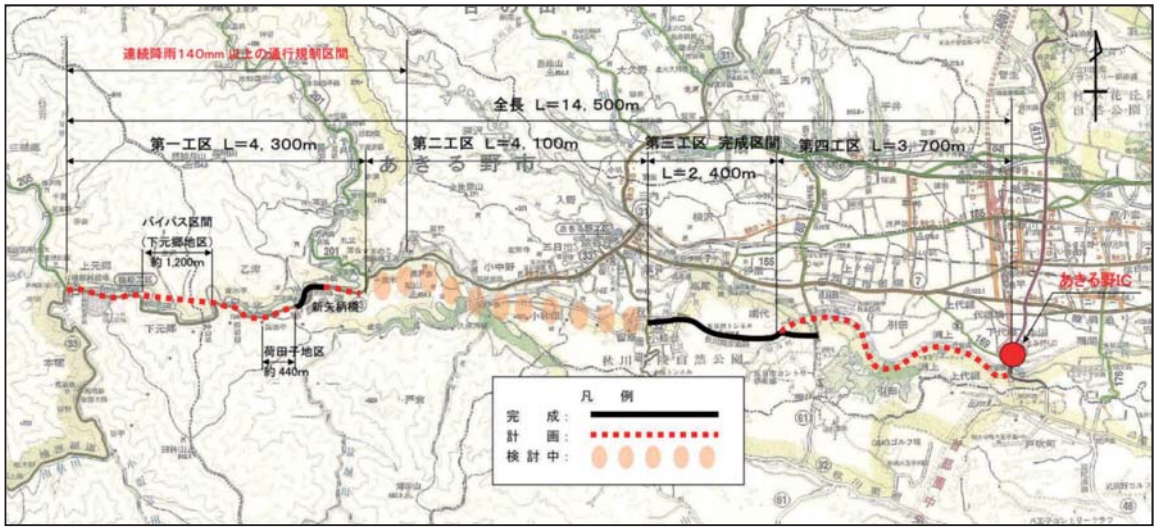
全体計画のうち、第三工区（あきる野市留原～網代間　延長2，400m）については、平成20年3月に完成。これにより、留原側の主32号（秋川街道）から網代側の主61号（網代トンネル北交差点）までが開通した。

第一工区は、檜原村本宿の橘橋交差点からあきる野市戸倉の十里木交差点手前までの延長約4，300mの区間について、平成23年度にルート決定した。荷田子地区の約440mについては平成26年度に事業化し、今年度も引き続き用地取得及び工事を進める。下元郷地区の約1，200mについては、今年度も引き続き用地測量を行い、用地取得に着手できるよう準備を進める。残る区間についても、早期事業化に向けた調査等を進める。

第四工区は、新滝山街道が平成25年3月に全線開通したことにより早期整備が必要であり、あきる野市網代の第三工区終点からあきる野市牛沼の国道411号線のサマーランド前交差点までの延長約3，700mの区間について、サマーランド沿いの道路を活用したルートを検討している。

なお、本路線についても、『都民ファーストでつくる「新しい東京」～2020年に向けた実行プラン～（平成28年12月）』において、整備を推進する路線として位置づけられている。

秋川南岸道路全体図



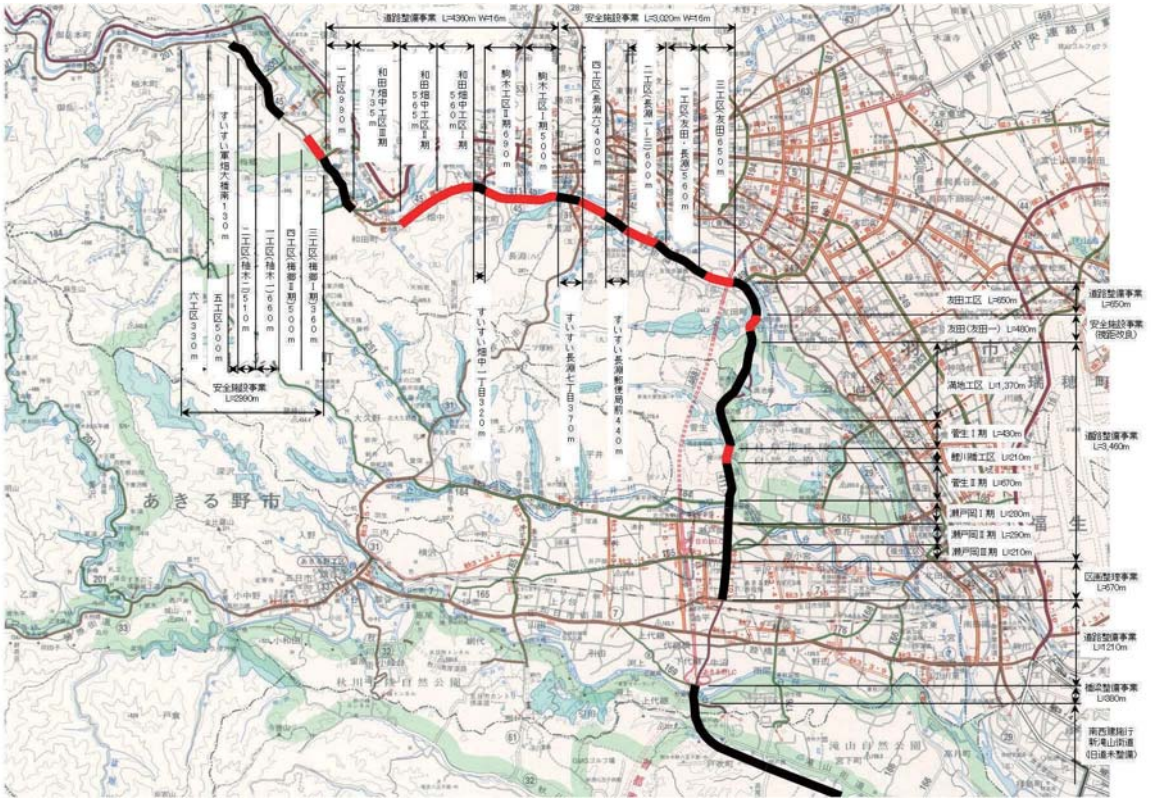
（ウ）国道４１１号（圏央道あきる野IC～万年橋）・主４５号

国道411号は、指定区間外として東京都が管理・整備を行っている。現在、あきる野市内の菅生地区（滝山街道）、青梅市内の友田地区、長淵地区（吉野街道）及び駒木町地区・和田畑中地区（吉野街道）において道路整備事業・交通安全施設事業により重点的整備を進めている。

友田1丁目地区は、平成15年度から安全施設事業（視距改良）で事業に着手し、平成29年1月に延長480mの整備が完了した。友田2～5丁目地区（自歩道）では、平成15年度から用地取得に着手し、平成19年度までに西側220mの区間が完成した。今年度は、残る東側360m区間の用地取得を引き続き進める。長淵1～3地区（自歩道）では、その3区間の用地取得を引き続き進める。長淵6丁目では、平成26年度までに延長400mのうち250mの歩道設置工事を実施した。今年度は、残る区間の用地取得を進めていく。

なお、都道249号（友田交差点）から西側（吉野街道）は、都市計画決定されている幅員16mで整備を行っている。

国道411号（圏央道あきる野IC～万年橋）・主45号整備状況図

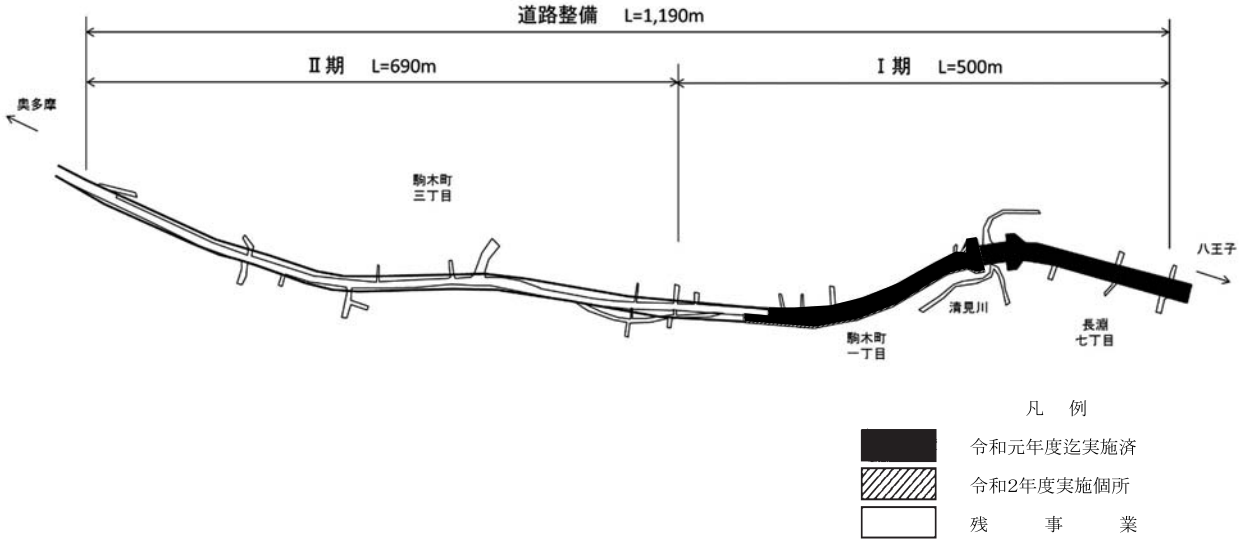


（ウ）-①　国道411号（青梅市駒木町）

本路線は、狭小橋梁(凱旋橋)の拡幅整備、凱旋橋前後の急カーブ改善と青梅市立二小、二中通学路の歩道整備を目的に実施しているものである。

Ⅰ期区間は、青梅市長淵七丁目から同市駒木町一丁目まで約500mを整備する事業で、平成17年度より用地取得を開始し、平成21年度より凱旋橋の架け替え工事に着手し橋梁部は完了している。残る区間については、Ⅱ期区間とあわせて整備を実施していく予定である。

また、西側のⅡ期区間の約690mについては、平成25年度に事業認可を取得した。今年度は昨年度に引き続き、用地取得を進めていく。



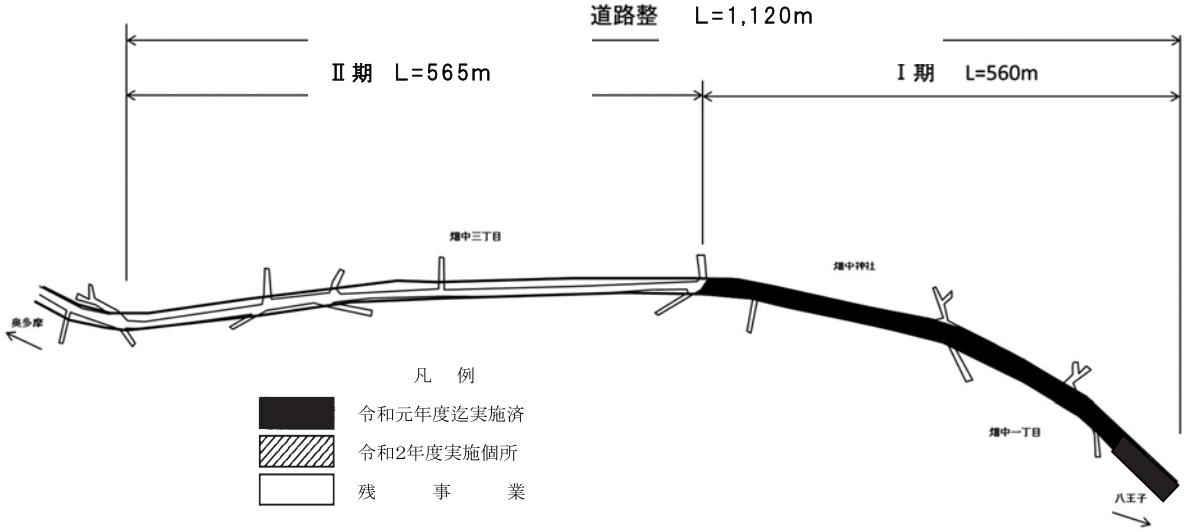


（整備が完了した凱旋橋付近）

（ウ）-② 主45号（吉野街道：和田畑中）

青梅市畑中一丁目交差点で国道411号から分岐する主45号吉野街道は、奥多摩町古里まで国道411号のバイパス機能を有する主要路線である。整備予定区間約1．9kmの内、すいすいプランで完成した畑中一丁目交差点西側の約560mについては、Ⅰ期区間として、平成17年度に用地取得着手、昨年度に歩道本復旧工事を実施し工事完了した。

また、西側のⅡ期区間の約560mについては、平成25年度に事業認可を取得した。今年度は昨年度に引き続き、用地取得を進めていく。



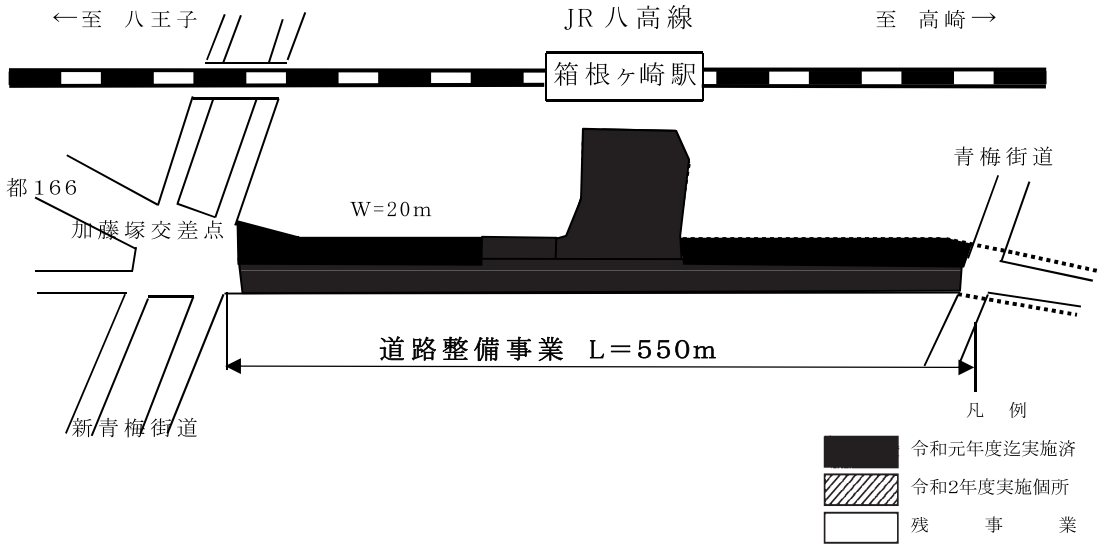


整備が完了したⅠ期区間

（エ）瑞穂あきる野八王子線（都166号）

本路線は、JR八高線箱根ヶ崎駅の東にあり、国道16号瑞穂バイパスの整備に伴い都道移管された箇所である。瑞穂町の中心にあることから整備要望の強い路線である。

平成28年度に引込連系管施工後、東側の歩道復旧工事を実施して完了した。

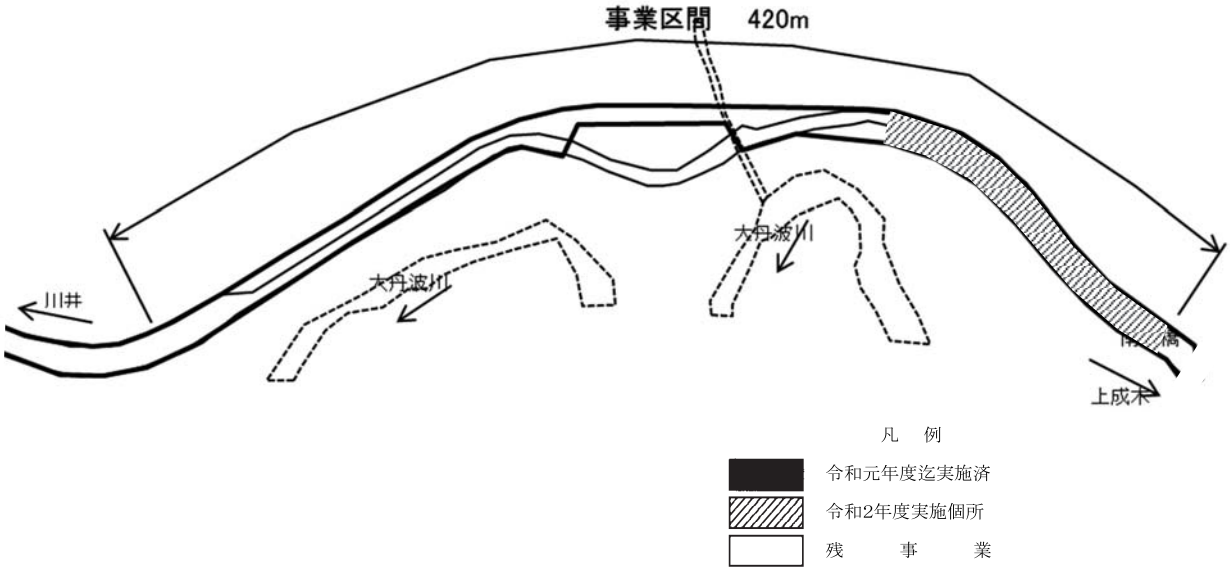


（オ）上成木川井線（都202号）

本路線は、奥多摩町大丹波地内において狭隘な道路を拡幅整備するものであり、平成25年度に事業説明会を実施した。

平成27年度に道路区域変更を行い、用地取得に着手した。

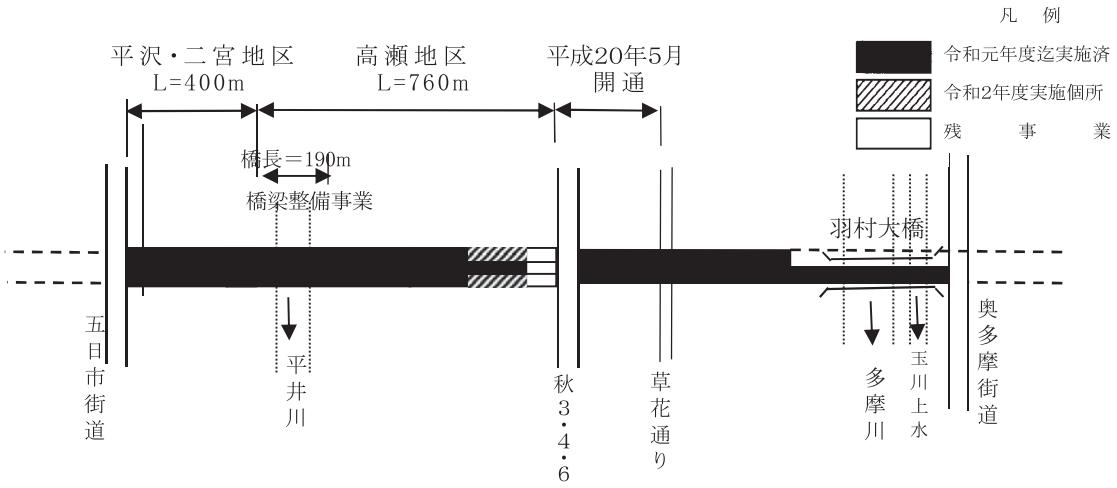
今年度も昨年度に引き続き、用地取得を進めると共に、道路工事を実施する。



（カ）あきる野羽村線（都２５０号）

本路線は、あきる野市の五日市街道と羽村市の奥多摩街道を連絡する新設道路で、あきる野市内は秋多3・3・9号として、羽村市内は福生3・4・12号として都市計画決定されている。奥多摩街道から草花通り(市道)までは昭和50年に開通、平成20年5月に草花通りから秋多3・4・6までが開通した。

今年度は、引き続き高瀬地区の用地取得を進めると共に、歩道本舗装工事を実施する。



（キ）国道４１１号（奥多摩町）

奥多摩町内の国道411号（青梅街道）については、小河内ダム建設時に工事用道路として建設され現在に至っている。そのため、トンネル部は建築限界が確保されておらず、バス等の大型車の通行に支障をきたしており、明かり部は、急峻な地形から斜面の管理に課題が多い路線である。

平成15年に奥多摩町原地内において斜面が崩落、平成18年5月16日に奥多摩町境地内において約40mの石積擁壁、その後、惣岳トンネル入口での斜面が崩落や桃ヶ沢トンネル坑口付近の落石等が発生している。道路改修計画の策定に向けては、平成16年度から検討を進め、平成19年度に整備の基本方針が決定されている。

また、平成26年の豪雪時には国道411号線が5日間の通行止めとなり、奥多摩地域が孤立化しており、孤立化対策を含めた検討が急がれている。平成30年度から航空写真測量を実施しており、今年度は、概略設計を行う予定である。

国道４１１号（奥多摩町）概要図



（ク）大久野青梅線（都238号）　梅ヶ谷（うめがた）トンネル（仮称）

本事業は、日の出町と青梅市を結ぶ新たな道路を整備することにより、行き止まり道路となっている都道184号線沿道地域の孤立化防止や、都道251号の災害時の迂回ルートを確保し、地域の防災性の向上を図るものである。

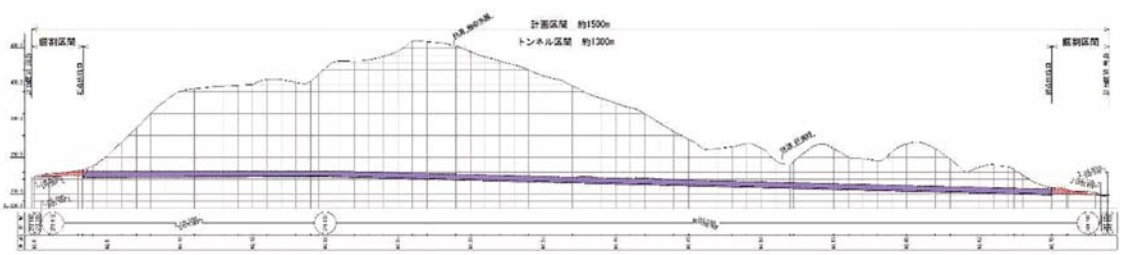
道路延長は約1500mで、うち約1300mがトンネル構造となる計画である。平成27年度に事業化し、平成30年3月トンネル工事に着手した。

今年度末には、トンネル掘削が完了する見込みである。

なお、本路線についても、『都民ファーストでつくる「新しい東京」～2020年に向けた実行プラン～（平成28年12月）』において、整備を推進する路線として位置づけられている。

梅ヶ谷（うめがた）トンネル（仮称）整備計画図





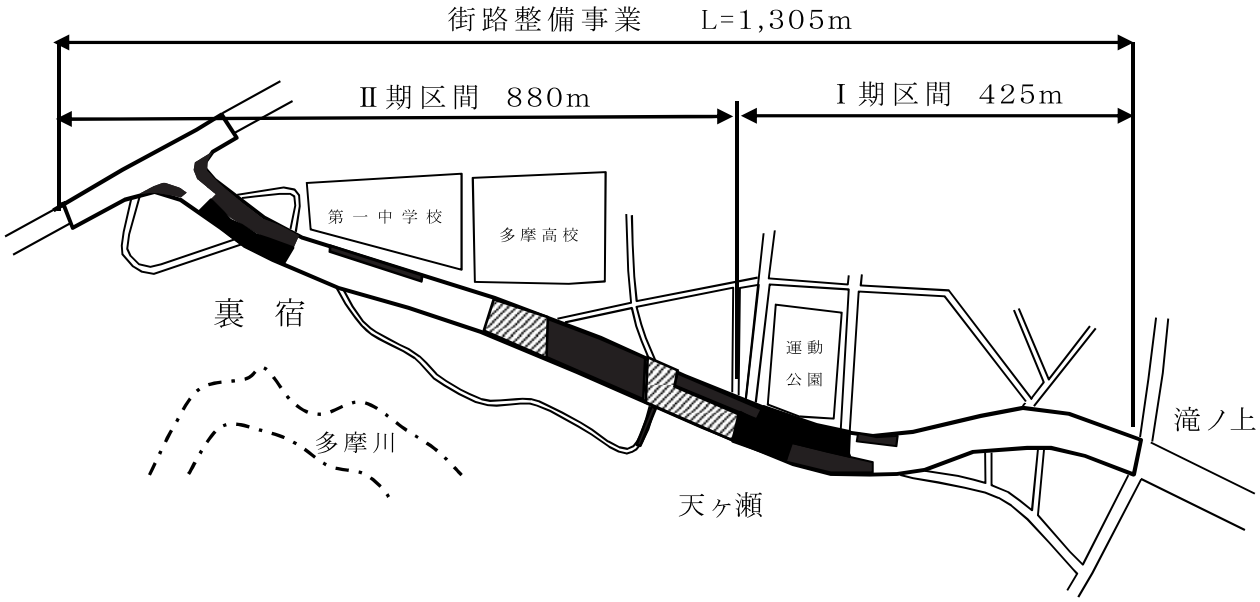
（2）－2　主な街路事業

（ア）青梅3･4･4号（主5号･国道411号）

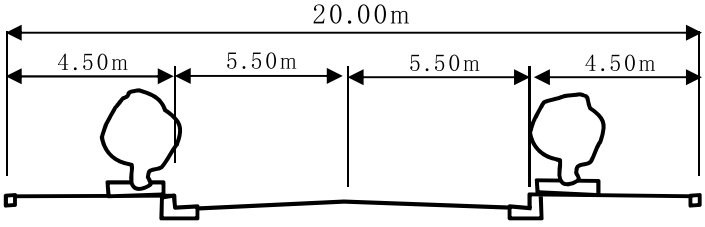
青梅街道は、青梅市滝ノ上町まで整備が完了しているが、国道411号から西側の青梅3･4･4号が未整備のため北側の青梅街道の負担が大きく、交通安全や商店街の振興を図るため本路線の整備が急務となっている。

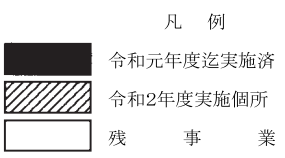
平成15年度に滝ノ上町から天ヶ瀬町のⅠ期区間425mの都市計画事業の認可を取得した。引き続き、平成17年度には、日向和田一丁目までのⅡ期区間880mの認可を取得し、用地取得の促進を図っている。本事業箇所は、高低差のある地形のため、一部区間で道路構造を上下線のセパレート形式としている。

今年度も引き続き、天ケ瀬地区･裏宿地区において擁壁工事、街築及び電線共同溝設置工事を実施する予定である。



標準横断図





（イ）秋多３･４･６号（都１８４号，１６５号）

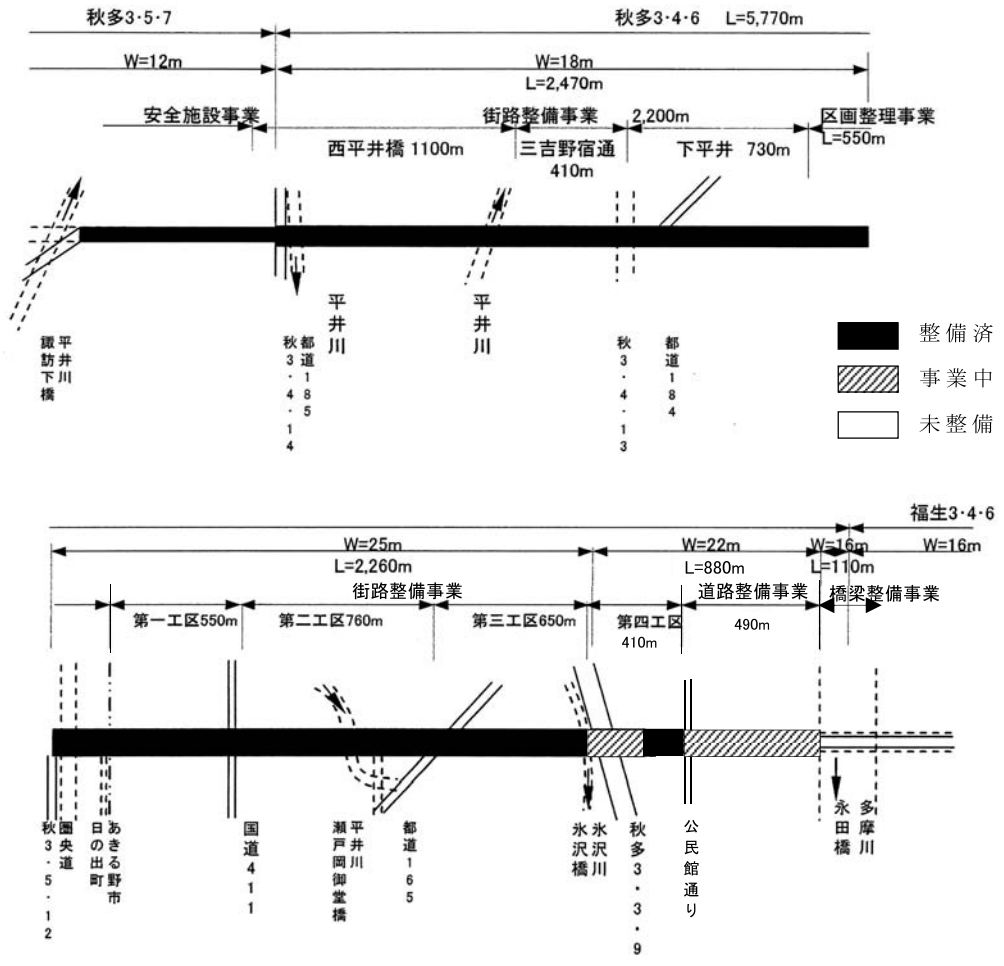
本路線は、五日市街道とともに秋川流域の幹線道路であり、圏央道のアクセス道路として事業を進めている。日の出町落合･狩宿地区は交通安全施設事業、また西平井橋からあきる野市草花地区の公民館通り（市道）までの区間については、街路整備事業、公民館通りから永田橋までは道路整備事業として整備している。

このうち、国道４１１号から西側の区間については、平成１２年度に完成し平成１３年５月に交通開放した。また、国道４１１号から秋多３･３･９号線までの約１，４００ｍ区間については、平成１４年度に完成し、平成１５年４月に交通開放した。

この路線は、圏央道日の出インター付近から秋多３･３･９号線までの約２．３ｋｍ区間について、４車線道路として環境アセスメントの手続きを行っており（平成３年評価書提出）、平成１８年３月事後調査報告書（工事の完了後）を提出した。

現在事業中の第四工区の整備状況については、次頁のとおりである。

秋多3･4･6号　整備状況全体図

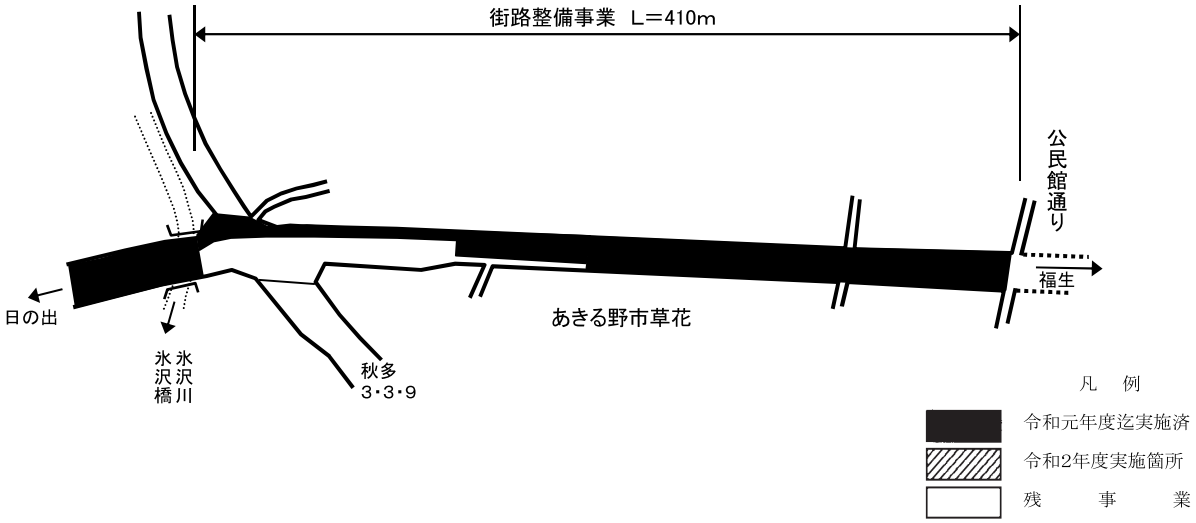


（第四工区）

秋多3･3･9号（氷沢橋）から永田橋までの区間880mのうち、第四工区410mについて、平成11年6月に事業認可を得て事業を進めている。

平成18年度より、福生方面から順次、街築工事を実施している。今年度は、残る区間の用地取得を実施する。

秋多3･4･6号（第四工区） 整備状況図



（ウ）福生3･3･30号（都249号 福生青梅線）

福生3･3･30号（産業道路）は、福生市大字熊川から青梅市に至る延長5．9kmの都市計画道路であり、羽村栄･緑ヶ丘工業団地を横断し、流通の確保に寄与する西多摩地域の重要な幹線道路である。

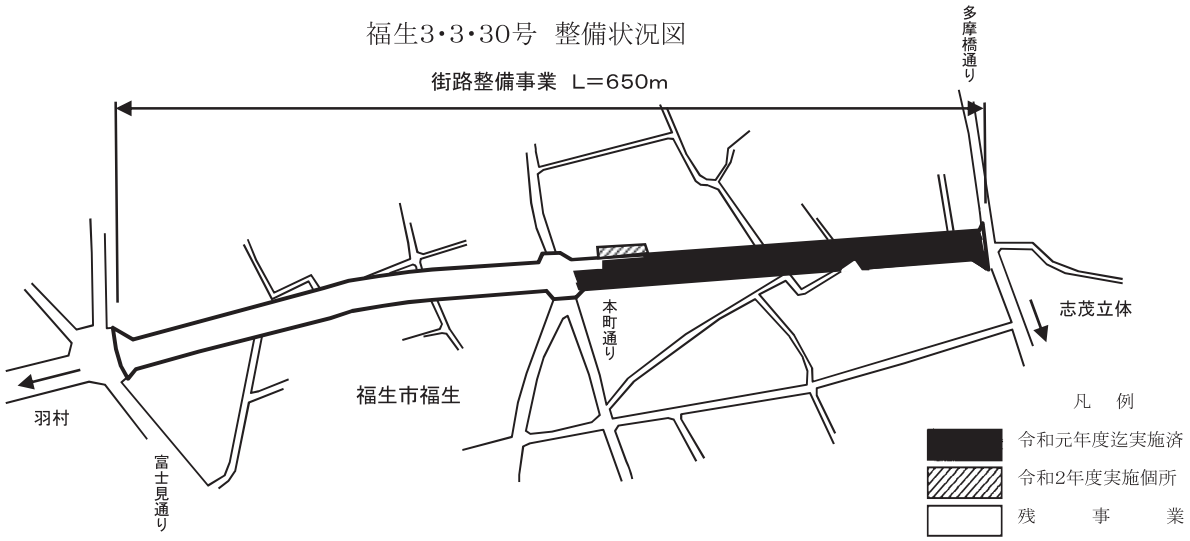
このうち青梅市、羽村市、福生市の約4．6kmは完成または概成しており、福生市内の残る1．3kmの未整備区間のうち、多摩橋通りから、富士見通りの間、約650mを整備するものである。

現在、施工中の志茂立体工事と併せ整備を行なうことにより、周辺道路の渋滞が緩和されると共に、地域の利便性の向上が見込まれる。

平成21年度より用地取得を開始し、平成30年度までに、南側区間の多摩橋通りから都165号本町通りまでの区間で街築工事及び電線共同溝設置工事を実施した。

今年度は引き続き、用地取得及び擁壁工事を実施する。

福生3･3･30号　整備状況図



（エ）福生３･４･４号（主５号　新青梅街道）

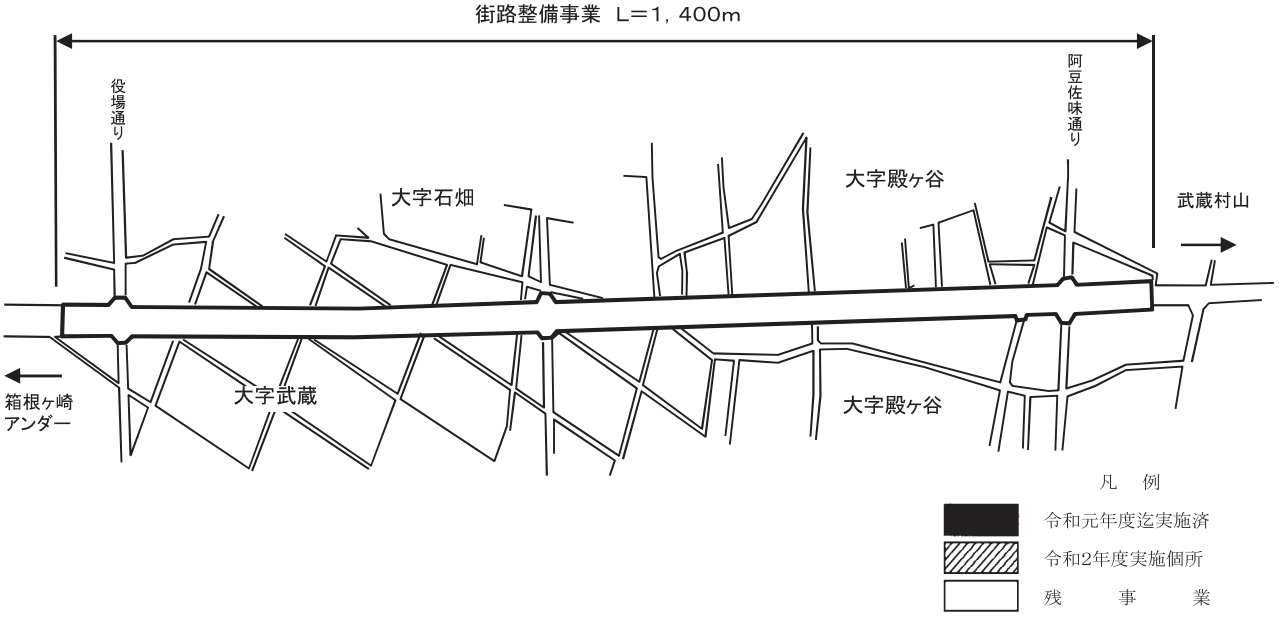
新青梅街道は、東京の都心部と多摩地域を東西に結ぶ延長約33kmの主要な幹線道路である。しかし、東大和市、武蔵村山市、瑞穂町の区間6．7kmでは歩車道共に狭隘であり、車道部は渋滞が慢性化し、歩道部は歩行者と自転車がすれ違いにくい状況となっている。

これらの課題に対応するため、平成17年3月に18mの道路幅員を30mに拡幅する都市計画変更を行っている。

本事業は、当事務所管内の瑞穂町大字殿ヶ谷から同町大字武蔵間の約1．4Kmについて、拡幅工事を実施するものであり、平成24年度に事業認可を取得した。

今年度は用地取得を引き続き実施する。

福生3･4･4号　整備状況図



（2）－3　主な交通安全施設事業

（ア）交差点すいすいプラン

この事業は、道路幅員の狭い片側一車線の道路における交差点で、交差点直近の比較的短い区間の用地取得等を行い、右折車線等を整備することで、右折待ち車両による渋滞を緩和し、円滑な交通を確保するとともに、歩道の拡幅整備や植栽等による町並みの景観向上を目的とし、体系的に交差点改良を行うものである。

平成6年度に策定された第1次計画（交差点すいすいプラン100）において、西多摩建設事務所管内では、19箇所が計画され、このうち16箇所が完成または概成した。また、平成17年度に策定された「第2次交差点すいすいプラン」においては、当所管内では第1次計画からの継続3箇所を含め、16箇所の交差点改良が計画され、そのうち3箇所が完成または概成した。

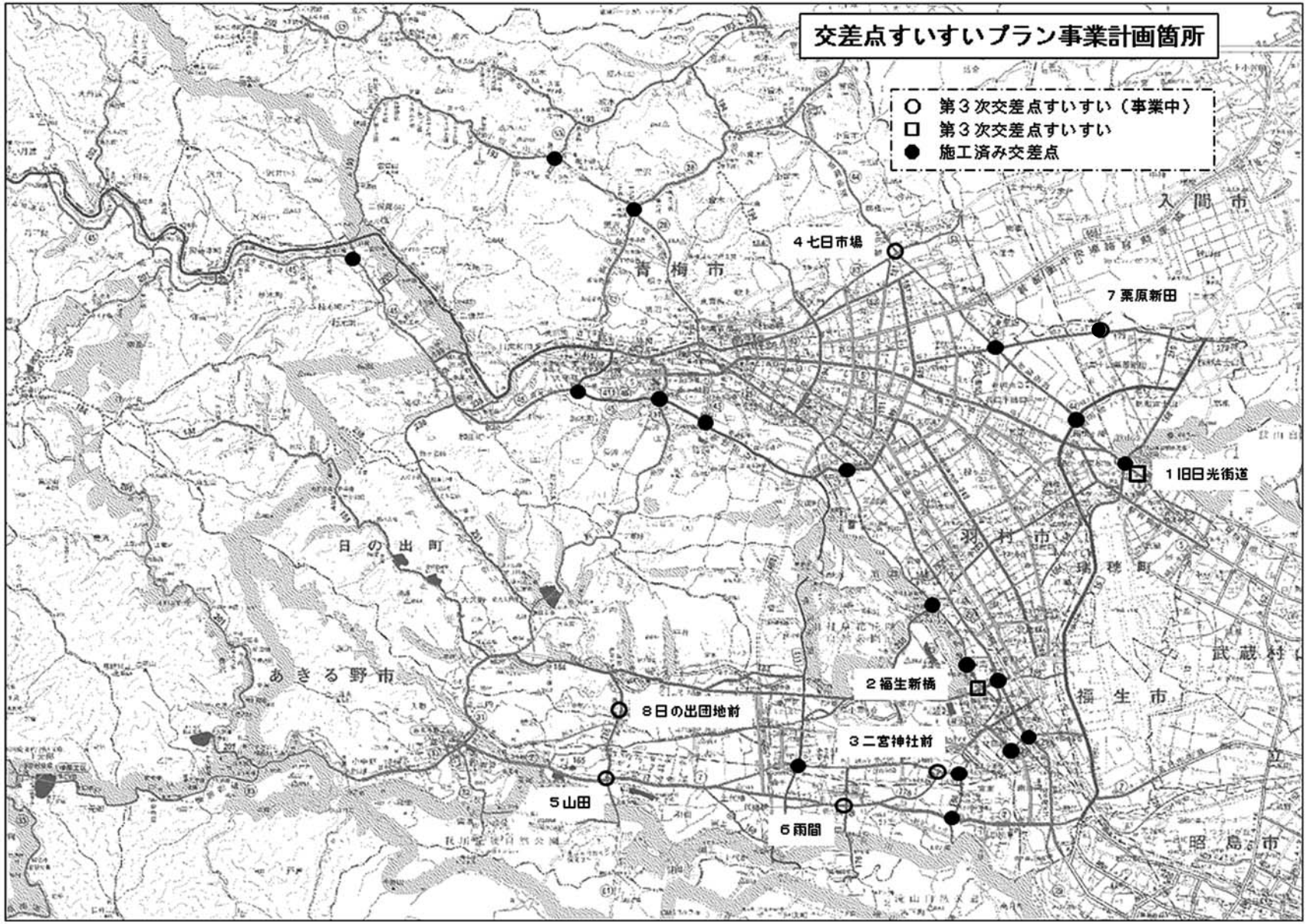
そして、平成27年度、76箇所の交差点を選定した「第3次交差点すいすいプラン」が新たに策定され、当所管内では第2次計画からの事業実施中の継続6箇所を含め、8箇所の交差点改良が計画された。

今年度は、用地取得3箇所（雨間、二宮神社前、七日市場）を進めるとともに、日の出団地前交差点と雨間交差点において工事を実施する予定である。

表４－20　「第3次交差点すいすいプラン」事業箇所

番号	交差点名	主道路		交差道路		所在地
		路線名	通称名	路線名	通称名	
1(1)	旧日光街道	主5	青梅街道	市道		瑞穂町
2(14)	福生新橋	主29	奥多摩街道	一165		福生市
3(40)	二宮神社前	主7	五日市街道	一168		あきる野市
4(50)	七日市場	主44	岩蔵街道	主63		青梅市
5(53)	山田	主61	山田通り	主7	五日市街道	あきる野市
6(67)	雨間	一176		主7	睦橋通り	あきる野市
7(68)	栗原新田	一179		一218		瑞穂町
8(69)	日の出団地前	一185		町道		日の出町

注）番号欄（ ）は第3次交差点すいすいプランにおける箇所番号

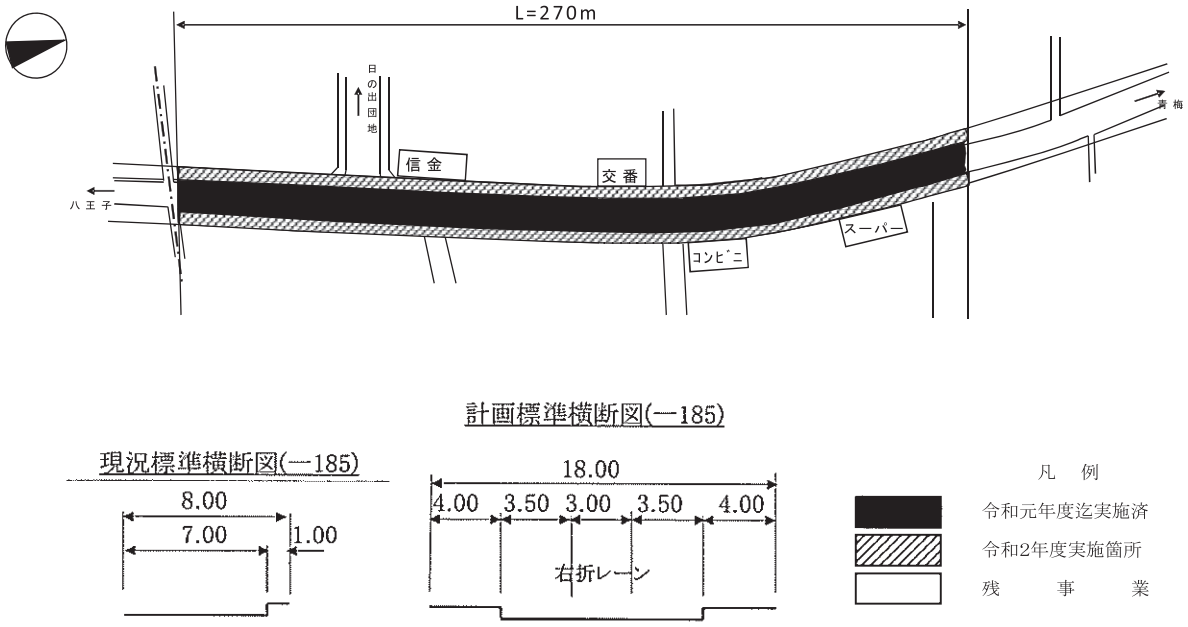

交差点すいすいプラン事業計画箇所
第３次交差点すいすい（事業中）
第３次交差点すいすい
施工済み交差点
１旧日光街道
２福生新橋
３二宮神社前
４七日市場
５山田
６雨間
７栗原新田
８日の出団地前
青梅市
入間市
日の出町
あきる野市
羽村市
瑞穂町
福生市
武蔵村山市
昭島市

【日の出団地前交差点】山田平井線（都185号）

一般都道１８５号と日の出団地へ向かう町道ほか１路線との交差点に右折レーンを設置し、渋滞解消を図るために交差点の前後２７０ｍ区間を整備する事業である。

平成１８年度に事業着手し、平成２８年度までに交差点の前後区間を含む約２１０ｍ区間で交差点改良工事及び歩道設置工事を実施した。今年度は、本整備に併せて実施している無電柱化事業の歩道本復旧工事を実施する。

日の出団地前交差点整備状況図



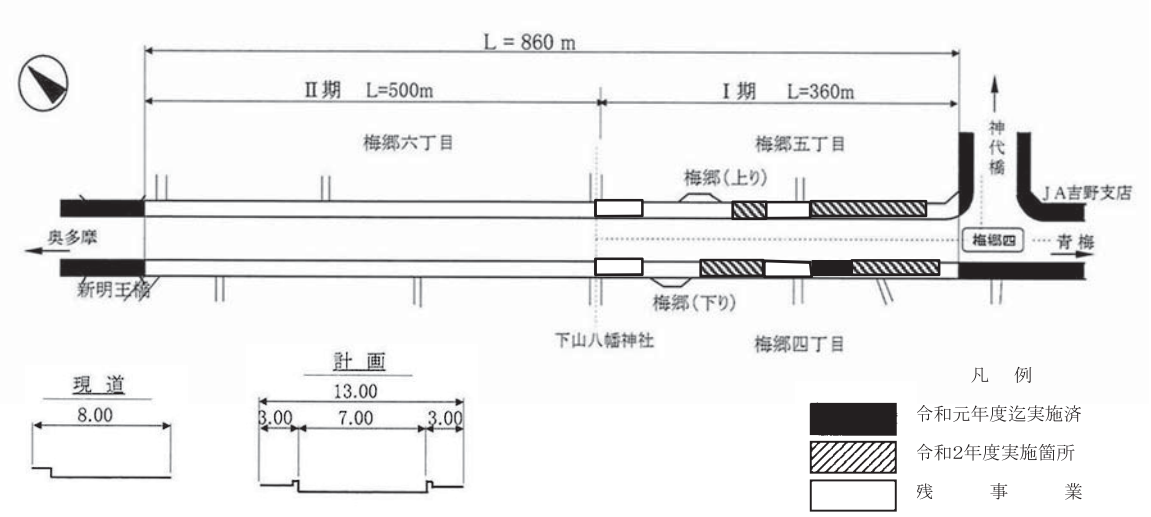
（イ）歩道設置

奥多摩青梅線（主45号　吉野街道）

（梅郷地区）

青梅市梅郷地区は、地名のとおり梅の郷として早春は観梅客で賑わうが、主45号（吉野街道）の新明王橋から梅郷四丁目交差点までの約860mは歩道がなく歩行者の安全な通行が確保されていない。このため平成14年に歩道設置事業の地元説明会を実施、平成18年度に第一期区間の用地取得に着手し、平成22年度及び平成26年度には一部歩道設置を実施した。今年度は、引き続き用地取得を進めるとともに、用地が取得できた一部の区間で歩道設置工事を実施する。

主45号(梅郷地区)整備状況図



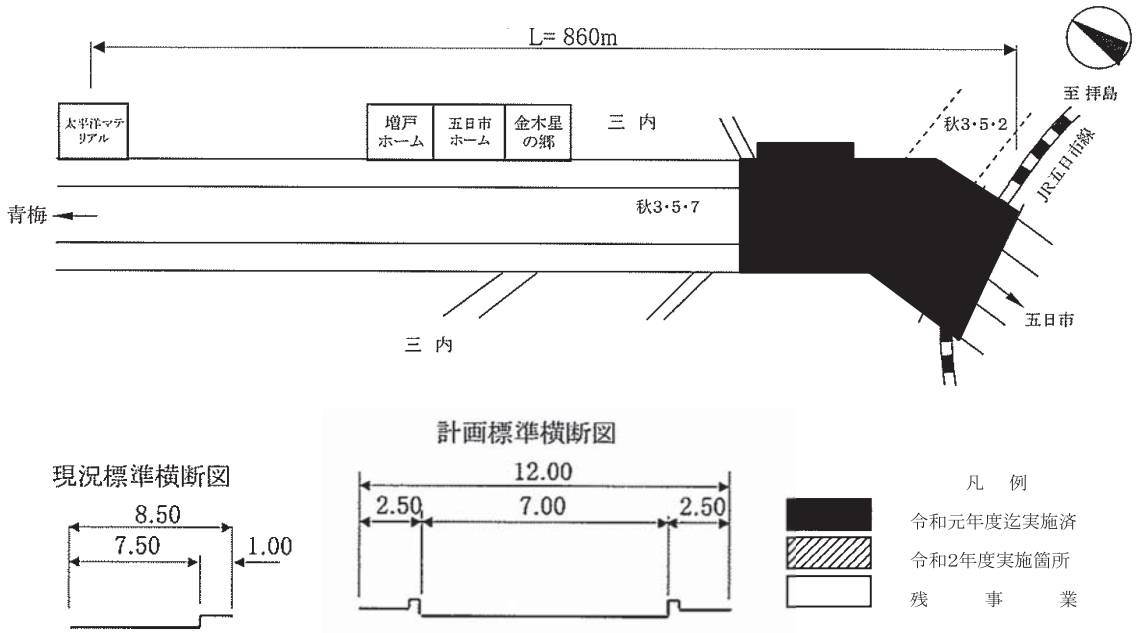
青梅あきる野線(主31号　秋川街道)

(三内地区)

主31号(秋川街道)のJR五日市線交差部付近から日の出町大久野付近までの860mについて、歩道を設置するため拡幅整備する事業である。現道は、歩道が未整備又は1m未満と大変狭く、歩行者の安全な通行が確保されていない。

このため平成22年度に地元説明会を実施し、平成24年度に事業認可を取得した。平成29年度に、歩道設置工事を一部実施し、今年度は、引き続き用地取得を進める。

主31号(三内地区)整備状況図



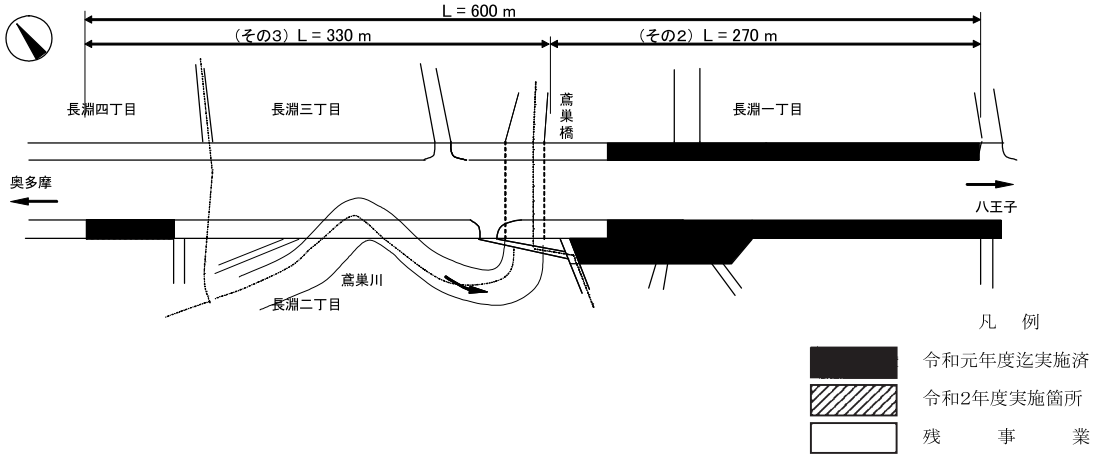
国道411号（吉野街道）

（長淵1～3丁目地区）

国道411号（吉野街道）の友田小付近から長淵郵便局前交差点付近までの約900mについて、自転車歩行者道を設置するため拡幅整備する事業である。

平成2年度から事業に着手し、平成12年度までにその1工区300mが完成し、その2、その3工区が事業中である。平成15年度には、その2工区のうち140m、平成16年度は法面工事を実施した。今年度は、引き続きその3工区の用地取得を進める。

国道411号(長淵1～3丁目地区)整備状況図

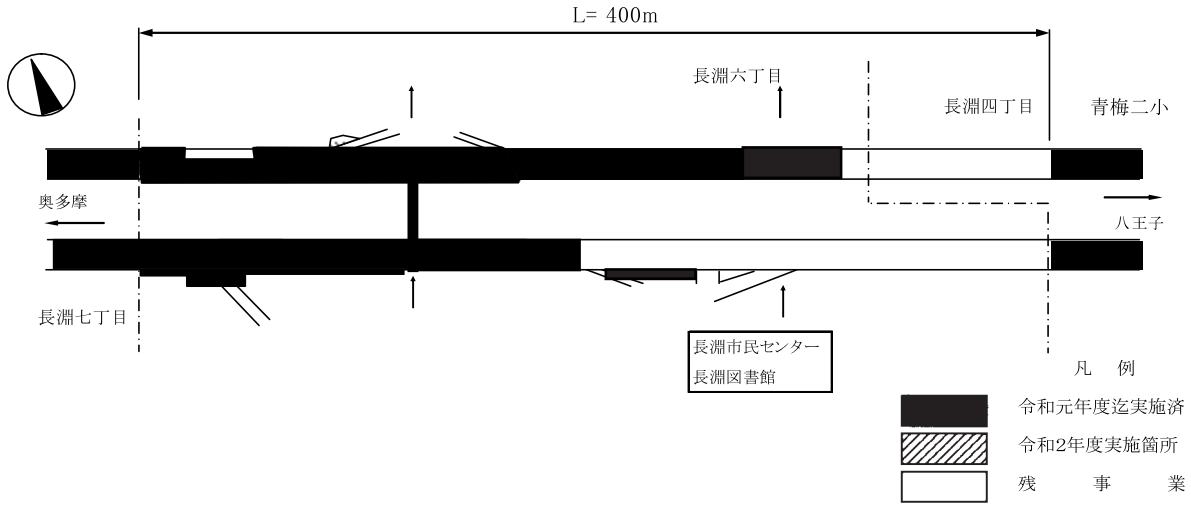


（長淵4～6丁目地区）

国道411号（吉野街道）の長淵七丁目付近から青梅二小付近までの約400mについて、自転車歩行者道を設置するため拡幅整備する事業である。

平成20年度から事業に着手し、用地取得、工事を順次進めている。今年度は、引き続き用地取得を進める。

国道411号(長淵4～6丁目地区)整備状況図

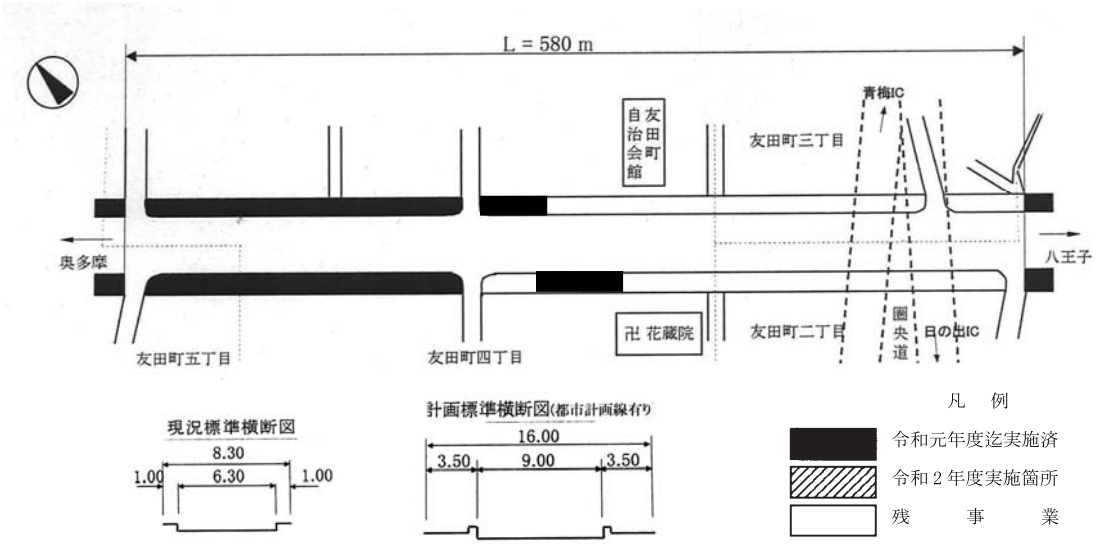


（友田地区）

国道411号（吉野街道）の圏央道付近から友田五丁目付近までの580mについて、自転車歩行者道を設置するため拡幅整備する事業である。

平成20年度から事業に着手し、平成19年度までに西側区間220mが完成し、平成23年度には東側区間の一部歩道設置を実施した。今年度は、引き続き東側区間360mの用地買収を進める。

国道411号（友田二～五丁目地区）整備状況図



（2）－4　主な鉄道立体交差事業

交通のボトルネックとなっている踏切の解消を図るため、以下の単独立体交差事業を進めている。

（ア）志茂立体交差事業（JR青梅線）

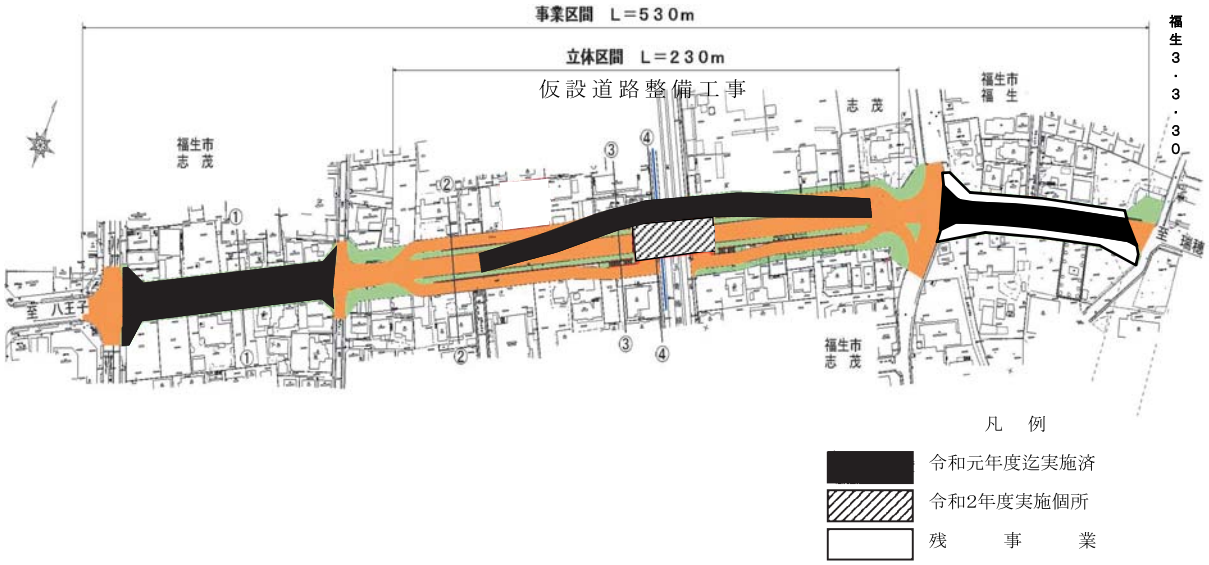
志茂立体交差事業は、都市計画道路福生3・4・2号とJR青梅線（牛浜駅～福生駅間）の交差部をアンダーパスで立体交差する事業であり、新奥多摩街道の福生志茂南交差点から、水道局福生第一水源付近までの間、約530mについて事業を進めている。

現在、当事務所にて施工中の福生3・3・30号街路築造工事と併せ整備を行なうことにより、周辺道路の渋滞が緩和されると共に、地域の利便性の向上が見込まれる。

平成18年度より用地取得に着手し、平成28年度に用地取得が完了した。

今年度は、JRに委託している鉄道交差部の立体工事を引き続き進めるとともに、前後区間の掘割部擁壁工事に先立ち仮設道路整備工事を実施する予定。

志茂立体事業平面図



（イ）箱根ヶ崎立体交差事業（JR八高線）

箱根ヶ崎立体交差事業は、都市計画道路福生3・5・17号とJR八高線（箱根ヶ崎駅～金子駅間）の交差部をオーバーパスで立体交差する事業であり、旧国道16号線、如意輪幼稚園北側の交差点から福生3・4・30号までの約510mについて事業を進めている。

本事業の事業用地の確保については、JR八高線以東は、東京都による直接取得で行い、以西は瑞穂町による箱根ヶ崎西土地区画整理事業により行っている。

今年度は、JR八高線東側の工事用搬入路工事を実施し、JRとの施行協定締結に向け調整を進めて行く。

箱根ヶ崎立体事業平面図

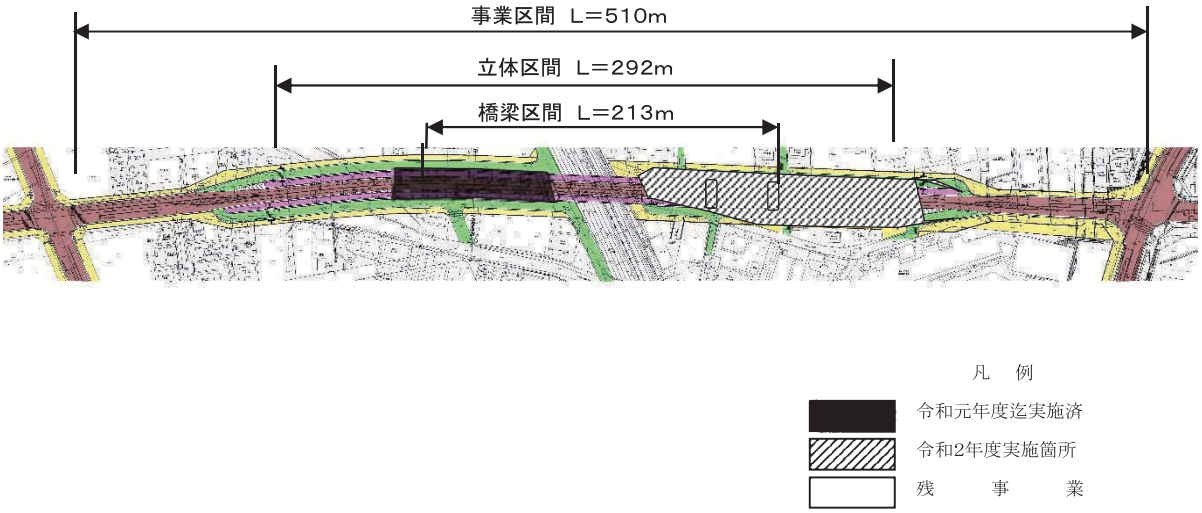


表4－21　令和元年度　工事第一課所管事業執行実績額調書

（単位：千円）

区　分	構築・舗装		その他		計	
	件数	金　額	件数	金　額	件数	金　額
道路整備費（公共）	6	368,540	39	0	45	368,540
道路整備費（単独）		411,657		1,680,022		2,091,679
計	6	780,197	39	1,680,022	45	2,460,219
街路整備費（公共）	3	0	1	0	4	0
街路整備費（単独）		131,876		1,100		132,976
計	3	131,876	1	1,100	4	132,976
交通安全施設費（公共）	5	0	6	0	11	0
交通安全施設費（単独）		258,564		58,203		316,767
計	5	258,564	6	58,203	11	316,767
合計	14	1,170,637	46	1,739,325	60	2,909,962

表４－２２　令和2年度　工事第一課所管事業執行予定調書

（単位：千円）

区　分	構　築　・　舗　装		そ　の　他		計	
	件数	金　額	件数	金　額	件数	金　額
道路整備費（公共）	10	1,086,000	84	100,000	94	1,186,000
道路整備費（単独）		903,640		1,368,693		2,272,333
計	10	1,989,640	84	1,468,693	94	3,458,333
街路整備費（公共）	4	108,000	20	0	24	108,000
街路整備費（単独）		162,000		212,000		374,000
計	4	270,000	20	212,000	24	482,000
交通安全施設費（公共）	12	22,000	21	0	33	22,000
交通安全施設費（単独）		426,100		383,000		809,100
計	12	448,100	21	383,000	33	831,100
合計	26	2,707,740	125	2,063,693	151	4,771,433

表４－２３　令和２年度　道路整備事業箇所別調書

NO	路線名	箇所	摘要
1	主要地方道　5号	瑞穂町箱根ヶ崎	工事用搬入路等　一式
2	主要地方道33号	あきる野市乙津	道路改修工事　L＝80m
3	一般都道　165号 一般都道　185号	あきる野市伊奈	街築工　L＝80m
4	一般都道　166号	福生市志茂	仮設道路整備工事　一式
5	一般都道　202号	奥多摩町大丹波	道路改修工事　L＝120m
6	一般都道　238号	日の出町大久野～青梅市梅郷	トンネル工事　L＝1，300m
7	一般都道250号	あきる野市草花	歩道本舗装工事　L＝250m

表４－２４　令和２年度　街路整備事業箇所別調書

NO	路線名	箇所	摘要
1	青梅3･4･4号 （第二工区）	青梅市天ヶ瀬～裏宿	街築工　電線共同溝工　L＝60m 擁壁工　L=60m
2	青梅3･4･4号 （第二工区）	青梅市天ヶ瀬～裏宿	街築工　電線共同溝工　L＝180m
3	福生3･3･30	福生市福生	擁壁設置工事　2箇所

表４－２５　令和２年度　交通安全施設事業箇所別調書

NO	路線名	箇所	摘要
1	国道　411号	青梅市友田五丁目～長淵一丁目	電線共同溝　L＝330m
2	国道　411号	青梅市友田一丁目	車道舗装　A＝843㎡
3	国道　411号	青梅市長淵七丁目	道路照明　N＝11基
4	主要地方道 7号	あきる野市二宮	自歩道設置　L＝492m
5	主要地方道 45号	青梅市御岳二丁目	人道橋上部工等　一式
6	主要地方道 45号	青梅市梅郷三丁目～五丁目	歩道設置　L＝220m
7	主要地方道 53号	青梅市黒沢三丁目	路肩改良　L＝20m
8	一般都道 169号	あきる野市下代継	構造物設置　L＝140m
9	一般都道 176号	あきる野市雨間	交差点改良　L＝110m
10	一般都道 185号	日の出町平井	歩道舗装　A＝1，880㎡

表４－26　都市計画道路事業認可一覧

路線名	起終点	延長（m）	幅員（m）	当初認可年月日	告示番号	施行年度	摘要
秋多3・4・6号	あきる野市大字草花字草花前 あきる野市大字草花字南小宮	660	22	H11.6.22	建設省 第1382号	H11～R5	
青梅3・4・4号	青梅市滝ノ上町 青梅市天ヶ瀬町	425	20	H15.9.18	関東地方整備局 第285号	H15～R5	Ⅰ期
青梅3・4・4号	青梅市天ヶ瀬町 青梅市日向和田一丁目	880	20	H17.12.2	関東地方整備局 第495号	H17～R3	Ⅱ期
福生3・3・30号	福生市大字福生 福生市大字福生	650	25	H20.12.11	関東地方整備局 第394号	H20～R5	
福生3・4・4号 立川3・2・4号	瑞穂町大字殿ヶ谷字榎内川添 瑞穂町大字武蔵	1,430	30	H24.7.4	関東地方整備局 第243号	H24～R6	
秋多3・5・7号	あきる野市大字舘谷台 日の出町大字大久野字幸神	860	12	H24.10.3	関東地方整備局 第358号	H24～R5	歩道 三内
秋多3・5・15号	あきる野市二宮	440	15	H25.8.19	関東地方整備局 第364号	H25～R6	歩道
青梅3・4・1号	青梅市駒木町一丁目 青梅市畑中一丁目	690	16	H25.8.8	関東地方整備局 第355号	H25～R7	駒木 Ⅱ期
青梅3・4・1号	青梅市畑中二丁目 青梅市畑中三丁目	565	16	H25.8.8	関東地方整備局 第356号	H25～R7	畑中 Ⅱ期
福生3・3・3の1号	福生市大字熊川字武蔵野 福生市大字熊川字武蔵野	1,090	28	H31.3.20	関東地方整備局 第49号	H30～R6	

（３）用　地

道路、橋梁、河川などの西多摩地域の都市基盤の整備を効率的に推進するため、早期に用地取得を完了させるべき路線を重点箇所として取り組むなど、計画的・重点的な用地取得に努めている。

令和2年度は、用地費と補償費を合わせて2,199百万円の執行を予定している。

特に街路事業の福生3・4・4号（新青梅街道）、青梅3・4・4号（千ヶ瀬バイパス）、福生3・3・30号など大規模路線や吉野街道（国道411号、主45号）などの用地取得を進めていく。また、その他に、道路整備事業で、水口（第2工区）、下元郷の用地取得を新たに進めていく。

当所の管内には、農地や山林が面積を多く占めているが、都市化の進展に伴い土地に対する権利意識が高まるなど、その考え方が変化してきている。その中でも、境界の争い、借地関係の曖昧さに起因する争い、また、未相続の箇所をはじめ、公図の不整合や訂正を要する箇所など登記上の問題も多く、これらが円滑な用地取得の阻害要因となっている。

また、土地所有者から代替地の要求も出されるが、特に山岳地域などでは相応しい代替地が見出せず移転先地の確保が困難な場合も多い。

用地取得に当たっての土地の価格は、東京都公有財産規則により東京都財産価格審議会の評定を得て決定する。補償金は、客観性、統一性を確保するため、「東京都の事業の施行に伴う損失補償基準」により算定している。さらに、関係人の生活再建を支援するため、移転資金の貸付、代替地の斡旋、都営住宅の斡旋を行っている。

用地の取得は、関係権利者との話し合いによることを原則としている。しかしながら、相続や借地等の関係権利者間の争いが解決しない場合、十分説明を尽くしたが補償金等についての合意が得られないなどの場合には、土地収用法の定める手続きによることもある。

表４－27

令和元年度道路用地関係執行実績調書

事業費別	路線別	用地取得 ㎡	建物移転 棟
道路整備費	国道411号（青梅市駒木1～3丁目）	304.13	2
	主45号（青梅市畑中3丁目）	161.08	1
	都165号（あきる野市草花）	312.71	1
	都166号（瑞穂町箱根ヶ崎）	58.70	1
	都202号（奥多摩町大丹波）	423.73	1
	計	1,260.35	6
街路整備費	青梅3・4・4号（青梅市天ケ瀬、裏宿町）	1,158.49	3
	福生3・3・30号（福生市福生）	13.56	0
	計	1,172.05	3
交通安全施設費	国411号（青梅市友田2～4丁目）	28.87	0
	主31号（あきる野市三内）	160.38	0
	主44号（青梅市藤橋）	2.58	0
	都169号（あきる野市下代継）	115.32	0
	計	307.15	0
合計		2,739.55	9

表４－２８

令和2年度道路用地関係執行予定調書

事業費別	路　線　別	用地取得　㎡	建物移転　棟
道路整備費	国道411号（青梅市駒木1～3丁目）	507	1
	主7号（福生市熊川）	750	6
	主31号（青梅市長淵5丁目）	36	1
	主33号（あきる野市乙津）	27	0
	主33号（檜原村下元郷）	160	0
	主45号（青梅市畑中3丁目）	390	2
	主45号（青梅市畑中、和田町）	40	0
	都165号（あきる野市草花）	1,823	3
	都166号（瑞穂町箱根ヶ崎）	100	1
	都250号（あきる野市草花）	140	2
	都251号（日の出町大久野）	200	1
	計	4,173	17
街路整備費	青梅3・4・4号（青梅市天ケ瀬、裏宿町）	75	2
	福生3・4・4号（瑞穂町殿ヶ谷、武蔵）	892	4
	福生3・3・30号（福生市福生）	721	7
	計	1,688	13

事業費別	路　線　別	用地取得 ㎡	建物移転 棟
交通安全施設費	国道411号（青梅市長淵1～3丁目）	75	0
	国道411号（青梅市長淵4～6丁目）	172	0
	国道411号（青梅市友田2～4丁目）	168	9
	主7号（あきる野市二宮）	85	0
	主29号（羽村市羽加美）	75	0
	主31号（あきる野市三内）	500	0
	主44号（青梅市藤橋）	20	0
	主45号（青梅市梅郷）	36	0
	都169号（あきる野市下代継）	41	0
	都176号（あきる野市雨間）	97	0
	都185号（あきる野市伊奈）	45	0
	都185号（あきる野市山田）	39	0
	計	1,353	9
道路災害防除費	国道411号（奥多摩町棚沢）	500	0
	都204号（奥多摩町日原）	900	0
	都206号（檜原村樋里）	500	0
	都251号（日の出町大久野）	450	0
	都206号（奥多摩周遊道路）	4,100	0
	計	6,450	0
合　　計		13,664	39

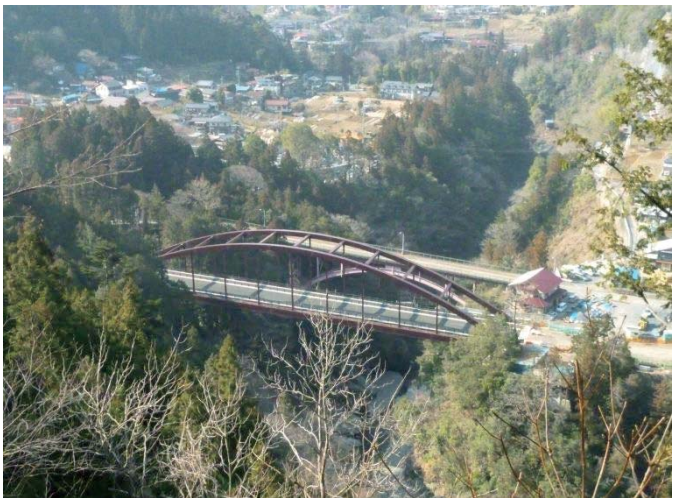
（４）橋梁整備事業等（工事第二課所管）

ア　事業の特色

当事務所管内は、東側の平坦地域においては、多摩川、秋川など比較的川幅の広い河川が東西を流れていることや、西側の山間部は、幹線道路が山あいの渓谷を縫うように走っており、深い渓谷を跨ぐ必要があることから、新たな道路・街路整備、または線形改良に伴って、橋梁を整備する機会が多いのが特徴である。

このため、当事務所は、工事第二課に橋梁に特化した組織を有している。

西部の山岳地域の大部分は秩父多摩甲斐国立公園に属していることから、景観に配慮した特色のある橋梁事業を行っており、東京では珍しい山岳地域特有の橋梁形式や、架設工法が見られることが特徴である。



国立公園内のためこげ茶に着色した将門大橋（下路式鋼ローゼ橋）

イ 事業内容

本年度の橋梁整備事業としては、羽村大橋及び本宿橋（仮称）について、事業を継続して実施する。

また、道路整備事業としては、都165号のうちあきる野市草花地区について、事業を継続して実施する。

（ア）　橋梁整備事業

羽村大橋

主要地方道第29号立川青梅線のうち羽村大橋は昭和49年3月に完成したが、事業反対のため都市計画幅員（W=18m）の半分の幅員で整備された。

第三次事業化計画において都市計画幅員を基本に橋りょう事業で整備することとし、平成28年3月に地元説明会を開催し事業に着手した。

今年度は河川管理者や交通管理者、あきる野市側搬入路工事に向けた地元などと協議・調整を引き続き行っていく。



本宿橋（仮称）

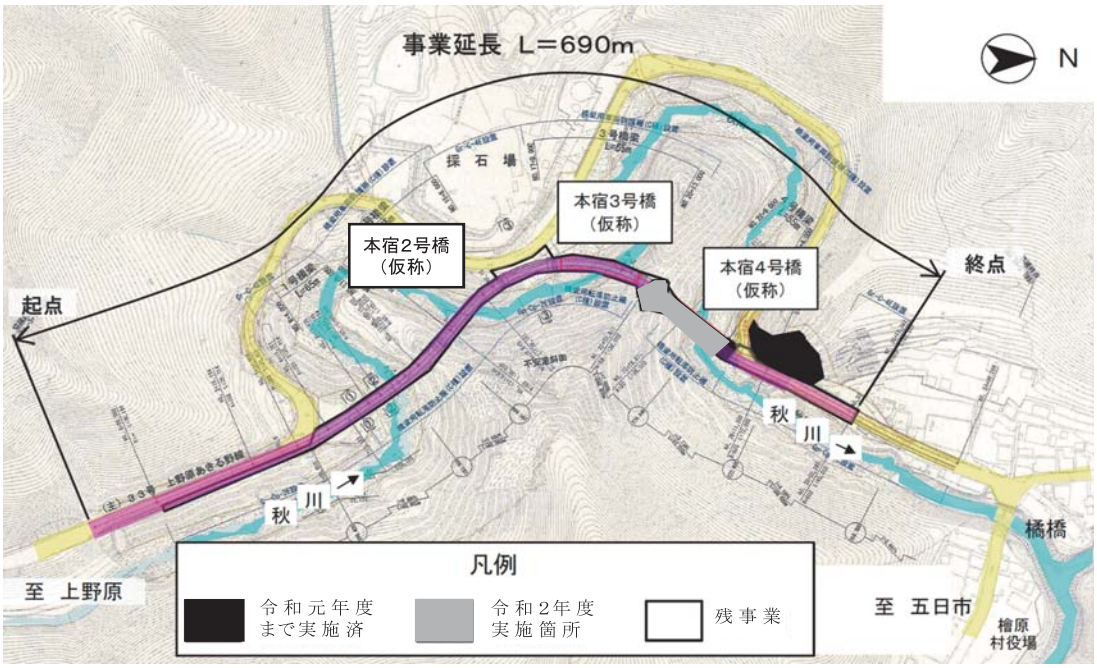
主要地方道第33号上野原あきる野線（檜原街道）の檜原村本宿地内は、蛇行する秋川と並行に現道が走るため、急カーブが連続し、道路山側が急峻なため落石の危険もあり、交通の難所となっている。

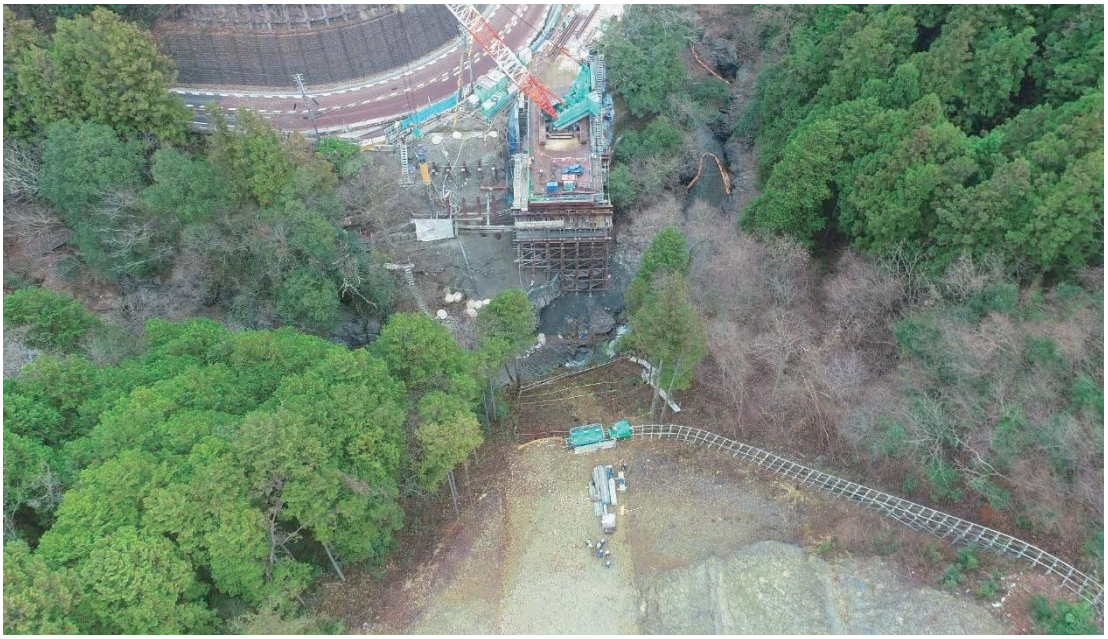
このため、線形を改良し、交通の安全を確保するため、秋川を渡河し右岸を短絡するルートを検討し、平成3年度より起点側の1号橋（仮称）の工事に着手したが、秋川を渡河した右岸側の斜面状況が想定以上に悪く、安全対策等を検討するために、一時事業を中断した。

その後、右岸側の危険な斜面を避けるため、再度、左岸側に戻り、再び右岸に渡る線形に見直し、平成22年度から終点側取付部の法面工事に着手し、平成25年度に終点側橋梁（4号橋（仮称））の左岸側橋台が完成した。

また、平成 30 年度に 3 号橋（仮称）から 4 号橋（仮称）間の取り付け道路部の切り回し工事が完了した。平成 30 年度に着手した 4 号橋（仮称）の 1 基の橋台及び RC アーチ橋架設工事は、令和2年度の完成に向け、施行中である。

さらに、2 号橋（仮称）及び 3 号橋（仮称）の整備に向け、検討・調整を行っている。





4号橋（RCアーチ橋）架設工事箇所

（イ）道路整備事業

一般都道第165号伊奈福生線[秋多3・4・6号]

橋梁整備事業で架替を行った永田橋と隣接しているため、現場状況に精通していることや、高さ10mを超える擁壁区間が存在し、擁壁築造、既設擁壁撤去や、跨道橋架替など大規模構造物の構築を、交通を供用しながら行うことから、橋梁整備事

業で培った技術力を発揮すべく工事第二課で所管している。

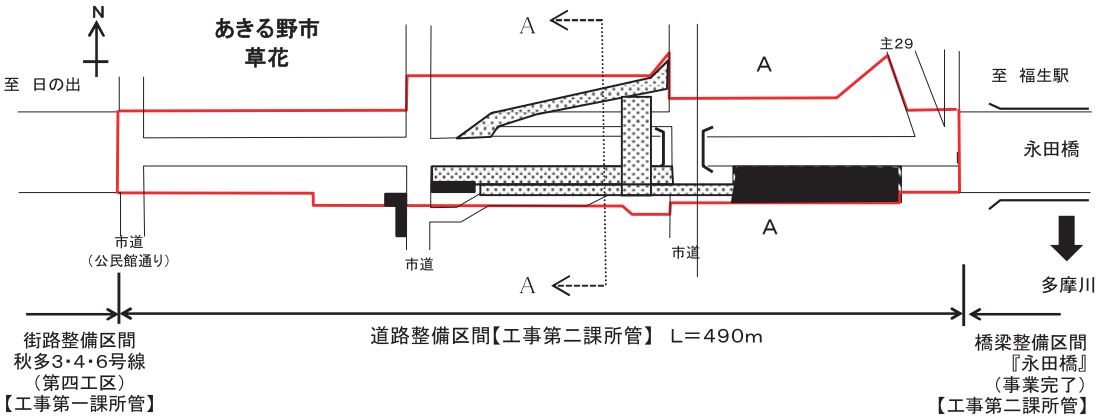
現況の歩道幅員は1m程度しか無く、車道も路肩が狭く大型車の通行も多いため、歩道を走行する自転車が多く、歩行者とのすれ違いでは、歩行者が車道に出てすれ違うなど、通学路でありながら非常の危険な状況である。

このような中、事業効果の早期発現のため、比較的用地取得が順調に進んでいる南側を先行して拡幅すべく、平成27年度から東（永田橋）寄りの高さ約10mの大型擁壁（自立山留式擁壁、 鋼管φ2,000mm 回転圧入）工事に着手し、南側既設擁壁の撤去、仮橋（陸橋）の設置および既設陸橋の桁撤去工事が完了した。

今後、既設橋台の撤去および新橋の架設を行っていく。

なお、事業完了後は、車線数は往復2車線で変わらないものの、停車帯と自転車走行空間が設けられ、歩行者、自転車及び自動車も安全かつ快適に通行することが可能となるほか、無電柱化事業も行っていく。

事業区間概略平面図



A―A断面

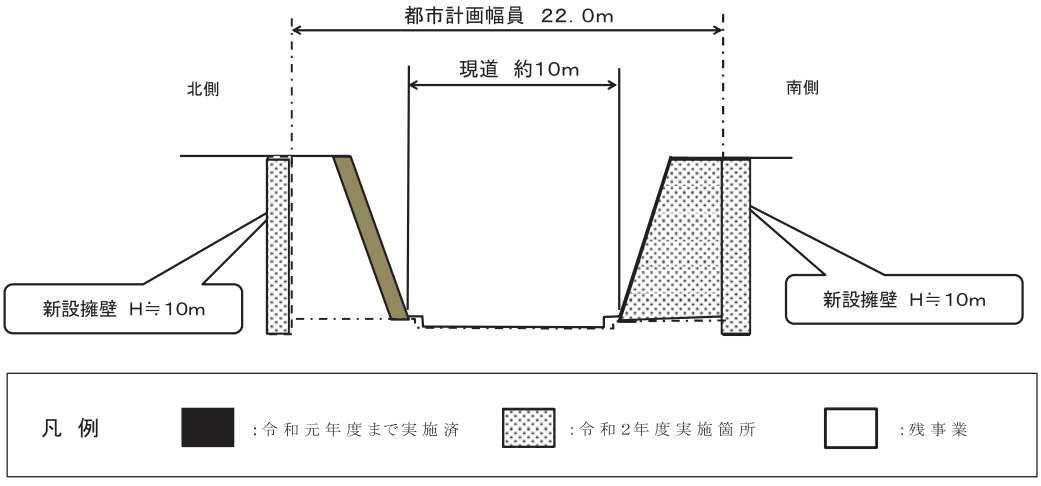


表４－29 事業執行表 （工事費）

（単位:千円）

区　　分	令和元年度執行実績		令和2年度執行予定	
	件数	金　　額	件数	金　　額
橋梁整備費(公共)	0	0	0	0
橋梁整備費(単独)	1	131，500	4	385，000
道路整備費(公共)	(0)	0	(1)	65，000
道路整備費(単独)	2	306，578	1	108，600
計	3	438，078	5	558，600

表４－30 令和元年度橋梁・道路事業箇所別調書

事業種別	橋名(路線名)	箇　　所	規　　模
橋梁整備事業	羽村大橋 (主要地方道第29号)	羽村市玉川一丁目地内 からあきる野市草花地内	－
橋梁整備事業	本宿橋(仮称) (主要地方道第 33 号)	檜原村本宿地内	４号橋(RCアーチ橋)架設工事
道路整備事業	伊奈福生線 (一般都道第165号) [秋多3・4・6]	あきる野市草花地内	擁壁工事(自立山留式擁壁 鋼管回転圧入φ2,000㎜N=13本、φ1,000mmN=102 本) 南側既設擁壁の撤去、仮橋(陸橋)の設置および既設陸橋の桁撤去工事

表４－31 事業中の橋梁事業概要

ふ　り　が　な	もとしゅく2ごうきょう	もとしゅく3ごうきょう	もとしゅく4ごうきょう
橋　梁　名	本宿２号橋（仮称）	本宿３号橋（仮称）	本宿４号橋（仮称）
路　線　名	主要地方道上野原あきる野線(第33号)「檜原街道」		
所　在　地	檜原村本宿地内		
橋　長	約60m	約70m	50m
幅　員　構　成	W=10.0m(車道=7.5m、歩道=2.5m)		
設　計　荷　重	B活荷重		

ふ　り　が　な	は む ら お お は し
橋　　梁　　名	羽 村 大 橋
路　　線　　名	主要地方道立川青梅線（第29号）
所　　在　　地	羽村市玉川一丁目地内からあきる野市草花地内
橋　　長	約　550m
幅　員　構　成	都市計画幅員標準部：W=18m（幅員構成は協議中）
設　計　荷　重	B活荷重

第５　河　　川

１　河川の現況

管内には、一級河川として多摩川水系14、荒川水系5の計19の河川（指定区間延長約165km）と、この他に、準用河川3、通称名のある普通河川が約300もある。一級河川の内訳は表５－1のとおりである。

また、砂防指定地ののべ面積は、37．48k㎡に及んでいる。

内訳は、表５－2のとおりである。

表５－1　管理河川（一級河川）一覧表　　令和2年4月1日現在

水　系	河　川　名	管理区間延長km 管内流域面積km²	水　系	河　川　名	管内区間延長km 管内流域面積km²
多摩川	多　摩　川	３６．６０ １６５．０	多摩川	鳶　巣　川	２．５０ ２．５
〃	残　堀　川	１．９９ １１．１	〃	日　原　川	９．００ ９３．８
〃	秋　　川	３３．５７ １０１．９	〃	小　菅　川	２．１１ ５．０
〃	養　沢　川	７．３０ １９．３	計	１４河川	１３４．１２ ４８６．１
〃	北　秋　川	１０．４０ ４６．１	荒　川	霞　　川	５．５０ １０．６
〃	平　井　川	１６．４５ ２７．１	〃	成　木　川	１２．６７ ８．８
〃	氷　沢　川	１．１０ １．２	〃	黒　沢　川	７．１２ １４．３
〃	鯉　　川	３．００ ３．７	〃	北小曽木川	４．８０ ７．０
〃	玉の内川	１．５０ ２．３	〃	直　竹　川	０．５２ ０．０
〃	北大久野川	５．５０ ４．６	計	５河川	３０．６１ ４０．７
〃	大荷田川	３．１０ ２．５	合　計	１９河川	１６４．７３ ５２６．８

※流域面積は自己流域を示す。多摩川については万年橋上流を示す。

表５－２ 砂防指定地市町村別面積一覧表　　令和2年4月1日現在

市町村名	管内総面積km²	指定地面積km²	面積率 %
青梅市	103.26	2.56	2.48
福生市	10.24	0	0
あきる野市	73.34	3.10	4.23
羽村市	9.91	0.07	0.71
瑞穂町	16.83	0	0
奥多摩町	225.63	30.77	13.64
日の出町	28.08	0.67	2.39
檜原村	105.42	0.31	0.29
計	572.71	37.48	6.54

２　河川管理

河川管理の目的は、洪水等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持されることにある。

当所における河川の管理は大別して、一級河川については河川法による法的、機能的管理を、普通河川（未譲与の水路敷）については法的管理を行っている。そのうち、一級河川は毎年度整備が進められているが、未改修部分も多くあり、河川の境界が不明確なところも多く、管理上の難しさを擁している。

しかし、一方では自然の岩盤により、護岸が形成されている部分も多く、風光明媚な景観をつくりだして、都民の憩いの場となっている。

（１）法定河川等にかかわる許認可事務

河川は本来、道路や公園と同様に公共物であって、直接に一般公衆の自由使用に供されるものであるが、その使用が公共の安全や秩序を乱したり自由使用としての社会的効用を妨げたり、またそのおそれがある行為については、これを制限し許可事項として規制している。

このため、河川法に基づく法定河川及び公有土地水面使用等規則に基づく普通河川に係る許認可等の処分を行っている。

また、砂防指定地等管理条例に基づく、砂防指定地における制限行為に係る許認可等を行っている。

他にも、地すべり等防止法及び急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律に係る処分を行っている。内訳は、表５－３のとおりである。

（２）河川区域及び財産に係る事務

官民境界（財産界）確定のための立会、河川区域の調査、法定河川区域の変更等の河川区域及び財産に係る事務を行っている。

表５－３ 令和元年度河川占･使用許可及びその他処理件数

１．一級河川占用許可件数

水系	河川名	占用許可	内容	
			占用料徴収	占用料免除
多摩川	多摩川	187	62	125
	残堀川	135	28	107
	秋川	390	144	246
	養沢川	101	60	41
	北秋川	101	54	47
	平井川	249	85	164
	氷沢川	32	21	11
	鯉川	59	29	30
	玉の内川	42	16	26
	北大久野川	72	28	44
	大荷田川	29	9	20
	鳶巣川	71	34	37
	日原川	42	19	23
	小菅川	5	2	3
	小計	1,515	591	924
荒川	霞川	189	86	103
	成木川	236	104	132
	黒沢川	227	125	102
	北小曾木川	81	44	37
	直竹川	11	3	8
	小計	744	362	382
計		2,259	953	1,306

2．公有土地（水面）使用許可件数

占用地所在市町村名	使用許可	内訳	
		使用料徴収	占用料免除
青梅市	86	12	74
福生市	3	1	2
あきる野市	40	2	38
羽村市	1	0	1
瑞穂町	7	3	4
奥多摩町	38	6	32
日の出町	23	2	21
檜原村	39	4	35
計	237	30	207

1．2．合計	2，496	983	1，513

3．その他の処理件数

内容	件数	備考
河川法許可	19	掘削（27条）19件
承認	0	自費工事0件（一河0件、普河0件）、権利譲渡0件
届出	113	一時使用（撮影等）111件、地位承継2件
協議	0	開発行為0件、その他0件
砂防	15	砂防指定地等管理条例（制限行為許可）
財産	0	寄付受領0件、交換契約0件
その他	268	占用料徴収調定158件、占用廃止11件、区域証明0件
		調査回答報告22件、境界確定・確認2件
		水質事故対応3件、苦情・要望72件

（３） 河川監察

道路河川パトロールカー（2台）により、管内の一級河川（19）及び急傾斜地、砂防指定地の監察を行い、河川での不法行為の摘発、危険箇所の発見に努めている。当所管内は広大であり、河川区域には車両が進入出来ない箇所も多いが、監察方法の工夫により監察の充実を図っている。

なお、通報、陳情、苦情に対しては、その都度早急に現地調査を行い適切な対応をとるよう努力しているところである。内訳は表５－４のとおりである。

表５－４　令和元年度河川監察実績表

項目	監察・延回数	不法占用					不法投棄			汚水流出					取締件数合計
		工作物設置	木材等置場	看板	土地形状変更	その他	残土（土砂等）	塵芥	砕石	染料	糞尿	漬物工場廃液	砕石場内発生	その他	
件数	70	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1

３　河川事業

西多摩地方は西部の山岳地が全体の約7割を占め、標高１，０００ｍを越す急峻な山々が多く、この山を貫いて多くの河川が渓流をなして流れており、天然河岸の崩壊や斜面の崩壊等の発生する箇所も多い。また東部の平野部においては、急速に市街化が進展しており、降雨の流出率が高まるなど徐々に治水の安全度も低下している。

西多摩建設事務所では都民の生命とくらしを守り、安心して住める街づくりをめざして中小河川整備事業をはじめ、砂防事業、地すべり防止事業、急傾斜地崩壊防止事業、河川環境整備事業等多くの河川事業を実施している。

（1）中小河川整備事業

ア　平井川

平井川は、日の出山に源を発し、東南に向けて流れ、北大久野川、玉ノ内川を合流し、平地に入り、流路をほぼ東の方向に変え、鯉川、氷沢川を合せ、JR五日市線鉄橋付近で多摩川に合流する多摩川水系の一級河川である。

その流域の大半は、国立公園や自然公園からなる山岳地帯と、秋留台地といわれる広大な平坦地で形成されている。かつては、東京の数少ない農村地域であったが、

昭和40年頃から急速に開発が進み河川を取り巻く環境も大きく変化し、水害等の発生の危険性も高まっている。

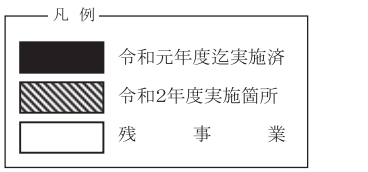
このため、昭和58年3月に多摩川合流点から日の出町大久野地内岩井橋までの延長11，250mを都市計画決定し、昭和61年4月に一部区間の事業認可を取得した。同時に用地買収と整備工事に着手し、現在までに、多西橋下流部から日の出橋下流部間のうち約4，500mを50mm／h対応で整備を完了した。

本河川は、比較的環境の良好な河川であることから地域住民より環境保全に関する意見や要望が出され、また、国土交通省から「多自然型川づくり」の推進について通達が出されたこと等により、平成3年度から多自然川づくりによる整備を実施している。

なお、多自然型川づくりの実施にあたっては、生物調査を行うと共に学識経験者等からなる「平井川多自然型川づくり検討委員会」及び学識経験者、市民等からなる「平井川に関する懇談会」から報告書が提出されている。これらの報告書を有効に活用するとともに、平成12年7月に公募による委員、川に関わりを持つ団体、関係市町村及び東京都の委員からなる「平井川流域連絡会」を設置して、広く意見交換を行いながら事業を実施している。

今年度は、日の出橋下流左岸（約160m）で護岸工事を実施する。







平井川（観音橋上流）

イ 霞　川

霞川は、青梅市の永山丘陵に源を発し、同市内の東部を流下して埼玉県入間市を経て入間川に合流する荒川水系の一級河川で、流路延長は15．8km、流域面積は25．8k㎡である。このうち、東京都管内の延長は5．55km、流域面積10．58k㎡となっている。本河川も近年流域内の開発が目覚ましく、河川への流出量が増大している。

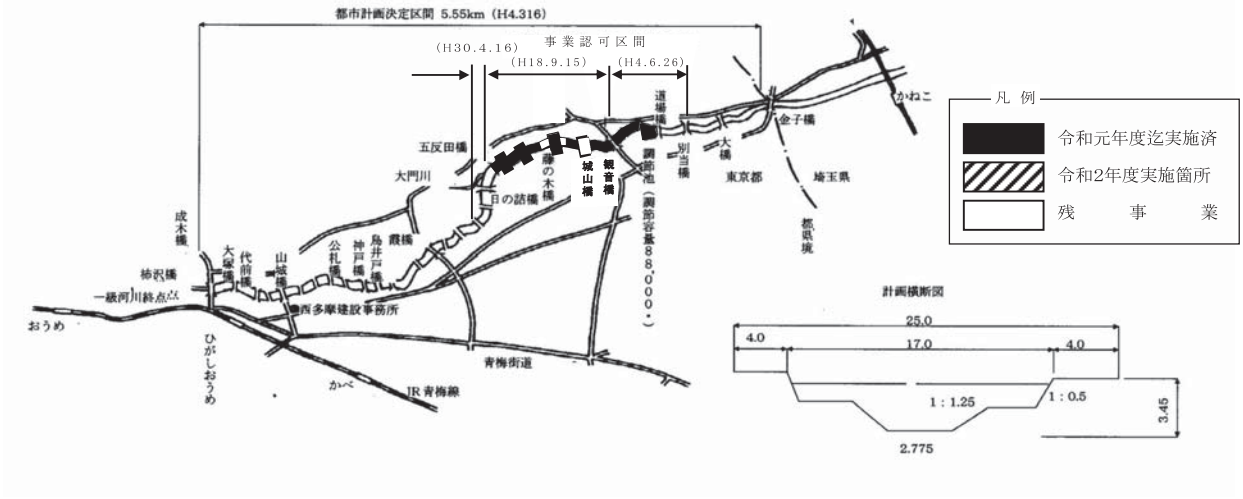
平成4年3月青梅市今井一丁目の都道（金子橋、都県境）から同市東青梅二丁目（柿沢橋、1級終点）の間約5．55kmを都市計画決定し、この内道場橋～観音橋450mの間について平成4年6月26日に事業認可を受けた（調節池を含む）。

これは、道場橋上流右岸に調節池（調節容量88，000m³）を設けて、埼玉県区間への流下量を軽減し、治水安全度の向上を図るものである。

霞川調節池については、平成7年度に事業に着手し、平成18年度に工事が完成し、平成20年度から供用開始している。

霞川調節池の完成により、上流部の河川改修が可能になったため、既事業認可区間上流の観音橋から日野詰橋までの間1,300mについて、平成18年9月15日に事業認可を受けた。また、日の詰橋から稲荷橋までの間330mについて、平成30年4月16日に新たに事業認可を受けた。

来年度以降、五反田橋より上流の護岸工事を実施する。





霞川（五反田橋より下流）



霞川（下流より五反田橋）

（２）砂防海岸整備事業

ア　砂防事業

西多摩地域はその3分の2が山地であり、その山地を流下する渓流は河床勾配が急で、山地荒廃や土石流の危険をはらんでいる。土砂の流出による被害を防止するため、砂防法（明治30年）により、管内面積の約7％を砂防指定地として定め、砂防施設の設置や、一定の行為の制限等を行っている。

今年度は、奥多摩町棚沢地区の西川及び青梅市沢井地区の中曽川等でえん堤築造工事を、奥多摩町海沢地区の海沢で流路工事を実施する。



中曽川（えん堤）



西川（えん堤）

イ　地すべり防止事業

地下水等に起因して生ずる「地すべり」現象を防止するため、地すべり等防止法（昭和33年）3条により、国土交通大臣が知事の意見を聞いて「地すべり防止区域」を指定する。

①多量の崩土が渓流又は河川に流入し下流河川に被害を及ぼすおそれのあるもの
②鉄道、迂回路のない道路、官公署、学校、病院等に被害を及ぼすおそれのあるもの
③人家10戸以上に被害、農地10ha以上に被害を及ぼすおそれのあるもの
等の区域について指定される。当事務所管内では、既に7ケ所指定されている。

ウ　急傾斜地崩壊防止事業

近年、台地や山間の崖地周辺にまで宅地化が進み、台風、集中豪雨の際に崖地崩壊による災害が起こる地域が拡大しつつある。昭和44年「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」が公布され、傾斜度が30°以上、がけの高さが5m以上、5戸以上の家屋があるという3条件を満たす土地及びその周辺を知事は関係市長村長の意見をきいて、急傾斜地崩壊危険区域に指定し、土砂災害から国民の生命を保護することとした。

当事務所管内においては、すでに奥多摩町小留浦地区など22地区が指定され、20地区の工事は完了している。

今年度は、青梅市の長淵一丁目地区、河辺町一丁目地区において引き続き法枠工等の、奥多摩町の丹三郎地区等で崩壊土捕捉工等の斜面対策を実施する。



長淵一丁目地区



青梅市河辺町一丁目地区

（３）河川防災

この事業は、河川施設や砂防・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止事業で設置した各施設の老朽化対策を目的としており、今年度は、秋川の護岸補修工事等を実施する。また、山田地区急傾斜地崩壊危険区域や大丹波川等で施設の補修工事を実施する。

さらに、令和元年東日本台風に伴う記録的な大雨により、多大な被害を受けた秋川や平井川沿いの護岸等について、復旧工事を進めている。



山田地区急傾斜地防災工事（平成30年度施工）

（４）河川維持

河川管理施設を安全かつ適切に維持管理するため、河川等の維持補修を行っている。河川管理施設の緊急または小規模な維持補修に対応するため、工事、委託合わせて9件の単価契約を予定している。

なお、多摩川の白丸ダムに設置されている「魚道」をはじめとし、秋川、平井川等にある約30基の「魚道」の維持管理も行っている。



白丸ダム魚道

（５）河川環境整備

土砂等の堆積により、治水上の影響が懸念される箇所では、堆積土砂のしゅんせつ工事を実施している。今年度は平井川で、しゅんせつ工事を実施する。

４　水　　防

河川の洪水等による水害を防ぎょし、被害を軽減することを目的として、管内における水防業務及びその円滑な実施のために必要な事項を「地域水防活動の手引き」に規定している。

この手引きは「東京都水防計画」を基にして、組織、水防機関の活動、情報伝達、通信連絡、水防上注意を要する箇所、資器材等により構成されており、毎年5月に水防管理団体、消防署、警察署、国土交通省京浜河川事務所、小河内貯水池管理事務所、交通局発電事務所等の関係機関と水防連絡会を開催して内容の周知徹底を図っている。

５　土砂災害警戒区域等の指定

平成13年4月、土砂災害危険箇所におけるソフト対策を充実させるために「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号、通称：土砂災害防止法）が施行された。

これを受けて、東京都では平成15年度から当事務所管内において同法第4条に基づく「基礎調査」に着手し、平成24年3月末までに管内約4，800箇所において実施してきた。この基礎調査の結果を受けて、平成17年度からは同法第6条に基づく「土砂災害警戒区域」（通称：イエローゾーン）の指定を青梅市成木地区を皮切りに進め、平成26年3月末までに管内全域4，807箇所の区域の指定が完了した。さらに、平成20年度からは「土砂災害特別警戒区域」（通称：レッドゾーン）の指定を、同じく青梅市成木地区を皮切りに進め、令和元年６月末までに4，592箇所の指定が完了した。

区域の指定が完了した地域は、平成28年度より同法第4条に基づき、指定後概ね5年ごとに地形改変や社会的変化があった箇所を抽出する2巡目基礎調査を実施しており、平成30年1月に青梅市成木地区、平成31年3月に小曽木地区で区域の見直しや新規区域の指定等を行った。

表５－５　土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定状況

（令和２年６月末現在）

市町村	土砂災害警戒区域				土砂災害特別警戒区域			
	急傾斜地	土石流	地すべり	計	急傾斜地	土石流	地すべり	計
青梅市	1,062	400	3	1,465	1,034	354	0	1,388
あきる野市	645	133	0	778	621	119	0	740
日の出町	504	164	1	669	487	142	0	629
檜原村	775	150	6	931	754	148	0	902
奥多摩町	727	152	10	889	720	139	0	859
福生市	17	0	0	17	14	0	0	14
羽村市	27	1	0	28	25	1	0	26
瑞穂町	34	8	0	42	26	8	0	34
合　計	3,791	1,008	20	4,819	3,681	911	0	4,592

＜水防災総合情報システムについて＞

水防災総合情報システムは、洪水や高潮による被害を軽減するため、水防関係機関等に河川水位・雨量等、水防に関する情報を迅速・的確に提供することを目的として、平成3年4月から稼動を始めた。その後、取り扱う情報の多様化、システムの老朽化などに対応するため、順次システム更新を行っている。

本システムは、①観測・監視システム、②洪水予報発表システム、③土砂災害警報情報発表システム、④気象伝達・態勢表示システム、⑤伝達文作成・伝達システム、⑥インターネット公開システムから構成されている。なお、管内には、下記のとおり８箇所の水位観測所と15箇所の雨量観測所が設置されている。

表５－６-(1)　水位観測所(河川水位)

番号	河川名	観測所名	所在地
1	多摩川	万年橋	青梅市畑中1－23
2	平井川	尾崎橋	あきる野市菅生203
3	秋川	秋留橋	あきる野市牛沼476
4	霞川	霞川	青梅市今井1－382(大橋下流)
5	霞川	霞川調節池上	青梅市今井2－946－1(下天神橋)
6	霞川	霞川調節池下	〃　(道場橋)
7	成木川	成木川	青梅市成木1－298(末成橋)
8	黒沢川	黒沢川	青梅市小曾木4－2040(青梅六中前無名橋)

表５－６(2)　貯留量観測所

番号	河川名	調節池名	所在地
1	霞川	霞川調節池	青梅市今井2－946－1

表５－７　雨量観測所

番号	観測所名	所在地
1	青梅	青梅市東青梅3－20－1(西多摩建設事務所)
2	福生	福生市北田園2－7－2(福生工区)

3	羽　　村	羽村市羽東1－29－35
4	梅　　郷	青梅市梅郷3－749(青梅市梅郷市民センター)
5	奥 多 摩	西多摩郡奥多摩町氷川951番4(奥多摩工区)
6	御 岳 山	青梅市御岳山42(御岳ビジターセンター)
7	日　　原	西多摩郡奥多摩町日原819(奥多摩町森林館前)
8	小 河 内	西多摩郡奥多摩町川野872(旧奥多摩出張所)
9	樋　　里	檜原村樋里4331－3(樋里コミュニティーセンター)
10	五 日 市	あきる野市舘谷266－8(あきる野工区)
11	檜　　原	西多摩郡檜原村上元郷403(檜原工区)
12	数　　馬	西多摩郡檜原村数馬2612(旧数馬料金所)
13	菅　　生	あきる野市菅生203(平井川・尾崎橋)
14	成　　木	青梅市成木7－896(成木川・大指橋下流)
15	小 曽 木	青梅市小曽木4－2040(黒沢川・青梅六中前)

表5－8 令和元年度 河川・砂防事業執行実績額調書　　(単位:千円)

区　分	執行実績					
	構築		その他		計	
	件数	金　額	件数	金　額	件数	金　額
河川維持費	8	99,198	23	159,635	31	258,833
河川防災費	11	721,196	17	88,801	28	809,997
災害復旧費	1	49,500	0	0	1	49,500
中小河川整備費	4	173,628	9	17,216	13	190,844
砂防海岸整備費	13	802,246	39	191,875	52	994,121
河川環境整備費	1	18,012	2	6,437	3	24,449
計	38	1,863,780	90	463,964	128	2,327,724

(注)その他には、支障物件移設費を含む。

表５－９　令和2年度　河川・砂防事業執行予定額調書　　（単位：千円）

区　分	執行予定					
	構築		その他		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
河川維持費	6	115,000	20	84,300	26	199,300
河川防災費	3	120,800	9	119,000	12	239,800
災害復旧費	1	60,000	0	0	1	60,000
中小河川整備費	3	141,000	8	92,500	11	233,500
砂防海岸整備費	19	1,561,000	47	577,000	66	2,138,000
河川環境整備費	1	20,000	1	10,000	2	30,000
計	43	2,017,800	85	882,800	118	2,900,600

（注）その他には、支障物件移設費を含む。

表５－10　令和2年度　河川・砂防整備事業箇所調書

事業種別	河川名	施工箇所	施工規模
中小河川整備費	平井川	あきる野市菅生地内	護岸工　160m
計	1箇所1件		
河川防災費	秋川	あきる野市引田地内	護岸工　100m
（砂防）	大丹波川	奥多摩町大丹波地内	砂防堰堤補修工　一式
（急傾斜）	御岳山	青梅市御岳山地内	鉄筋挿入補修工　一式
計	3箇所3件		
災害復旧費	秋川	あきる野市山田地内	護岸復旧工　90m
計	1箇所1件		
河川環境整備費	平井川	日の出町大久野地内	しゅんせつ工　350m
計	1箇所1件		
砂防海岸整備費			
（砂防）	喜代沢	青梅市駒木町地内	えん堤1基の一部
	本宿	檜原村本宿地内	えん堤1基の一部
	十二天川	奥多摩町氷川地内	えん堤1基の一部
	西川	奥多摩町棚沢地内	えん堤1基の一部
	中曽川	青梅市沢井三丁目地内	えん堤1基の一部、流路工
	深沢川	あきる野市三内地内	法面工　1,200㎡
	海沢川	奥多摩町海沢地内	流路工　170m
（急傾斜）	長淵一丁目	青梅市長淵一丁目地内	法枠工　800㎡
	河辺町一丁目	青梅市河辺町一丁目地内	法枠工　500㎡
	大久野新井	日の出町大久野地内	崩壊土捕捉工　100m
	小沢	檜原村小沢地区	崩壊土捕捉工　50m
	丹三郎	奥多摩町丹三郎地内	崩壊土捕捉工　120m
	山田	あきる野市山田地内	アンカー補修工　一式
計	13箇所19件		

表５－１１　令和元年度　河川用地関係執行実績調書

事業別	河川別	用地取得 ㎡	建物移転 棟
中小河川整備	霞川 （日野詰橋～稲荷橋）	177.32	1
	計	177.32	1
合計		177.32	1

表５－１２　令和2年度　河川用地関係執行予定調書

事業別	河川別	用地取得 ㎡	建物移転 棟
中小河川整備	霞川 （観音橋～日野詰橋）	31	1
	霞川 （日野詰橋～稲荷橋）	23	2
	計	54	3
砂防海岸整備	深沢川	926	0
	本宿地区第一沢	5,000	0
	喜代沢	5,000	0
	中曽川	5,000	0
	計	15,926	0
合計		15,980	3

第６　市町村補助事業

１　市町村土木補助事業

当所管内には、4市3町1村の地方自治体があり、それぞれ行政区域内の土木事業を行っているが、財政事情は厳しく国や都への依存度が強い。

ことに住民の生活に直結する道路、河川、橋梁など補助事業への要望が依然として高く、その増額が期待されている。

表６－１　市町村土木補助事業道路、橋梁関係調書
（補助率：道路改良・橋梁整備＝1/2、舗装補修＝3/10　単位：千円）

市町村名	件　名	令和2年度内示額		令和元年度決定額		前年度比率 %
		件数	補助金額	件数	補助金額	
青梅市	道路改良 舗装補修 長寿命化	9	45,768	10	84,091 内繰越(2、274)	54
福生市	舗装補修 道路改良 長寿命化	6	7,210	2	5,009	143
羽村市	舗装補修	1	1,236	17	17,372	7
あきる野市	道路改良 舗装補修 長寿命化	5	14,958	8	37,121 内繰越(13、912)	40
瑞穂町	道路改良 舗装補修	10	18,048	6	12,087	149
奥多摩町	道路改良	3	65,650	2	17,716	370
日の出町	舗装補修	2	14,700	3	16,949	86
檜原村	舗装補修	2	6,000	4	5,358	111
計		38	173,570	52	195,703 内繰越(16、186)	88

青梅市：改良された市道幹 29 号線



青梅市：改良された市道青 826 号線



第７　第三次みちづくり・まちづくりパートナー事業

本事業は、地域にとって重要な役割を果たす都道のうち、都市計画道路の事業化計画における優先整備路線以外で、地元市町村から要望が強い路線を東京都と市町村が連携協力して整備を行い、交通の円滑化・歩行者の安全性・利便性の向上など、地域のまちづくりに寄与することを目的とし、これまで「みちづくり・まちづくりパートナー事業」（平成11年度から20年度）（以下、「みち・まち事業」とする。）及び「新みちづくり・まちづくりパートナー事業」（平成21年度から28年度）（以下、「新みち・まち事業」とする。）を実施してきた。

「新みち・まち事業」は平成28年度に完了したが、関係市町村等からの新規路線採択を含む事業継続の強い要望を踏まえ、「新みち・まち事業」の次期事業として「第三次みちづくり・まちづくりパートナー事業」を立ち上げた。

「みち・まち事業」及び「新みち・まち事業」の費用負担や事業の役割分担など基本的な内容を継続し、地域のまちづくりと密接に関連する都道を関係市町村と協力して整備していくものである。

当所管内では、「みちづくり・まちづくりパートナー事業」において、一般都道伊奈福生線（第165号）のうち、あきる野市引田・日の出町平井地内（道路整備特別交付金事業整備箇所の西側）の延長360m、幅員18mの道路を圏央道及び駅、病院へのアクセス道路として、あきる野市・日の出町の共同施行で整備し、平成15年度完了した。

現在、「第三次みちづくり・まちづくりパートナー事業」として、青梅市の青梅3・5・5号線を平成21年度から継続し事業を行っている。

【あきる野市】
幅員18mで完成した都道伊奈福生線



【青梅市】
事業中の青梅3・5・5号線



別表(1)

管　内　道　路　の　現　況

平成31年4月1日現在

番号	路線名	管内				備考
		起点	終点	延長m	面積m^2	
国139	(指定区間外)	山梨県小菅村境	西多摩郡奥多摩町川野 国411号交点	2,365	30,996	
国411	(〃)	八王子市戸吹町境	山梨県丹波山村境	47,686	666,786	
	計	国道　2路線		50,051	697,782	
主5	新宿　青梅	武蔵村山市岸境	青梅市住江町 主28号交点	13,370	250,946	
主7	杉並　あきる野	立川市西砂町境	武蔵五日市駅前 主33号交点	19,841	362,963	
主28	青梅　飯能	青梅市市民会館前 国411号交点	埼玉県飯能市下畑境	8,999	112,453	
主29	立川　青梅	昭島市拝島町境	青梅市勝沼 主28号交点	21,248	304,954	
主31	青梅　あきる野	青梅市住江町 主28号交点	武蔵五日市駅前 主33号交点	8,932	154,268	
主32	八王子　五日市	八王子市上川町境	武蔵五日市駅西 主33号交点	1,984	28,637	
主33	上野原　あきる野	山梨県上野原市境	武蔵五日市駅前 主31号交点	20,944	319,085	
主44	瑞穂　富岡	西多摩郡瑞穂町箱根ケ崎 主5号交点	青梅市富岡三丁目 主28号交点	8,403	99,846	
主45	奥多摩　青梅	西多摩郡奥多摩町小丹波 国411号交点	青梅市千ヶ瀬町 主5号交点	16,793	240,253	
主46	八王子　あきる野	八王子市戸吹町境	あきる野市雨間 主7号交点	−	−	国411と重複
主53	青梅　秩父	青梅市上町 国411号交点	埼玉県飯能市境	12,373	158,937	
主61	山田　宮の前	あきる野市山田 主7号交点	八王子市上川町境	4,115	91,374	
主63	青梅　入間	青梅市東青梅 主28号交点	埼玉県入間市木蓮寺境	7,303	88,479	
	計	主要地方道13路線		144,305	2,212,195	
都163	羽村　瑞穂	羽村市羽東 主29号交点	西多摩郡瑞穂町箱根ケ崎東松原 主5号交点	3,722	64,105	
都165	伊奈　福生	あきる野市伊奈 主7号交点	福生市福生 国16号交点	10,211	133,837	
都166	瑞穂　あきる野 八王子	西多摩郡瑞穂町高根 国16号交点	八王子市高月町境	8,481	119,065	
都167	羽村停車場	羽村駅前	羽村駅前 都163号交点	55	439	
都168	東秋留停車場	東秋留駅前	あきる野市二宮 主7号交点	789	7,789	
都169	淵上　日野	あきる野市渕上 主7号交点	八王子市戸吹町境	1,504	18,904	
都176	櫛原　あきる野	八王子市戸吹町境	東秋留駅前 都168号交点	3,031	52,323	
都179	所沢　青梅	埼玉県入間市宮寺境	青梅市新町五丁目 主5号交点	5,602	75,010	

番号	路線名	管内				備考
		起点	終点	延長m	面積m^2	
都181	藤橋　小作	青梅市藤橋二丁目 主63号交点	羽村市小作台一丁目	2,938	56,274	
都184	奥多摩　あきる野	西多摩郡奥多摩町氷川 国411号交点	あきる野市菅生 国411号交点	28,497	244,974	
都185	山田　平井	あきる野市山田 主7号交点	西多摩郡日の出町平井 都184号交点	1,885	19,664	
都193	下畑　軍畑	埼玉県飯能市上畑境	青梅市沢井一丁目 国411号交点	9,763	113,389	
都194	成木　河辺	青梅市成木二丁目 都193号交点	青梅市河辺町六丁目 主29号交点	6,696	67,671	
都195	富岡　入間	青梅市富岡一丁目 主28号交点	埼玉県飯能市岩渕境	459	4,966	
都196	青梅停車場	青梅駅前	青梅市本町 主28号交点	95	3,701	
都199	梅郷　日向和田	青梅市梅郷五丁目 主45号交点	青梅市日向和田三丁目 国411号交点	601	9,334	
都200	柚木　二俣尾	青梅市柚木町二丁目 主45号交点	青梅市二俣尾四丁目 国411号交点	674	5,282	
都201	十里木　御嶽 停車場	あきる野市戸倉 主33号交点	御岳駅前 国411号交点	15,539	105,614	
都202	上成木　川井	青梅市成木 主53号交点	西多摩郡奥多摩町川井 国411号交点	7,078	32,747	
都204	日原鍾乳洞	西多摩郡奥多摩町日原鍾乳洞	西多摩郡奥多摩町氷川 国411号交点	10,859	101,665	
都205	水根　本宿	西多摩郡奥多摩町境 国411号交点	西多摩郡檜原村本宿 主33号交点	23,021	213,518	
都206	川野　上川乗	西多摩郡奥多摩町川野 国411号交点	西多摩郡檜原村南郷 主33号交点	38,060	840,602	
都218	二本木　飯能	西多摩郡瑞穂町二本木 都179号交点	埼玉県入間市寺竹境	212	1,540	
都219	狭山下宮寺	西多摩郡瑞穂町駒形富士山 国16号交点	埼玉県入間市二本木境	974	7,223	
都220	昭島停車場 熊川	昭島市美堀町境	福生市熊川 主7号交点	168	1,756	
都221	原市場　下成木	埼玉県飯能市下直竹境	青梅市成木 都193号交点	278	1,358	
都238	大久野　青梅	西多摩郡日の出町大久野 都184号交点	青梅市日向和田 国411号交点	2,296	36,739	
都249	福生　青梅	福生市牛浜 主7号交点	青梅市友田町 国411号交点	5,956	146,634	
都250	あきる野　羽村	あきる野市野辺 主7号交点	羽村市川崎 主29号交点	2,217	41,636	
都251	青梅　日の出	青梅市日向和田 国411号交点	西多摩郡日の出町大久野 主31号交点	3,215	29,539	
計		一般都道30路線		194,876	2,557,298	
合計		45路線		389,232	5,467,275	

別表(2)　　**通　称　道　路　名　一　覧　表**　　令和2年4月1日現在

通　称　名	起　　点	終　　点	通　過　地　点	該当国・都道
東　京　環　状	西多摩郡瑞穂町 二本木	町田市相原町	町田市、八王子市、昭島市、福生市、瑞穂町、羽村市	国道16号の一部
青　梅　街　道	新宿区歌舞伎町一丁目	西多摩郡奥多摩町留浦	新宿区、中野区、杉並区、練馬区、西東京市、小平市、東久留米市、東村山市、東大和市、武蔵村山市、瑞穂町、青梅市、奥多摩町	国道411号の一部 都道　5号の一部
五日市街道	杉並区梅里一丁目	あきる野市舘谷	杉並区、武蔵野市、小金井市、小平市、国分寺市、西東京市、立川市、福生市、あきる野市	都道　7号の一部
奥多摩街道	青梅市勝沼一丁目	立川市錦町五丁目	立川市、昭島市、福生市、あきる野市、羽村市、青梅市	都道　29号の一部
秋　川　街　道	青梅市青梅	八王子市八木町	青梅市、日の出町、あきる野市、八王子市	都道　31号の全部 都道　32号の全部 都道　33号の一部
滝　山　街　道	青梅市友田町 二丁目	八王子市左入町	青梅市、あきる野市、八王子市	国道411号の一部
新青梅街道	新宿区西落合三丁目都道8号(目白通り)との交点	西多摩郡瑞穂町箱根ケ崎都道5号(青梅街道)との交点	中野区、杉並区、練馬区、西東京市、東久留米市、東村山市、小平市、東大和市、武蔵村山市	都道245号の全部 都道　5号の一部 都道440号の全部
新奥多摩街道	立川市錦町五丁目 都道16号との交点	福生市熊川 都道7号との交点	立川市柴崎町、富士見町 昭島市郷地町、福島町、中神町、宮沢町、大神町、田中町、拝島町、緑町	都道　29号の一部
	福生市熊川　都道29号(奥多摩街道)との交点	青梅市河辺町六丁目 都道29号(奥多摩街道)との交点	福生市牛浜、志茂、本町、福生、加美平 羽村市川崎、羽東、羽中、羽(多摩川左岸沿い)	都道　29号の一部
岩　蔵　街　道	西多摩郡瑞穂町箱根ケ崎 都道5号(青梅街道)との交点	青梅市富岡三丁目 都道28号との交点	瑞穂町長岡長谷部 青梅市今井、藤橋、小曽木	都道44号の全部
睦　橋　通　り	福生市熊川 都道29号 (奥多摩街道)との交点	あきる野市渕上 都道7号(五日市街道)との交点	福生市南田園 あきる野市小川、野辺、雨間、油平、牛沼、下代継、上代継	都道　7号の一部
小曽木街道	青梅市森下町 国道411号(青梅街道)との交点	青梅市富岡 両郡橋(都県境)	青梅市黒沢、小曽木、(黒沢川沿い)	都道　28号の一部 都道　53号の一部
成　木　街　道	青梅市東青梅二丁目 都道63号との交点	青梅市成木七丁目 小沢峠(都県境)	青梅市根ケ布、黒沢	都道　28号の一部 都道　53号の一部

通　称　名	起　　点	終　　点	通　過　地　点	該当国・都道
吉　野　街　道	羽村市羽 都道29号との交点	西多摩郡奥多摩町小丹波 国道４１１号（青梅街道）との交点	羽村市羽西、青梅市友田町、長渕、駒木町、畑中、和田町、梅郷、柚木町、御岳、奥多摩町海沢、丹三郎（多摩川右岸沿い）	国道411号の一部 都道　45号の全部 都道249号の一部
檜　原　街　道	あきる野市舘谷 都道32号（秋川街道）との交点	西多摩郡檜原村数馬（奥多摩周遊道路）との交点	あきる野市五日市、小中野、戸倉、乙津 檜原村下元郷、上元郷、本宿、南郷、人里、笛吹、（秋川沿い）	都道　33号の一部 都道206号の一部
日　原　街　道	西多摩郡奥多摩町日原（日原鍾乳洞前）	西多摩郡奥多摩町氷川 国道４１１号（青梅街道）との交点	奥多摩町氷川字寺地、日原字倉沢 （日原川沿い）	都道204号の全部
旧青梅街道	青梅市東青梅二丁目 都道63号との交点	青梅市上町 国道４１１号との交点	青梅市勝沼	都道　28号の一部 都道　63号の一部
奥多摩周遊道路	西多摩郡奥多摩町川野 国道１３９号との交点	西多摩郡檜原村数馬 檜原街道との交点	奥多摩町・檜原村（旧奥多摩有料道路）	都道206号の一部
瑞穂バイパス	西多摩郡瑞穂町高根 東京環状との交点	西多摩郡瑞穂町むさし野三丁目 東京環状との交点	瑞穂町高根、箱根ヶ崎、むさし野	国道16号の一部
西多摩産業道路	福生市武蔵野台一丁目 東福生交差点	青梅市末広町二丁目 末広二丁目西交差点	福生市武蔵野台 羽村市神明台、緑が丘、栄町 青梅市末広町	都道249号の一部
羽　村　街　道	羽村市神明台一丁目 神明台一丁目交差点	西多摩郡瑞穂町南平一丁目 都道5号（新青梅街道）との交点	羽村市神明台、羽 瑞穂町箱根ヶ崎東松原、南平箱根ヶ崎	都道163号の一部
永田橋通り	西多摩郡日の出町大久野 都道31号（秋川街道）との交点	福生市福生 都道２９号（奥多摩街道）との交点	日の出町大久野、平井 あきる野市瀬戸岡、草花 福生市福生	都道　29号の一部 都道165号の一部 都道184号の全部
山　田　通　り	西多摩郡日の出町平井 都道１８４号との交点	八王子市上川町 都道32号（秋川街道）との交点	日の出町平井 あきる野市伊奈、山田、網代 八王子市上川町	都道　61号の一部 都道185号の全部
多摩川南岸道路	西多摩郡奥多摩町棚澤 国道４１１号（青梅街道）との交点	西多摩郡奥多摩町氷川 国道４１１号（青梅街道）との交点	奥多摩町棚澤、海澤、氷川	都道　45号の一部 都道184号の全部
合　計　　23 路 線				

管　理　橋　梁　調　書

別表（３）－１　橋梁現況調書総括表

令和２年４月１日現在

番号	路線名	橋数	橋長　m	面積　m^2	摘要
	一般国道139号	1	180.8	1,663.4	
	一般国道411号	37	1,907.6	21,775.4	
	計	38	2,088.4	23,438.8	
	主要地方道				
5	新宿青梅線	2	62.5	654.5	
7	杉並あきる野線	6	881.6	15,540.3	
28	青梅飯能線	12	103.9	1,101.7	
29	立川青梅線	5	293.1	4,569.1	
31	青梅あきる野線	4	169.1	2,305.2	
32	八王子五日市線	2	70.6	814.6	
33	上野原あきる野線	18	611.3	5,950.8	
44	瑞穂富岡線	5	67.0	736.4	
45	奥多摩青梅線	15	1027.7	11,690.4	
53	青梅秩父線	31	426.9	3,989.7	
61	山田宮の前線	3	641.6	7,598.3	
	計	103	4355.3	54,951.0	
	一般都道				
165	伊奈福生線	4	139.9	2,260.0	
166	瑞穂あきる野八王子線	4	176.0	3,200.0	
169	淵上日野線	1	4.4	22.0	
176	楢原あきる野線	3	232.0	2,583.7	
179	所沢青梅線	1	6.4	51.8	
184	奥多摩あきる野線	29	927.8	10,706.4	
193	下畑軍畑線	21	303.3	3,013.5	
194	成木河辺線	5	30.7	216.2	
199	梅郷日向和田線	1	132.4	1,681.5	
200	柚木二俣尾線	1	176.4	1,279.1	
201	十里木御岳停車場線	21	408.2	3,754.7	
202	上成木川井線	6	122.6	950.4	
204	日原鍾乳洞線	10	359.4	2,224.2	
205	水根本宿線	23	657.9	5,945.4	
206	川野上川乗線	18	711.2	6,285.6	
238	大久野青梅線	1	98.7	760.0	
249	福生青梅線	1	114.0	1,687.2	
250	あきる野羽村線	2	746.3	8,746.7	
251	青梅日の出線	10	84.7	739.8	
	計	163	5,432.3	56,108.2	
	合　計	304	11,876.0	134,498.0	

別表(3)－2

橋梁の種類、橋令別調書

令和2年4月1日現在

区分		橋数	橋長 m	橋面積 m^2	橋令別現況			現況別橋数		
					15年未満	15年～25年	25年以上	車両通行不能	荷重制限	安全
鋼橋	100m以上	20	3,374.6	44,053.0	2	7	11			
	30m以上～100m未満	47	2,977.0	29,149.0	7	4	36			
	15m以上～30m未満	26	551.4	4,995.7			26			
	15m未満	12	131.2	1,259.3	1		11			
	計	105	7034.2	79,457.0	10	11	84			
コンクリート橋	100m以上	5	1,203.4	15,143.4	1		4			
	30m以上～100m未満	34	1,795.5	19,952.3	4	5	25			
	15m以上～30m未満	27	555.3	6,410.5	7	4	16			
	15m未満	128	981.7	8,953.2		2	126			
	計	194	4,535.9	50,459.4	12	11	171			
鋼橋とコンクリート橋との混合物	100m以上	1	244.3	3909.0	1					
	30m以上～100m未満	1	33.0	389.4	1					
	15m以上～30m未満	1	15.4	138.6			1			
	15m未満	2	13.2	144.5			2			
	計	5	305.9	4,581.5	2		3			
木橋	100m以上	0								
	30m以上～100m未満	0								
	15m以上～30m未満	0								
	15m未満	0								
	計	0								
総計	100m以上	26	4,822.3	63,105.4	4	7	15			
	30m以上～100m未満	82	4,805.5	49,490.7	12	9	61			
	15m以上～30m未満	54	1,122.1	11,544.8	7	4	43			
	15m未満	142	1,126.1	10,357.1	1	2	139			
	計	304	11,876.0	134,498.0	24	22	258			

別　表(4)

横断歩道橋調書

令和2年4月1日現在

道　路　種　別	橋　数	延　長 m	備　考
国　　道	2	103.3	
主　要　地　方　道	16	843.8	
一　般　都　道	6	231.0	
計	24	1,178.1	

別　表(5)

人道橋調書

令和2年4月1日現在

道　路　種　別	橋　数	延　長 m	備　考
国　　道	4	73.1	
主　要　地　方　道	9	202.6	
一　般　都　道	23	379.1	
計	36	654.8	

別　表(6)

トンネル調書

令和2年4月1日現在

No.	路　線　名	トンネル名	延　長 m
1	国道411号	竹の花	94.0
2	〃	川野	139.5
3	〃	馬頭	82.0
4	〃	坂本	260.0
5	〃	あづまい	96.0
6	〃	女の湯	124.0
7	〃	鶴の湯	157.0
8	〃	室沢	215.0
9	〃	熱海	60.2
10	〃	大麦代	538.0
11	〃	中山	391.0
12	〃	桃ヶ沢	275.0
13	〃	板小屋	114.7

No.	路　線　名	トンネル名	延　　長　m
１４	国　道　４１１号	惣　　岳	149.0
１５	〃	梅　久　保	38.0
１６	〃	白　　髭	359.0
１７	〃	橋　　詰	238.0
１８	〃	新　氷　川	605.0
１９	〃	白　　丸	126.0
２０	〃	花　　折	108.0
２１	〃	鳩　の　巣	78.0
２２	〃	満　　地	150.0
２３	〃	新　満　地	396.0
２４	主32号 八王子五日市線	権　　田	45.0
２５	主33号上野原あきる野線	栗　　坂	209.0
２６	〃	甲　　武	954.0
２７	主45号　奥多摩青梅線	払　　沢	25.0
２８	〃	御　　岳	89.0
２９	主45号　奥多摩青梅線	城　　山	1908.0
３０	主53号　青梅秩父線	青　梅　坂	128.0
３１	〃	吹　　上	245.1
３２	〃	新　吹　上	603.0
３３	〃	滝　　成	142.0
３４	主61号　山田宮の前線	網　　代	563.0
３５	〃	上　　川	347.5
３６	〃	五　日　市	1,223.5
３７	〃	前　　山	30.0
３８	都184号奥多摩あきる野線	愛　　宕	1,043.0
３９	都204号　日原鍾乳洞線	日　　原	1,107.0
４０	都249号　福生青梅線	小　作　立　体	101.8
計			13,557.3

別　表(7)

地 下 歩 道 調 書

令和2年4月1日現在

路線番号	路　線　名	施設名	所在地	延長m	総幅員m	高さm	竣工年月
411	一般国道411号	秋川油平地下歩道	あきる野市油平	14.7	2.5	2.5	S42.9
411	一般国道411号	沢井市民センター前	青梅市沢井	18.5	2.3	2.0	—
411	一般国道411号	沢井駅南口	青梅市沢井	27.4	2.2	1.9	—
5	新宿青梅線	千ヶ瀬地下歩道	青梅市千ヶ瀬	40.0	4.0	2.5	—
7	杉並あきる野線	福生第七小学校前	福生市北田園	12.6	8.0	4.7	—
7	杉並あきる野線	草花地下歩道	あきる野市草花	25.3	3.0	2.5	S49.3
7	杉並あきる野線	多摩川緑地福生南公園	福生市南田園	18.6	4.0	2.4	—
29	立川青梅線	鍋ケ谷戸地下歩道	福生市熊川	22.7	1.7	1.9	S43.3
29	立川青梅線	牛浜地下歩道	福生市熊川	18.6	2.5	2.5	S50.10
29	立川青梅線	中福生南公園入口-1	福生市福生	9.9	4.0	2.6	—
29	立川青梅線	中福生南公園入口-2	福生市福生	8.0	2.2	1.9	—
29	立川青梅線	川崎地下歩道	羽村市川崎	22.3	2.0	2.4	S50.3
33	上野原あきる野線	すぎのこ地下歩道	あきる野市戸倉	28.1	2.6	2.5	S52.10
	計			266.7			

別　表(8)

都市計画河川一覧

（都市計画決定）　　令和2年6月30日現在

都市計画区域名	名称 番号	名称 河川	告示年月日 告示番号	計画決定区域	幅員(m)	構造	延長(m)	摘要
福生	1	残堀川	昭和47.12.25 都告第1451号	自 瑞穂町大字殿ケ谷字榎内川添 至 瑞穂町大字箱根ケ崎字池廻	24.0 ～	掘込式 単断面式	2,190	
秋多	1	平井川	昭和58. 3.31 都告第 351号	自 あきる野市平沢字下モ川原 至 日の出町大字大久野字岩井	95.0 ～	掘込式 単断面式	11,250	
		(ただし)		自 あきる野市平沢下モ川原 至 日の出町大字平井字欠下	95.0 ～	掘込式 単断面式	5,060	
青梅	1	霞川	平成 4. 3.16 都告第302号	自 青梅市今井一丁目 至 青梅市東青梅二丁目	30.0 ～	掘込式 単断面式	5,550	霞川調節池を含む

（事業認可）

都市計画区域名	名称 番号	名称 河川	告示年月日 告示番号	事業認可区域	幅員(m)	延長(m)	施工年度	摘要
福生	1	残堀川	昭和 62.6.1 建告第 1172 号	自　瑞穂町大字殿ヶ谷字榎内川添地内（下砂橋下流端） 至　瑞穂町大字石畑字吉野岳地内（吉野橋上流 55m）	24.0 ～ 23.0	1,030	昭 62 ～ 昭 66	
			平成 3.5.1 建告第 1229 号	自　瑞穂町大字石畑字吉野岳地内（吉野橋上流 55m） 至　瑞穂町大字箱根ヶ崎字池廻（狭山橋上流）	23.0 ～ 22.0	960	平 3　～ 平 7 (8.3.31)	
			平成 8.3.19 建告第 698 号	自　瑞穂町大字石畑字吉野岳地内（吉野橋上流 55m） 至　瑞穂町大字箱根ヶ崎字池廻（狭山橋上流）	23.0 ～ 22.0	960	平 3　～ 平 12 (13.3.31)	施行期間の変更
			平成 4.3.4 建告第 514 号	自　瑞穂町大字殿ヶ谷字榎内川添地内（下砂橋下流端） 至　瑞穂町大字石畑字吉野岳地内（吉野橋上流 55m）	24.0 ～ 23.0	1,030	昭 63 ～ 平 8 (9.3.31)	施行期間の変更
			平成 9.2.20 建告第 231 号	自　瑞穂町大字殿ヶ谷字榎内川添地内（下砂橋下流端） 至　瑞穂町大字石畑字吉野岳地内（吉野橋上流 55m）	24.0 ～ 23.0	1,030	昭 63 ～ 平 10 (11.3.31)	施行期間の変更
秋多	1	平井川	昭和 61.5.30 建告第 1112 号	自　あきる野市平沢字下モ川原地内（多摩川合流点） 至　あきる野市平沢字森ノ根地内（新開橋上流 240m）	95.0 ～ 53.0	2,360	昭 61 ～ 昭 65	
			平成 2.5.10 建告第 1067 号	自　あきる野市平沢字森ノ根地内（新開橋上流 240m） 至　日の出町大字平井字欠下	53.0 ～ 33.0	2,850	平 2　～ 平 6 (7.3.31)	
			平成 3.3.25 建告第 729 号	自　あきる野市平沢字下モ川原地内（多摩川合流点） 至　あきる野市平沢字森ノ根地内（新開橋上流 240m）	95.0 ～ 53.0	2,360	昭 61 ～ 平 7 (8.3.31)	施行期間の変更
			平成 7.3.14 建告第 61 号	自　あきる野市平沢字森ノ根地内（新開橋上流 240m） 至　日の出町大字平井字欠下	53.0 ～ 33.0	2,850	平 2　～ 平 11 (12.3.31)	施行期間の変更

（事業認可）

都市計画区域名	名称 番号	名称 河川	告示年月日 告示番号	事業認可区域	幅員(m)	延長(m)	施工年度	摘要
秋多	1	平井川	平成12.3.28 建告第721号	自 あきる野市平沢字森ノ根地内（新開橋上流240m） 至 日の出町大字平井字欠下	53.0～33.0	2,850	平2～平16（17.3.31）	施行期間の変更
			平成17.3.28 関告第158号	自 あきる野市平沢字森ノ根地内（新開橋上流240m） 至 日の出町大字平井字欠下	53.0～33.0	2,850	平2～平21（22.3.31）	施行期間の変更
			平成22.3.26 関告第98号	自 あきる野市平沢字森ノ根地内（新開橋上流240m） 至 日の出町大字平井字欠下	53.0～33.0	2,850	平2～平26（27.3.31）	施行期間の変更
			平成27.3.27 関告第164号	自 あきる野市平沢字森ノ根地内（新開橋上流240m） 至 日の出町大字平井字欠下	53.0～33.0	2,850	平2～平32（33.3.31）	施行期間の変更
青梅	1	霞川	平成4.6.26 建告第1238号	自 青梅市今井二丁目地内（道場橋下流15m） 至 青梅市藤橋二丁目（観音橋上流）	25.0	450	平4～平10（11.3.31）	
			平成18.9.15 関告第387号	自 青梅市藤橋一丁目地内（観音橋上流） 至 青梅市今寺一丁目（日野詰橋下流）	25.0～17.5	1,300	平18～平23（23.3.31）	
			平成23.3.31 関告第205号	自 青梅市藤橋一丁目地内（観音橋上流） 至 青梅市今寺一丁目（日野詰橋下流）	25.0～17.5	1,300	平18～平27（28.3.31）	施行期間の変更
			平成28.3.30 関告第119号	自 青梅市藤橋一丁目地内（観音橋上流） 至 青梅市今寺一丁目（日野詰橋下流）	25.0～17.5	1,300	平18～平31（32.3.31）	施行期間の変更
			平成30.4.16 関告第159号	自 青梅市今寺一丁目（日野詰橋下流） 至 青梅市今寺一丁目（稲荷橋下流）	17.5	330	平30～平37（37.3.31）	

「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（承認番号　平29情使、第1009号）」

東京都西多摩建設事務所管内図

平成三十年三月

秩父市　秩父多摩甲斐国立公園　丹波山村　奥多摩町　北都留郡　小菅村　山梨県　上野原市　檜原村　あきる野市　日の出町　埼玉県　飯能市　青梅市　入間市　羽村市　瑞穂町　福生市　昭島市　八王子市　神奈川県

道路表

No.	一般国道		主要地方道	
16	早稲田所沢青梅八王子町田	5	新宿青梅線	
139	早稲田多摩	7	杉並あきる野線	
411	早八王子町田	28	青梅飯能線	
468	早本厚木伊勢原	29	立川青梅線	
		31	青梅あきる野線	
		32	八王子五日市線	
		33	上野原あきる野線	
		44	瑞穂富岡線	
		45	奥多摩青梅線	
		46	八王子あきる野線	
		53	青梅秩父線	
		61	山田宮の前線	
		63	青梅入間線	
No.	一般都道			
163	羽村瑞穂線			
165	伊奈福生線			
166	瑞穂あきる野八王子線			
167	羽村停車場線			
168	東秋留停車場線			
169	澤上日野線			
176	栖原あきる野線			
179	所沢青梅線			
181	御嶽小作線			
184	奥多摩あきる野線			
185	山田平井線			
193	下畑軍畑線			
194	成木河辺線			
195	富岡入間線			
196	青梅停車場線			
199	梅郷日向和田線			
200	柚木二俣尾線			
201	十里木御岳停車場線			
202	上成木川井線			
204	日原鍾乳洞線			
205	氷梨本宿線			
206	川野上川乗線			
218	二本木飯能線			
219	狭山下宮寺線			
220	昭島停車場無川線			
221	原市場下成木線			
238	大久野青梅線			
249	福生青梅線			
250	あきる野羽村線			
251	青梅日の出線			

凡例

河川表

一級河川

水系	河川名	区間	摘要
荒川水系	霞	川	管轄市者管轄は「日向和橋先、柚沢橋以下埼玉県界
	成木	川	管轄市成木7丁目[1,264]番地先、大正院橋以下埼玉県界
	北小曽木	川	管轄市成木3丁目1,063番地先、自然中の橋以下成木川合流点
	黒沢	川	管轄市黒沢2丁目[1,455]番地先、都市橋以下成木川合流点
	霞竹	川	自然、管轄市成木7丁目1,109番地先、管轄・広小路橋以下成木川合流点
	多摩	川	西多摩郡奥多摩町笹salt、梅沢橋以下下流全線
	秋	川	西多摩郡奥多摩町氷川[1,214]番地先、新大平橋以下多摩川合流点
多摩川水系	重沢	川	あきる野市重沢[1,065]番地先、幅平橋以下秋川合流点
	北秋	川	西多摩郡檜原村藤倉（小澤沢合流点）、指石橋以下秋川合流点
	平岩	川	西多摩郡五日市町大久野4,419番地先、杉地橋以下多摩川合流点
	氷沢	川	あきる野市草花1,720番地先、横倉橋以下平岩川合流点
	観	川	あきる野市管生[1,214]番地先、管生高架入口橋以下平岩川合流点
	玉の内	川	西多摩郡五日市町大久野4,112番地先、神納橋以下平岩川合流点
	北大久野	川	西多摩郡五日市町大久野4,111番地先、この管橋以下平岩川合流点
水系	大岳沼	川	管轄市長岡3丁目[1,214]番地先、以下多摩川合流点
	霞葛	川	管轄市長岡3丁目[1,214]番地先、以下多摩川合流点
	日原	川	西多摩郡奥多摩町日原（小川谷合流点）、以下多摩川合流点
	小菅	川	西多摩郡奥多摩町川乗、山梨県界以下多摩川合流点
	残堀	川	西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎[71]番地先、鈴山ヶ池以下下谷橋（元北堀）

縮尺　1:96,000

東京都西多摩建設事務所

再生紙を使用しています。　石油系溶剤を含まないインキを使用しています。

地図調製（株）船津地図社　TEL（03）3711-3071

東京都西多摩建設事務所　事業概要

令和２年版

登録番号（2）

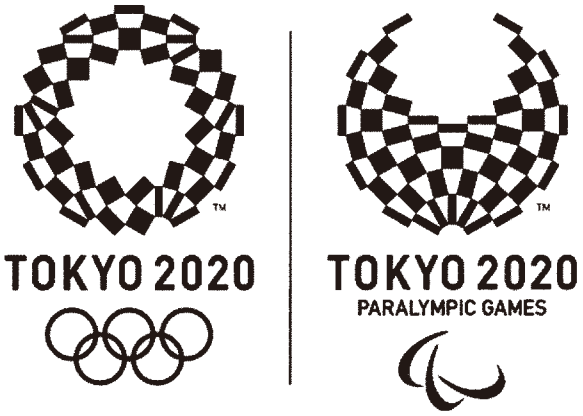
令和２年８月発行

編集・発行　東京都西多摩建設事務所庶務課

青梅市東青梅3丁目20番1号
電話　０４２８（２２）７２１０

印　刷　所　システム印刷株式会社

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。
石油系溶剤を含まないインキを使用しています。



HOST CITY